

令和5年第1回定例会

# 大江町議会会議録

令和5年 3月2日 開会  
令和5年 3月13日 閉会

大江町議会



## 令和5年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月2日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○令和5年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	14
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議第4号～議第34号の一括上程	31
○提案理由の説明	32
○一般質問	39
土田 勵 一 君	39
櫻井 和 彦 君	46
○散会の宣告	62

### 第 2 号 (3月3日)

○議事日程	63
-------	----

○本日の会議に付した事件	6 3
○出席議員	6 4
○欠席議員	6 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 4
○本会議に職務のため出席した者	6 4
○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○一般質問	6 5
藤野広美君	6 5
関野幸一君	7 8
菊地邦弘君	9 1
毛利登志浩君	10 6
○散会の宣告	11 8

### 第 3 号 (3月8日)

○議事日程	11 9
○本日の会議に付した事件	12 0
○出席議員	12 1
○欠席議員	12 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12 1
○本会議に職務のため出席した者	12 1
○開議の宣告	12 2
○議事日程の報告	12 2
○議第4号の説明、質疑、討論、採決	12 2
○議第5号の説明、質疑、討論、採決	12 3
○議第6号の説明、質疑、討論、採決	12 4
○議第7号、議第8号の説明	12 6
○議第7号の質疑、討論、採決	12 7
○議第8号の質疑、討論、採決	12 8
○議第9号の説明、質疑、討論、採決	12 8

○議第10号の説明、質疑、討論、採決	130
○議第11号の説明、質疑、討論、採決	132
○議第12号の説明、質疑、討論、採決	134
○議第13号の説明、質疑、討論、採決	136
○議第14号の説明、質疑、討論、採決	137
○議第15号の説明、質疑、討論、採決	138
○議第16号の説明、質疑、討論、採決	140
○議第17号の説明、質疑、討論、採決	142
○議第18号の説明、質疑、討論、採決	143
○議第19号の説明、質疑、討論、採決	144
○議第20号の説明、質疑、討論、採決	148
○議第21号の説明、質疑、討論、採決	176
○議第22号の説明、質疑、討論、採決	178
○議第23号の説明、質疑、討論、採決	179
○議第24号の説明、質疑、討論、採決	182
○議第25号の説明、質疑、討論、採決	183
○議第26号の説明、質疑、討論、採決	184
○予算特別委員会設置及び付託	185
○散会の宣告	186

#### 第 4 号（3月13日）

○議事日程	187
○本日の会議に付した事件	187
○出席議員	188
○欠席議員	188
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	188
○本会議に職務のため出席した者	188
○開議の宣告	189
○議事日程の報告	189
○予算特別委員会報告	189

○議第27号～議第34号の質疑、討論、採決	190
○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
○閉会中の継続調査について	198
○議員の派遣について	198
○閉会の宣告	199
○署名議員	201

大江町告示第6号

令和5年第1回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月27日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和5年3月2日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勳一君	11番	菊地勝秀君

不応招議員（なし）

## 令和5年第1回大江町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年3月2日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和5年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議第 4号 財産の取得について
- 日程第 8 議第 5号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 9 議第 6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 日程第10 議第 7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第11 議第 8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第12 議第 9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第18号 大江町旬のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の制定について
- 日程第23 議第20号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第24 議第21号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議第22号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第23号 令和4年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第24号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第25号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議第26号 令和4年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第27号 令和5年度大江町一般会計予算
- 日程第31 議第28号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議第29号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議第30号 令和5年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議第31号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議第32号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議第33号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議第34号 令和5年度大江町水道事業会計予算
- 日程第38 一般質問（2名）

10番 土田勸一

- テレワークを実施している企業の誘致について

4番 櫻井和彦

- 町民（特に高齢者の方々）に、スマートフォンの操作講習の機会を
- 町営小鳥山スキー場にリフトの設置を

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長 代理	伊藤和幸君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会においても、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等の着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会には、阿部税務町民課長に代わり、伊藤税務町民課長補佐が出席となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議場内での写真撮影と町長席に水差し置くことを許可いたします。また、ご覧のように、今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） それでは、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田 勵一 君

を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の協議に基づき、本日から3月13日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から、山形県町村議会議長会定期総会の件について、ご報告申し上げます。

定期総会は2月13日に開催され、令和4年度の会務報告並びに令和5年度の事業計画と収支予算について承認されたほか、地方創生のデジタル化のさらなる推進や町村議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題12項目の決議が承認されました。

また、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議も承認され、今後、国に対して要請を行っていくことが決定されたところであります。

以上が、山形県町村議会議長会定期総会の報告となります。

次に、西村山広域行政事務組合第1回議会臨時会の件について報告を求めます。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、令和5年第1回西村山広域行政事務組合議会臨時会についてご

報告申し上げます。

西村山広域行政事務組合議会臨時会が令和5年2月8日、寒河江市議場で開かれましたので、ご報告申し上げます。

まず、西村山広域行政事務組合議会議長選挙についてであります。指名推選により、伊藤正彦議員が議長に当選されました。

また、行政報告といたしまして、去る1月17日、河北町長選挙におきまして森谷俊雄氏が再選され、同時に、組合理事に就任いたしました。

質疑でございますが、第1号から第4号までございまして、第1号 令和4年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等により、歳入歳出全般について見直しを行い、補正しようとするものであり、1,120万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億7,600万2,000円とするものであります。以下、第2号、第3号、第4号はご覧いただきたいと思っております。

これで令和5年第1回西村山広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、議会運営委員会の行政調査の件につきまして、報告を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

私のほうから読み上げて報告に代えたいと思いますので、よろしく申し上げます。

調査年月日、令和5年2月6日。

調査場所、最上町議会運営委員会。

調査内容、議会運営及び議会運営委員会の活動等の取組等について、議員定数削減の取組についてでございます。

4、所感。

現在、最上町議会は12名で、議会運営委員会は6名で構成されておりました。

一般質問において質問が重複したような場合でも、基本的に同じ質問でも、視点が違う考えから、個々の質問を尊重する。

議員定数においては、最上地方8町村の中で多いと思われ、特別委員会を立ち上げて、30回ほど開催し、検討してきました。様々な意見がある中で、そろそろ結論を出さなければと考えるようでした。

議員定数、議員報酬については、議会制民主主義の根幹を揺るがす問題であると思う。慎

重に取り扱っていただきたいと思います。

このたびの行政調査に協力いただいた最上町議会に感謝を申し上げ、報告といたします。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

大江町議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

先ほど議長会より表彰を受けられました菊地議長をはじめ、4名の皆さん、誠におめでとうございます。そして、今後ますますの町議会議員としてのご活躍を期待申し上げております。

それでは、行政報告として、5件を報告させていただきます。

初めに、マイナンバーカードの取得の状況についてご報告いたします。

ご存じのとおり、国においては、マイナンバーカードの普及率向上のため、政府広報やテレビコマーシャルでの啓発、マイナポイントの交付などを行っており、また、各自治体においても独自に普及のための推進事業を展開しております。

大江町におきましては、各種イベント等における出張窓口や、休日窓口の開設のほか、昨年11月下旬から12月中旬までの休日に、各課の職員を動員して戸別訪問を行い、なかなか窓口においでいただけない住民の方々を対象として、出張申請の受付や、12月末までにマイナンバーカードの交付申請手続きをした方へのパワーアップ3プラス商品券の贈呈など、普及推進に努めてきたところです。

こうした活動により、12月末に60.4%で県内10位であった本町の交付率は、1月末の時点で69.6%に上昇したことで、県内第5位の交付率となっております。また、申請件数率で比較しますと、12月末の74.1%から1月末時点で81.3%に上昇しており、県内で第3番目、全

国でも39位という申請件数率となっております。

今後とも、マイナンバーカードの未取得者への普及啓発を継続するとともに、行政手続のデジタル化に対応する施策を展開し、住民サービスの向上に努めてまいりますので、議員各位のご協力、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目でありますが、大江町地域防災計画の改定についてご報告いたしますので、資料15の修正の概要、1ページのほうをご覧ください。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大江町防災会議が作成する計画となっており、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町や関係機関が連携し大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることで、地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的としております。

なお、災害対策基本法の改正や県の地域防災計画の修正などと整合性を図るため、随時修正が必要になりますが、3ページから21ページに列挙したとおり、近年だけでも数多くの改定や修正が必要となっております。

そのため、28ページから33ページに記載した主な修正項目を反映させた上で、このたび本計画を全面的に見直したものであります。

近年では、平成17年度に全面改定しており、その後も平成25年度に一部項目追加等の改定を行っておりますが、議員の皆様にはこの時点での計画をお渡ししていることとなります。なお、新たな計画書は306ページにわたる膨大な量になり、今後も毎年のように細かな修正が見込まれますので、紙ベースでの配付ではなく、タブレットに計画のデータを適宜取りこむ方式に改めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りたいと思います。

また、改定箇所といたしまして、激甚化・頻発化する災害に対応するため、従前の避難指示と避難勧告が警戒レベル4に当たる避難指示に一本化されたこと、災害廃棄物処理計画への反映、コロナウイルス感染症対策、災害発生時の避難所運営、避難の際に支援を必要とする方への支援体制の整備などが明確化されております。

町といたしましては、この計画が実効性のあるものになるよう努め、町の実情に即した効果的な防災活動の取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、3点目として、防災情報伝達システムの運用を開始することについてご報告申し上げますので、資料16をご覧ください。

このシステムは、Jアラートと言われる全国瞬時警報システムを基盤としつつ、防災情報

配信サーバーを介して、ワンオペレーションで様々な情報伝達媒体を利用できるようにする  
ものであります。

緊急の事態が発生した場合、これまでは町のホームページや生活情報メールなど、それぞ  
れの媒体ごとに伝達する情報の入力と操作が必要で、特に令和2年7月豪雨のときのような  
大規模な災害になると住民対応に追われ、結果としてタイムリーな情報伝達ができないとい  
う反省点がありました。

資料にありますように、新たな情報手段として、若者を中心に定着しているSNSやLINE、  
エリアメール、これらを含めて一斉配信が可能となり、また、町のホームページでも  
緊急情報が自動で更新され、最新の情報が取得できるようになります。

なお、2月中旬に試験稼働を終えており、3月20日頃には運用開始できるような準備を今進  
めているところです。

これにより、情報を速やかに受け取り、必要な情報を住民の皆様が選択できる体制が整う  
こととなりますので、町としても、より多くの方々から利用してもらえよう、システムの  
周知と、生活情報メール、SNS、これらへの加入促進を進めてまいります。

次に、4点目ではありますが、大江町健康温泉館等温泉施設の利用料金改定についてご報告  
申し上げますので、資料17のほうをご覧ください。

健康温泉館、シニアセンター、柳川温泉の管理運営に関しましては、株式会社大江町産業  
振興公社が指定管理者として運営しております。

公社より、コロナ禍により利用者の減、エネルギー価格の高騰などの理由により、利用料  
金の改定の申出がありました。主な内容は、健康温泉館、柳川温泉の入浴料を350円から400  
円に、4月1日より改定したいというもので、改定内容につきましては資料のとおりでござ  
います。

公社の経営状況は大変厳しいことから、利用料金の改定を町として承諾させていただきま  
した。利用者の皆様にはご負担が増えることとなりますが、何とぞご理解を賜りたいと存じ  
ます。

今回の料金改定により収益が高まりますが、今後も電気料金が4月から再度価格改定とな  
るなど、固定費の増高も見込まれ、経営も引き続き厳しい環境にあります。公社の安定した  
経営に向け、指導してまいりたいと考えています。

テルメ柏陵健康温泉館は石風呂改修のため3月15日まで休館としておりますが、16日午前  
10時よりプレオープンいたします。新しいやすらぎの湯がオープンとなります。やすらぎの

湯という名のとおり、町民の皆さんなど利用される方々にやすらぎを感じてもらえるよう、そして健康増進となるよう進めてまいりたいと考えています。

何より公社施設の利用拡大が経営安定につながることにありますので、議員各位をはじめ、多くの方々からご利用くださるようお願い申し上げます。

最後に、5番目として、山形県水道広域化推進プラン（案）についてご報告いたします。プラン（案）概要版により説明させていただきますので、資料18をご覧ください。

このプランは、将来にわたり持続可能で安全安心な水道水を供給していくため、県内水道事業者の広域連携を推進し、水道事業の経営基盤の強化を図る方針を示すものとして山形県が策定するもので、市町村との協議を踏まえて取りまとめられたものであります。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、山形県の給水人口は、平成29年の109万人から、60年後の令和59年には41万5,000人にまで減少すると推計されております。県内の水需要は、平成29年の1日当たり45万立方メートルから、令和59年には15万4,000立方メートルと、約8割にまで減少すると見込まれています。水道施設に大きな余剰が発生するとともに、有収水量の減少により給水収益が減少し、水道事業の経営環境はより一層厳しさを増すものと予測されています。

そのため、このプランでは、水道事業の広域連携を図るための圏域として、村山・最上・置賜・庄内の4圏域を設定して課題への対応を図ることとしております。

資料の1ページ左側の下の段であります。圏域ごとに現状分析と将来見通しが記載されております。

村山圏域においては、令和27年までの28年間で、施設更新費用として約3,218億円の多大な費用がかかるほか、村山広域水道の施設更新も見込まれています。

有収水量の1立方メートル当たりの販売単価であります供給単価については、村山圏域全体では、平成29年の212円から、令和27年には427円と2倍以上を要するとの試算であり、今後増大する施設更新への対応や財源の確保、水道料金と受水料金の上昇幅の抑制、水道を専門とする人材確保、これらが大きな課題となっております。

1ページの右側には、これら課題に対して経営基盤を強化するため、給水区域を越えた水道施設の再編成や、管理運営の効率化などの観点から検討を行い、広域連携の複数の類型パターンごとに経済的効果や難易性について試算、評価を加えた結果が示されています。

中段の黄色枠が村山圏域の試算結果です。

村山圏域においては、広域連携の類型としては、各市町水道事業者と村山広域水道を事業

統合した水平垂直統合型が最も経済的効果が高く、令和27年まで28年間の水道事業費の削減額は398億5,900万円、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価は、令和27年において現在の事業形態のままとした場合の427円から、水平垂直統合型では372円に抑制されると試算され、広域連携の望ましい形態として示されたところであります。

しかしながら、この形態による事業統合により、経済的損失を受ける事業者と経済的効果の高い事業者に分かれてしまうことから、村山圏域としては、どの類型パターンにより広域連携を進めていくかは、最終的な結論には至っていない状況であります。

また、各水道事業者が保有する水道施設の共同化の観点から試算した自己完結型、寒河江ダム集約型、地域水源活用型の3つの案については、広域的に浄水場の統廃合を行った上で地域水源を活用し、村山広域水道を併用する地域水源活用型が最も経済的効果が高いと試算されましたが、災害対応などに懸念が残ることから、継続協議とされたところであります。

2ページには、これら財政試算と検討結果を踏まえた今後の広域連携の推進方針が記載されています。村山圏域としては、施設の廃止やダウンサイジング、再編整備など、施設の適正化により経営基盤の強化を図りながら、ソフト・ハードの両面において広域連携の進め方を継続して検討するとされました。隣接する事業者等で取り組みやすい広域連携から取り組み、地域単位での段階的事業統合も検討し、将来的にはより広い地域での事業統合を目指すこととされたところであります。

この山形県水道広域化推進プランは、3月に策定し、ホームページなどにおいて公表される予定となっておりますので、ご覧いただきたく、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（松田清隆君） 先ほど行政報告を申し上げました中で、山形県水道広域化推進プラン

に係る説明におきまして、一部数字の私の読み間違いがありましたので、訂正させていただきます。

県内の水需要について、平成29年の1日当たり45万立方メートルから令和59年には15万4,000立方メートルと「8割まで減少すると見込まれる」というふうに私は申し上げましたが、正しくは8割ではなく、「3割まで減少すると見込まれる」の誤りでありましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

---

○議長（菊地勝秀君） それでは、議案の審議に入る前に、お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

---

#### ◎令和5年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、令和5年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてであります。

それでは、町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 本日開会の令和5年第1回大江町議会定例会に当たり、議員各位、そして町民の皆様方より、日頃から町行政の執行につきましてご理解とご協力をいただいておりますこと、心より御礼を申し上げます。

また、本定例会において、令和5年度の当初予算をはじめ、新年度における各種施策を説明するに当たり、今後の大江町の目指すべきまちづくりの方向性や取組課題などについて、新年度に向け所信の一端を述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

令和2年3月の大江町長就任以来3年間、町民の皆様には様々な方面からご理解とご協力をいただき、町長という職務を遂行できておりますことに対し、まずもって感謝申し上げます。任期も残すところ1年となり、令和5年度は1期目における総括の年度でもありますので、気を引き締めて様々な施策に取り組んでいきたいと考えています。

この3年間は新型コロナウイルスが猛威を振るい、その対応に関係機関と一緒にあった取組、そして度重なる豪雨災害の復旧復興に向けた対応の連続でありました。これまでに経験したことのない、そして最優先に取り組まなければならない課題ばかりでしたが、議会や町民の皆様、ボランティアの方々、関係機関のご協力、そして職員の頑張りにより何とか乗り切ることができております。

この2つの大きな課題については、今後の方向性は一定程度見えてきていると考えております。国や県などと連携を図りながら、スピード感を持ちながらも丁寧に、計画的に事業を進めながら、町民の安心で安全な生活を守ってまいります。

町の存在価値は、ここに住む人が夢を持ちながら幸せと感じられるか。ここに住みたい、住み続けたいと思えるか、魅力的なまちだと思ってもらえるか、などなどあると思います。価値観が違えば、いろいろな評価の見え方が出てきます。自然豊かな農山地域は、都市部にはない魅力的な資源がたくさん存在していると思います。日頃気づかずにいる見慣れたものが、見る人や見方、捉え方によっては、磨けば光るダイヤモンドの原石となり得る可能性を秘めていると考えれば、もう一度、私たちの周りにあるものの価値を見極めて、光り輝くものにするため、磨く努力が必要であります。

今年1月に発行された移住者向けの情報雑誌「田舎暮らしの本」の住みたい田舎ベストランキングで、大江町は1万人未満の町村総合部門で全国21位という評価をいただきました。これは外部から見た統一した指標の中で、客観的な評価として自慢できる一つの出来事でありました。

同時に、町のPRや情報発信がいかに重要であるかを実感しました。このまちの魅力やよいイメージをどう伝え、どう受け取っていただくか、これをさらに強化していかなければなりません。

定住人口ばかりでなく、交流人口・関係人口をさらに増やし、まちの魅力や活力を生み出していくことも重視していかなければなりません。新しい道の駅の工事が令和6年度の完成を目指してよいよ始まります。健康温泉館のリニューアルオープン、柏陵荘跡地の公園整備をはじめ、柏陵エリアの観光スポットとしての開発を計画的にさらに進め、新しい道の駅

を拠点とした、柳川温泉や山里交流館、そして朝日連峰などへとつながる観光を目指していきます。そして何より、こうした交流人口の増加により町内の経済活動が活性化するよう、官民一体となり取り組んでいく必要があります。

人口減少や少子化が予想をはるかに上回るスピードで進んでいます。全国的な傾向とはいえ、現実を見据えながら町の将来の姿を今から準備することが今の私たちの責務であります。保育の在り方、義務教育の在り方、公共施設の在り方などの今後想定される様々な要素に対して、将来を見越した対応を考えていく必要があります。議論し、共有し、方向性を決定していかなければなりません。

町の将来を担う子どもたちの健全育成のためには、子育て世代の負担軽減と子育てしやすい環境づくりも非常に大きな課題であります。これまで段階的に実施してきた小中学校の給食費完全無償化と保育料無償化を実現し、経済的負担軽減を図るほか、子育て支援センターの機能強化など、子育てに優しいまちづくりをさらに進めていきます。

「いつまでも この町に暮らす人が誇りと愛着を持ち続けられる 持続可能なまちづくり」これを進めていくためには、SDGs（持続可能な開発目標）の理念・目標を意識し、取組を進めていくことが重要です。世界規模から見れば非常に小さな町という単位であっても、町が取り組むべきこと、町民一人一人がやるべき役割など、身の回りの小さいことから、社会・環境・経済など様々な観点から持続可能な社会をつくっていかねばなりません。

令和5年度における大江町の各種事業の展開に際しては、SDGsにおける17項目の目標を意識しながら、世界が目指すべき持続可能な社会づくりに向け、大江町が取り組むべき課題について、町民の皆様と一緒に進めてまいります。

また、近年、地球温暖化が一因とされる気候変動の影響により、本町をはじめ、全国各地において豪雨等の自然災害が頻発し、その被害は激甚化の傾向にあります。地球温暖化は二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が要因とされており、これを削減していかなければなりません。

このようなことから、国は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを2020年10月に宣言いたしました。大江町といたしましても、脱炭素社会の実現は大変重要な課題と認識しており、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを宣言し、実現に向け、町民及び事業者の皆様とともに、地球温暖化防止につながる取組を可能なものから順次進めてまいります。

多様化している情報化社会の中では、情報を得る手段として、これまでのテレビや新聞と

いったものから、インターネットを介したものに広がってきています。スマートフォンの世帯普及率は9割程度となり、情報はもとより、身の回りのあらゆることがスマートフォンでは行える状況になってきています。このことは行政においても手軽に、便利に利用できるような住民サービスに生かしていくことが求められます。安全面を確保しつつも行政のデジタル化を早急に進め、町民の利便性向上と事務の効率化を図っていかねばなりません。

新型コロナウイルスの世界的流行により、これまで人間社会が築き上げてきた習慣、経済活動、社会システムなどは大きな転換を余儀なくされ、これまでの常識が様々な形に変化し、これからのスタンダードになってきています。在宅ワーク、オンライン会議、集会の簡略化など、人との接触をできる限り避けることから始まったこれらのことは、時間短縮や効率化といった意味合いと相まって、コロナ禍が収束した後も新たな社会のルールとして定着していくことが予想され、感染法上の位置づけが見直されれば、大きくウィズコロナの時代に進んでいくものと思われまます。

私たちは、これまでのコロナ禍の経験を生かしながら、日常生活や経済活動、観光面などにおいて工夫を凝らし、やがて訪れるアフターコロナに対応した「ちょうどいい幸せ」を感じられるまちづくりを目指していきます。

それでは、令和5年度の主要施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係についてであります。

第10次大江町総合計画と短期行動計画が策定4年目に入ります。事業の進捗状況を踏まえ、課題を明らかにしながら、町民それぞれの夢をより多く実現できるよう、まちづくりを推進してまいります。

人口減少対策として、若者世代、子育て世代が本町に魅力を感じ、住んでみたい、住んでよかったと思ってもらえるような移住・定住施策に取り組んでまいります。住宅ローン補助や家賃補助など、住まいに対する支援を拡充するとともに、町内外で暮らす大江町で育った若者に、ふるさとへの思いを巡らせ、ふるさと回帰を促すため、新たに同級会開催に対する支援を行います。

本町には、魅力ある移住・定住の支援制度が多くあります。そうした支援制度や子育て情報をいかにして届け、子育てに優しいまち、住むなら大江町というイメージを醸成できるかが大きなポイントではないかと思えます。各種メディアや広告媒体を有効に活用した情報発信を強化し、まちの魅力度を高めていきます。

少子化の要因の一つとして、結婚問題があります。引き続き婚活コーディネーターと連携

し、取組を進め、新たに県の新しいマッチングシステムである A I ナビやまがたへの登録料を支援し、婚活への支援を図ってまいります。

空き家対策については、空き家バンクへの登録件数、利用者数が増加しており、移住・定住の促進に大きな成果を上げています。引き続き不動産業者と連携し、空き家に関する各種補助事業の周知を図るとともに、空き家バンクの更新やウェブサイトなどを使った情報発信などを担う地域おこし協力隊などを採用し、空き家バンクの機能強化に努めてまいります。

地域おこし協力隊については、将来的に定住へと結びつく起業を支援し、移住・定住の促進、交流人口増加など、地域活性化につながる活動ができる人材を適材適所に配置していきます。また、将来の地域おこし協力隊希望者を育てていくため、おためし地域協力隊事業を継続してまいります。

重要な公共交通機関の役割を担っている J R 左沢線は、町の生命線でもあり、町民の心よりどころでもあります。大変な盛り上がりを見せた昨年 4 月の全線開通 100 周年記念イベントに引き続き、今年度は 101 周年記念イベントを実施し、左沢線利用に対する助成などを拡充するとともに、県や沿線自治体とも連携しながら、J R 左沢線の活性化に向け取り組んでまいります。

また、広く町民の足として浸透している町営バスと乗り合いタクシーについては、さらなる利用拡大に向けて P R に努め、ダイヤ改正や利便性の向上を図ってまいります。

道の駅おおえについては、令和 5 年度に敷地造成や建物の建築工事に着手し、令和 6 年度のリニューアルオープンに向けて、着実に事業を進めてまいります。

ふるさとまちづくり寄附につきましては、登録事業者を増やし、魅力ある返礼品を充実させてきた結果、ここ数年、寄附額が順調に増えており、令和 4 年度の実績は過去最高の水準で推移しています。令和 5 年度においても、引き続き登録事業者と連携・協力し、質量共々、返礼品の充実を努め、町特産品の販路拡大と販売促進に結びつけ、地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

なお、村山地域 7 市 7 町による山形連携中枢都市圏の取組は 4 年目を迎えますが、改善を図りながら、住民サービス・住民福祉の向上につながるよう努めてまいります。

令和 3 年度から S N S での情報発信を始めており、フォロワー数も順調に伸びていますが、行政事務のデジタル化、簡素化も乗り遅れることなく進めていかなければなりません。

町税や国民健康保険税などは、コンビニエンスストアや普及が進んでいる P a y P a y などでも納付できるほか、令和 5 年秋頃には窓口での手数料についても電子マネーで納付でき

るようにしていきます。また、マイナンバーカードを利用して、役場窓口を設置した端末の操作画面で証明書等の交付が受けられる、かんたん窓口のサービスが既に始まっており、住民票などもマイナンバーカードを利用してコンビニでも取得できるようになりました。

令和3年9月のデジタル庁発足以来、国は情報システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進など、自治体デジタルトランスフォーメーションを強力に進めており、デジタル技術を活用した行政システムの構築を目指しています。

本町におきましても、行政手続のオンライン化をはじめ、将来的に、書かない窓口やペーパーレス化などの実現に向け、庁内業務のデジタル化を推進していくことといたします。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町は、リンゴ、ラ・フランス、スモモ、桃など高品質で多種多様な果樹の生産地で、市場からも高い評価を得ています。中でも順調に生産量が伸びているスモモは、これまでの取組が実を結び、安定した高値で取引されていますが、さらなる生産拡大を図るため、今後4か年で約4.5ヘクタールのスモモ団地を整備し、大江町産スモモのブランド化を目指します。

稲作農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄を防ぐため、鋭意、農地集約を進めていますが、年々担い手への負担が大きくなっています。大規模担い手を対象とした稲作経営持続化支援事業により、大型機械導入や施設整備などを支援し、稲作農家の所得向上につなげてまいります。

令和6年の道の駅おおえのリニューアルを見据え、農産物産直部門の充実を図るため、新たに長期出荷の調整や冬季間の安定出荷のための設備・施設の整備について、重点的に支援してまいります。

親元就農を含めた新規就農者の確保は、本町農業の持続化と振興を図る上で大きな役割を果たしています。就農研修生の受入れも年々増えていることから、新たな新規就農者用住宅の建設など、住環境の整備を進め、地域おこし協力隊の雇用により、新規就農者確保に向けて、情報発信、PR活動を活発化させるとともに、OSINの会や農業関係機関と連携した営農支援、生活支援を継続してまいります。

美しい農村環境を保全していくため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を引き続き効果的に活用するとともに、農地利用状況調査を行い、農地中間管理事業を積極的に活用した農地の集約・集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。また、地震や集中豪雨などによる被害を防止するため、県営農村地域防災減災事業により、大江中部地区と大江三郷地区のため池や用水路の整備改修を進めてまいります。

林業については、外国産材から県産材への切替え、公共建築物等木材利用推進法の改正及びSDGsの目標達成に向けた機運の高まりにより、公共建築物のみならず、民間建築物での木材利用や木質バイオマスエネルギーへの転換が見られるなど、木材の需要が高まっております。大江町美しい森林づくり協議会や関係自治体、林業関係組織等で構成する西山杉利活用推進コンソーシアムと連携しながら、高品質な町産西山杉の生産・販売の拡大と、森林資源の利活用による林業と関連産業の振興に努めてまいります。

また、木材搬出の効率化を図るため、県代行の森林管理道開設工事として、林道沢口道海線の整備を継続してまいります。

次に、商工労働について申し上げます。

町内産業は、コロナ禍の影響に加え、資材やエネルギー価格の高騰、物価高の影響を受け、厳しい現状にあります。国の政策や経済動向を注視しつつ、町内産業の活性化と雇用対策を関係機関と連携して進めてまいります。

町内企業においては、求人募集に対して応募が少ない状況となっており、少子高齢化や町外への就職、進学希望者の増加により、若者の雇用確保が難しい状況です。新たに企業説明会を開催するなどして、新規学卒者の町内就労促進、雇用の安定化に向けた支援を継続していきます。

商業に関しては、起業や第二創業、若者による起業、新商品開発などへの補助継続や資格技能取得などを支援するほか、U・Iターン者による商工業活性化を図るため、事業所における後継者育成や事業継承を支援してまいります。

町民の皆様から好評をいただいているプレミアム付き商品券事業は、物価高の影響による家計支援と町内商店等での販売促進が同時に図られ、経済効果も大きいことから、プレミアム率を30%に設定して実施することといたします。また、町産品の販売促進に向け、道の駅おおえのリニューアルに合わせ、新たな特産品開発支援事業を引き続き実施してまいります。

観光の振興について申し上げます。

コロナ禍も収束しつつある中で、国の全国旅行支援による人の動きが活発化し、外国人観光客も増え、観光需要は目に見えて回復基調にあります。町観光物産協会など関係団体と連携し、誘客の拡大を図りながら、「ひと」と「もの」の交流を促進していきます。

町民の誇りである重要文化的景観は、国の選定を受けて10年目を迎えます。町観光物産協会では、記念事業としてフォトスポットのPRや写真コンテスト等を実施する予定で、町としても、記念すべき節目の10周年を祝い、盛り上げてまいります。

観光施設の整備では、観光やなの補修工事のほか、インバウンドを見据え、海外でも認知度が高い「おしん」いかだ下りの記念碑の建立に向け、関係機関と取組を進めていきます。

誘客拡大に向けては、旅行会社との連携も重要です。令和4年度に大手旅行会社との協力関係を構築し、大きな成果を上げることができたことから、協力関係を継続し、仙台圏のみならず、新たに首都圏もターゲットとして旅行ツアーの誘致に取り組んでまいります。

次に、道路交通網の整備について申し上げます。

本町の道路交通網の要である主要地方道大江西川線については、月布橋架け替え工事の早期完成のほか、狭小区間の改良に向けて、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会などを通じて要望活動を継続してまいります。

町道においては、藤田堂屋敷線、舟唄碑元屋敷線の道路改良、貫見旧道線ののり面補修工のほか、左沢13区内の消雪パイプ更新工事などを実施します。

町が管理する町道は、住民生活に密着する最も身近な道路であることから、老朽化した側溝の入替えなどの維持管理を行うとともに、GPSシステムの試行による除排雪作業の効率化の検討と除雪体制の強化に努めてまいります。

また、橋梁の長寿命化を図るため、計画的に点検作業と修繕を行っていますが、令和5年度は旧最上橋の補修工事に着手いたします。

災害関係では、令和3年3月に発生した町道市野沢山田原線地滑り災害、令和4年8月豪雨による町道小清松保線ほか2路線について、国の災害査定の結果、国庫負担事業として認められたことから、復旧工事に着手いたします。

都市、住宅施策に関しまして、都市公園は、道の駅再整備に併せ、柏陵荘跡地の公園整備に着手します。現在分譲中のあおぞら団地については、残り4区画となっており、早期完売に向けたPR活動とともに、新たな住宅団地の造成に向け、検討を始めます。

住環境整備事業として、住宅建築奨励事業や雪から家をまもる事業、空家除却支援事業などを継続し、住みやすい住環境の形成につなげてまいります。

なお、住宅建築奨励事業については、建築価格高騰の影響を受け、建築着工件数が減っている現状にあることから、さらに補助限度額を引き上げて支援を強化することといたします。

治水対策について申し上げます。

豪雨被害が続いている百目木地区、鹿子沢地区の一日も早い治水対策の実施に向け、国土交通省及び山形県と連携して取組を進めていきます。

このうち、百目木地区の緊急治水対策プロジェクトについては、令和9年度の堤防完成を

目指し、地域住民の意見と重要文化的観点からの視点、いずれにも配慮した堤防整備が実現できるよう協議を重ねているところです。

なお、本年度は、堤防整備により移転を余儀なくされる方々が町内に住み続けられるよう、近接する場所の宅地造成に向けて、実施設計と用地取得を行うこととしています。

鹿子沢地区については、県で月布川と市野沢川の合流点付近の治水対策を行うことにより、同様に地域住民の意見と重要文化的景観に配慮した堤防となるよう、慎重に協議を重ねてまいります。

続いて、生活排水処理対策についてであります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の公共ますへの接続率は、近年横ばいとなっており、将来的な人口減少により一層厳しい運営になるものと予想されます。今後とも経営健全化のための接続率を高めるとともに、令和6年度からの地方公営企業法に基づく企業会計への移行に向けた作業を進め、適正な運営に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生面での視点から、くみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援、老朽化に伴い修繕が必要となった場合の補助制度を継続してまいります。

水道事業については、月布橋架け替えや町道藤田堂屋敷線、舟唄碑元屋敷線の道路改良に併せて配水管布設替えを行うなど、管路の更新を計画的に進めてまいります。

給水人口の減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が年々厳しくなっていることから、漏水対策や経費縮減に努めるとともに、長期的には広域連携による水道事業の経営基盤の強化を図り、安心安全な水道水の供給に努めてまいります。

次に、福祉・子育て・健康・医療について申し上げます。

本町の高齢化率は、令和4年4月時点で40.4%と初めて40%を超え、高齢者の福祉対策はより一層重要な行政課題となっています。そのため、独り暮らしを含めた高齢者世帯を重点に、民生児童委員による日頃からの活動に加えて、高齢者等訪問、配食サービス、緊急通報体制整備事業などの見守り体制の強化を図りながら、ぬくもり介護手当、雪下ろし等費用支給事業などの支援体制の充実、老人クラブ活動への支援を通じて高齢者の生きがいに努めてまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの構築を社会福祉協議会など関係機関と連携して推進してまいります。

障害の有無にかかわらず、誰もが誇りと生きがいを持ち、共に生活できる社会を築き上げていくことが重要です。このため、今年度制定する、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を基本理念としながら、今後の施策の指針となる第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定し、障害者の生活介護、就労支援をはじめ、障害者福祉サービス事業及び特別支援学校通学支援、手話奉仕員養成講座など、地域生活支援事業を実施してまいります。

介護保険事業については、介護給付費のここ数年の動向及び団塊の世代が75歳に到達する令和7年を見据えながら、第10期老人福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、安定した介護サービスの提供と健全な事業運営に努めます。

また、高齢者が要介護状態にならないように、運動教室などの一般介護予防事業を継続しながら、認知症対策を重点課題として、地域包括支援センターにおける相談支援の充実を図り、初期集中支援事業、認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者登録事業などを展開してまいります。

子育て支援については、近年の出生者数の急激な減少を考慮すれば、本町における喫緊の重要課題と位置づけています。各保育施設の運営を支援し、低年齢児保育や延長保育、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するとともに、子育て支援センターにおいて未就園児の保護者を対象とした子育て応援訪問事業を継続いたします。

なお、少子化の現状を踏まえ、これからの本町の幼児教育・保育の在り方を引き続き検討してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減については、幼児給食費支援事業補助、私立幼稚園通園バス補助などを継続するほか、これまで段階的に無償化を実施してきた保育料について、令和5年度からはさらなる負担軽減を図り、子育てするなら大江町を積極的にアピールするため、保育料の完全無償化を実施いたします。加えて、乳幼児から高校生までの切れ目ない支援として、高校生応援給付金を継続いたします。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの各世代に合わせた各種事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動支援を通して、栄養バランスの取れた健全な食生活への改善を図り、運動習慣の改善と併せて、健康寿命の延伸を目指してまいります。また、高齢者世帯の経済的負担を軽減するため、高齢者等通院支援給付事業を継続いたします。

母子保健については、妊婦健診、妊婦歯科健診及び乳幼児の健康診査を実施しながら、子育て世代包括支援センターを拠点に、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭が安心して出

産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに即した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業を実施するほか、緊急時の支援として、妊婦タクシー券交付事業を継続いたします。

各種予防接種については、乳幼児から高齢者までの定期接種、子どもインフルエンザなど、任意接種への費用助成を継続し、風疹の抗体保有率が低い成年男子を対象とした定期接種及びキャッチアップ接種を含めた子宮頸がんワクチン接種を引き続き実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現在、国において感染症法上の位置づけや今年4月以降のワクチン接種の在り方について検討中であり、今後の方針決定を受けて、適宜対応してまいります。

各種健康診査については、疾病の早期発見・早期治療のため、特にがん検診の受診率向上を図りながら、複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすい高齢者を対象に、一人一人の状況に応じた継続的な支援として、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施いたします。

また、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加えて、温泉の効能を利用した町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を継続してまいります。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害（児）者、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を、これまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。また、子育て支援医療は、高校3年生の18歳までとして、引き続き実施してまいります。

国民健康保険については、今後の大幅な税率引上げにならないよう、県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる国保税の収納確保に努めるとともに、医療費削減のため、健康増進・生活習慣病予防等に関する啓発や各種保健事業を展開してまいります。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療は、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう、広域連合と連携した業務を行ってまいります。

次に、教育関係の施策について申し上げます。

令和5年度は、大江町教育プラン（第3次大江町教育振興計画）に基づき、様々な教育施策を推進してから4年目に入りますが、令和6年度が最終年度になることから、これまでの取組の成果と課題を振り返りながら、次期プランへの橋渡しとなるよう、検証作業を進める年度になります。

学校教育の振興では、学力向上と豊かな人間形成を基本に据えた教育活動を充実させ、変

化の激しい時代を生き抜くために、自ら考え、多様な人々と協働し、新たな価値を創造するための資質・能力を培っていくとともに、教育相談の強化やコミュニティ・スクールの機能を充実させ、いじめ・不登校を起こさないためにも、地域に開かれた学校を目指していきます。

学習指導に関しては、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、授業改善をさらに進めていきます。1人1台端末等のICT機器環境の充実やICT支援員の有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、時代と社会に適応できる資質・能力を育成していきます。

また、本町の特色となっている外国語教育の充実のため、小学校低学年における楽しみながら英語を学ぶ活動、小学校6年のGETEC4技能検定、中学校1年のブリティッシュヒルズオンラインレッスン、中学校2年ではブリティッシュヒルズ現地での体験型英語学習、中学校3年の英検チャレンジを継続してまいります。

学校給食については、食と栄養の充実を図っていくとともに、コロナ禍における家庭の経済的負担を軽減し、また、物価高騰対策の一環として支援するため、令和5年度も全小中学生の給食費の無償化を続けてまいります。

さらに、今後の児童生徒数の推移に応じた学校の在り方について、町民はもとより、多方面からのご意見を伺うため、説明会とアンケート調査を実施して、様々な視点から検討を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

中央公民館を生涯学習の基軸として、現在はおおえ町民大学（ぷくらすカレッジ）を中心に様々な講座や体験活動を開催しております。これにより学童期から高齢期まで幅広い年代の町民の参加と多様な学習が可能となり、交流と楽しい学びが深められています。

令和5年度は、子ども向けの新たな教室として、小学生を対象とした楽しく学べる英会話教室を通年で開催するほか、町民の皆さんのニーズに合わせた講座を随時開設し、参加しやすい充実した学習機会の提供に努めてまいります。

また、幼少期より本に親しむ機会を増やすため、小学1年生に絵本と、大海牛「ぷくちゃん」をデザインしたバッグをプレゼントする事業を継続することで、物語の楽しさを感じて図書館に通いたくなるよう誘導していくことといたします。

さらに、今年度はふれあい会館を会場として、国内外で幅広く活躍されている演奏家を招き、特別コンサートを開催する予定です。町民の皆さんに芸術文化に親しんでいただく機会

を提供するとともに、ふれあい会館のさらなる利活用の促進につなげる機会としたいと考えております。

なお、令和4年4月から、民法では成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられましたが、町民の皆さんのご意見を踏まえ、本町における昨年度の成人式は、これまでと同様に二十歳の区切りで実施することとし、二十歳祝賀式と称して開催いたしました。今年度も同様の形で実施し、社会参画の意識を高める場として位置づけていく予定であります。

次に、歴史文化関係とスポーツ振興について申し上げます。

令和4年度から史跡等の案内看板や説明板、道順等を示すサインの整備を進めており、本年度も計画に沿って順次設置していきます。令和6年度の道の駅リニューアルオープンをめどに整備することで、観光面での集客と交流人口の拡大にもつながるものと期待されます。また、重要文化的景観の構成要素となっている建造物の維持修繕等に対する支援も継続していきます。

百目木地区、鹿子沢地区の治水対策については、住民の生命財産を守ることを最優先としつつも、町としての文化的景観の価値である最上川舟運の流通・往来及び左沢町場の景観を継承・活用するため、文化庁や関係機関と協議を重ね、暮らしの快適さと美しさが調和するよう調整を進めてまいります。

スポーツ振興の面では、全ての町民が生涯スポーツを楽しめるよう、大江町スポーツ協会など各種団体と連携しながら取り組んでまいります。

令和5年度に延期となった町民大運動会については、名称を大江町チャレンジデー in 2023に変更し、内容も抜本的に見直して実施します。また、そのチャレンジデーに合わせて、バンクーバー冬季オリンピックの銅メダリストで昨年9月に県民栄誉賞を受賞した加藤条治選手による体力づくり教室を開催する方向で準備を進めてまいります。

在り方を問われている中学校の部活動については、少子化が進む中でも生徒たちの活動を持続可能なものとし、また、教員が生徒たちと向き合う時間を確保するため、本年度は休日の部活動について、できるところから地域移行の検討を進めてまいります。

老朽化が進んでいる体育施設の整備・修繕については、昨年、一部無料開放した町民プールの塗装工事など、緊急度を見極めながら計画的に進め、快適なスポーツ環境の確保に努めます。

次に、危機管理対策について申し上げます。

令和2年7月のときほど甚大な被害ではなかったものの、昨年8月に再び豪雨被害に見舞

われ、百目木地区と鹿子沢地区で床上浸水、床下浸水が合計16棟を数えました。令和になってからの4年間で既に3回目の被害となり、もはや50年に一度クラスの災害が毎年起こっても不思議ではない時代が到来したようにも感じます。

町としても、災害用備蓄品については保存水や非常食のほか、新たにシングル用マットレスを購入するなど、避難所でのニーズを把握し、有事に備えてまいりますが、こうした公助はあくまでも補完的なものであって、自助・共助の取組をいかにして町民一人一人に浸透させるかが何よりも重要です。引き続き、広報誌などを通して、災害への備え、避難行動に対する意識の醸成を図るとともに、住民同士の助け合いをより強固なものとするため、自主防災組織の取組を町内全域に広げられるよう誘導していきます。

具体的には、防災士の資格を持つ職員が区に入り、組織化を支援するとともに、県主催の講習会などへの参加を促していきます。

間もなく運用が開始される防災情報伝達システムは、様々な媒体を介して緊急情報を一斉に、スピーディーに取得することができる画期的なシステムになります。どの情報を役立てるかは受け取る側の判断になりますが、より多くの方々に利用していただけるよう、制度の周知と生活情報メール、SNSなどへの登録促進を進めてまいります。

成り手不足が深刻な消防団員の確保のため、令和5年度から団員報酬を増額し、謝礼的な扱いだった出勤手当などについても明確に出動報酬として位置づけ、活動時間に応じた対価をお支払いすることといたします。また、消防団活動がなぜ若者から敬遠されるのか、改めるべきところは改め、大江町消防団においても、少しずつではありますが、改革が進められています。時代に合った消防団活動はどうあるべきかを、末端団員の声も吸い上げながら取りまとめていきます。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち、町税については、コロナ禍の影響が薄れ、景気の緩やかな持ち直しが見られるものの、物価上昇の影響が懸念されています。不確定要素も多く、見積りが非常に困難な状況にありますが、個人町民税については、納税義務者数の減少に伴い、均等割額は減少するものの所得割額が増加傾向にあることから、前年度より微増と見込んでいます。

また、法人町民税は、業種により差はあるものの、全体としては業績が向上するものとして微増を見込んでおり、固定資産税についても、事業所における設備投資が増えていることなどから、微増を見込んでいます。

町税全体では、平成初期以降、7から8億円程度で推移しており、今後とも同水準で推移

していくものと見込んでいます。

一方、歳入の大きなウエートを占める普通交付税は、ここ数年、コロナ対策絡みの臨時経済対策分が追加配分されたこともあり、想定を超える額が交付され、比較的ゆとりある財政運営が実現しています。しかしながら、普通交付税の補完措置である臨時財政対策債の発行可能額は、令和3年度の1億3,400万円から、令和4年度は3,500万円となり、普通交付税との合計額でも1億2,200万円の大幅減となりました。

国で示す地方財政計画などでは、令和5年度は前年並みの水準を維持するものの、恒久的な措置ではないことを明言しており、コロナ禍が収束した後も景気が回復しないようであれば、所得税や法人税、酒税など、地方交付税の原資となる国税収入の伸びは期待できず、特別交付税を含む地方交付税総額が圧縮されるのは想像に難しくありません。

仮に、平成の三位一体改革のときのように、普通交付税が4年間で5億円近く減るような事態が再来すれば、一転して本町のような小規模自治体の財政運営は立ち行かなくなり、保育料や給食費の無償化などと拡充を続けている行政サービスの縮小は避けられなくなります。このような施策の後退、住民に痛みを強いる事態を避けるため、不必要な事務事業や役割を終えた補助金廃止などの行財政改革を、職員それぞれが危機意識を持って実行していかなければなりません。

主な財政指標については、近年、県内自治体の中でおおむね中上位を確保しており、特に令和3年度決算における将来負担比率は、平成19年度に算定が始まって以来、初めて負担なしの結果となりました。この要因として、過疎団体の場合は公債費に対する交付税措置の関係で、比較的良好な数値が表れる傾向に加え、令和3年度は特に普通交付税が潤沢に交付されたことが大きく影響しており、あくまでも一過性のものにすぎません。

財政運営の弾力性を示す指標とされる経常収支比率も、普通交付税の多寡によって年度別の変動が大きく、今後は注意すべきラインとされる90%に近づいていくことが予想されます。

なお、投資的事業費は、道の駅再整備など大規模事業の関係で、前年比ほぼ倍増の16億5,500万円となり、予算総額を押し上げる要因となりました。不足する財源に充てるため、財政調整基金の取崩しも過去最高額の3億8,000万円に達し、当初予算段階では残高が縮小しますが、令和4年度中に十分な積立てができること、令和5年度においても補正予算で積立て追加が可能なことから、後年度の財政運営に支障を及ぼすような事態は回避できる見込みとなっています。

また、道の駅再整備事業は令和6年度まで続くため、引き続き地方債発行額は多額となる

ことが予想されますが、過疎債をはじめ、交付税措置の手厚い優良債を活用し、将来的に過度な負担とならないよう平準化を図りつつ、積極的・計画的に投資的事業を進めていくことといたします。

一般会計での令和4年度末の基金残高は、総額で25億6,435万円となる見込みで、新たな行政需要への対応と将来的な財源不足に備え、また、年度によって行政サービス水準に差が生じることのないよう、現時点では、相応の額を確保できています。

特に、町有施設整備基金については、平成の初期に整備が集中した公共施設の大規模改修や建て替えの時期が今後一斉に到来することが予想されるため、さらなる充実に努めていく必要があります。

一方、令和4年度末の地方債現在高は55億9,082万円で、前年度末とほぼ同額ですが、令和5年度は発行額が元金償還額を上回るため、年度末残高は56億8,070万円と若干増える見込みとなっています。

今後の財政運営の見通しとして、かつて右肩上がりだった高齢者福祉や障害者福祉などの扶助費、介護保険特別会計への繰出金などが、急激な人口減少の影響なのか減少傾向にある一方で、委託料や需用費などの物件費は増加傾向に歯止めがかからず、補助金などの給付型予算も子育て支援策を中心に年々拡充を続けています。

また、職員の定年年齢が引き上げられることに伴い、人件費が増えていくことも予想され、下水道などインフラ施設も老朽化が進んでおり、今後、一般会計での負担が大きくなっていくことは確実な情勢です。

近い将来の予算編成を想定したときに、一般財源が不足し、自由度が下がっていくことは避けられず、現実的に町税や地方交付税の増収が見込めない中であって、徹底した歳出の抑制が不可欠になりますので、選択と集中により優先する事務事業を見極め、淘汰し、計画的で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和5年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について申し上げましたが、私としても町民の皆さんから負託を受けた任期の最終年度として、目に見える成果をお示ししなければならないと気持ちを新たにしております。引き続き、町民の皆様、議員各位の特段のご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で、令和5年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、平成26年7月1日から3期9年間の長きにわたり人権擁護委員を務めていただきました、堀永敏氏が令和5年6月30日で任期満了となり、今限りで退任したいとの申出がありました。

その後任の人権擁護委員候補者を選定するもので、犬飼藤男氏が適任であると認め、諮問するものであります。

犬飼藤男氏は、昭和30年1月13日生まれで、1区に在住しておられます。平成28年8月から昨年7月の任期満了まで、本町の教育長をされ、人格見識高く人権擁護について理解のある方であり、これまでの経験を生かし、子どもの人権を守る活動がしたいとの人権擁護の職務に積極的な抱負をお持ちの方であります。

なお、任期については、令和5年7月1日から3年間となります。

以上、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて令和5年4月7日まで法務大臣に推薦することとなっておりますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（菊地勝秀君） 諮問第1号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野幸一です。

今回の候補者に対して反対するわけではございませんけれども、大江町にもたくさんの方がおります。その中で、何名くらいの方に今回の人権擁護委員をやってくれないかとか、そういうことをお伺いしたのか、それとも一本釣りでご飼氏にお願いしたのか、その辺のところをちょっとだけお聞きしたいと思います。

○町長（松田清隆君） いろいろな観点、人権擁護委員としてふさわしい基準というものが出されておまして、その観点から候補者を様々、内部での候補者として選定させていただきました。その中で、一番ふさわしい方というふうなことで、ご飼氏を選定した中で、依頼をし、内諾を得てきたというような経過でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第4号～議第34号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第4号 財産の取得から日程第37、議第34号 令和5年度大江町水道事業会計予算までの31件を一括議題とします。

---

## ◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第4号から議第34号までの、財産の取得1件、規約の一部変更1件、条例の制定3件、条例の一部改正9件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、補正予算7件、新年度当初予算8件、合わせて31議案について、一括してご説明申し上げます。

議第4号 財産の取得については、道の駅おおえの再整備に伴うもので、全員協議会や定例会一般質問の答弁の中でも随時進捗状況等をご報告申し上げますが、工事に向けた条件のめどが整いましたので、道の駅おおえ再整備事業用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案させていただくものであります。

次に、議第5号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更については、審査会委員に欠員が生じた場合などに柔軟に対応するため、審査会委員の定数を変更するものであります。

議第6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例が平成28年4月に施行され、これに基づき、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを解消し、障害のあるなしにかかわらず、誰もが支え合いながら共に生きる共生社会の実現に向けた各種施策が展開されております。

このため、大江町においても、障害者差別解消に向けた基本理念や町・町民及び事業者の役割、具体的な差別の禁止事項などを定め、新たに条例として制定するものであります。

議第7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例と議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報保護とデータ流通の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正されました。これにより、個人情報保護の取扱いが全国的に共通化されることから、現行の大江町個人情報保護条例と、大江町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止するとともに、新たにこの2つの条例を制定し、令和5年4月1日より施行するものであります。

次に、議第9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

近年における消防団員数の急激な減少は、大江町に限らず、全国的に起きている事案であり、特に過疎地域にとっては住民生活に直結する深刻な行政課題となっています。その要因として、生活様式の変化や集団行動が避けられる傾向が考えられ、ボランティア精神だけでは若者の理解を得られない現状にあります。

このため、各自治体で一斉に待遇面の見直しが進められており、大江町においても団員報酬については平成8年度から据え置かれていることから、今の時代に合った見直しを行うものであります。

なお、団員報酬については、令和4年度から団員の金融機関口座に直接振り込みする手法に改めておりますが、これまで報償費で支出しておりました出動手当についても、明確に報酬として位置づけることとするものです。あわせて、災害の定義についても、関係法令等に倣って表現を見直すこととしております。

議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第9号と同様に、消防団員の確保のための処遇改善が急務であることが、この条例改正の背景にあります。

消防庁では、消防団の処遇等に関する検討会の中間報告を受けて、全国の自治体に処遇改善を求めており、大江町でも近隣自治体の状況も調査しながら、今後の団員報酬の在り方を多方面から検討してきました。

この結果、年額報酬及び出動報酬基準を改定し、処遇改善を図ることが団員確保の一助になると判断したものであります。

議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定については、所得税法等の一部を改正する法律が関係する政令と併せて令和4年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから提案するものであります。

議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行例等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、民法等の一部を改正する法律の一部の規定

が施行されること、並びに、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、小見地内に設置している麻積水林館について、平成10年度県営レイクサイド小見地区ふるさと・水と土ふれあい事業により整備した施設であります。以後、小見区自治会が指定管理者となり、管理運営し、主に小見区自治会の公民館として利用されており、今後も同様の形での利用が見込まれます。

補助事業の財産処分制限期間が経過し、財産譲渡について協議を行ってまいりましたが、このたび、町に対し、財産譲渡申請があったことから、小見区自治会へ譲渡するため、用途を廃止し、条例の一部を改正するものであります。

議第18号 大江町旬のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定については、平成8年に、美しい自然や豊かな文化を継承、発展させ、新鮮な発想で時期を的確に捉え、誇り得るまちづくりを実践するため設置されましたが、所期の設置目的を達成したことに伴い、廃止するものであります。

議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の指定については、合同会社コダライフ代表社員、佐藤政吉に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

続きまして、議第20号から議第26号までは、各会計の補正予算に関する議案であります。

議第20号 一般会計補正予算（第10号）につきましては、健康温泉館のグランドオープンに向けて利用促進を図るための経費や、にぎわいを見せたJR左沢線100周年記念事業を令和5年度も101周年と銘打って開催するための経費を計上したほか、今後の公共施設の整備・改修等に備えるための町有施設整備基金への積立て及び財政調整基金への積立てなどを追加しております。

また、年度末に当たり、事務事業の執行状況を精査した上で、不用額の減額や各特別会計繰出金の調整などを行ったものであります。

歳入では、町税及び地方交付税などを追加するほか、国県支出金などにつきましても、本

年度の収入見込額を基に精査しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,250万円を追加し、補正後の予算総額を64億2,080万円とするものであります。

6ページの第2表、繰越明許費補正は、道路改良事業をはじめ、ただいま申しあげましたJR左沢線開通101周年記念事業など年度内の完了が困難な8つの事業について、翌年度へ繰り越すとともに、下の段の健康温泉館改修事業は、事業費を増額するものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、林道防災対策事業及び土木施設災害復旧事業を追加するほか、それぞれの事業の執行状況などに基づき、限度額の変更を行うものであります。

議第21号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、医療費の給付実績と今後の見込みによる保険給付費事業費の精査及び令和4年度決算見込みによる基金積立金などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出の予算総額からそれぞれ2,966万9,000円を減額し、補正後の予算総額を8億5,466万7,000円とするものであります。

議第22号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ277万円を減額し、補正後の予算総額を1億730万4,000円とするものであります。

議第23号 介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これまでの給付実績に基づき、保険給付費などを減額するほか、前年度繰越金の精算等により基金積立金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,812万1,000円を減額し、補正後の予算総額を10億6,189万円とするものであります。

次に、議第24号 宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

あおぞら団地につきましては、令和元年度秋に分譲を開始以降、令和3年度末までに特別分譲を含む全20区画のうち13区画の分譲が完了しております。令和4年度は、ハウスメーカーなどへの情報発信や、子育て世代をターゲットにした情報誌でのPRなどにより、当初の予定どおり3区画の分譲となりました。今後とも積極的な分譲PRに努め、残る4区画の早期完売に向け、取り組んでまいります。

今回の補正の内容につきましては、歳入歳出ともにあおぞら団地の分譲収入の実績に合わせて補正するもので、この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ56万6,000円を減

額し、補正後の予算総額を1,662万5,000円とするものであります。

議第25号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、光熱水費の追加のほか、決算見込みを踏まえた精査を行い、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ26万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,706万2,000円とするものであります。

議第26号 水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出につきまして、決算見込みを踏まえた精査により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ185万円を減額し、補正後の予算総額を2億4,042万円とするものであります。

続きまして、議第27号から議第34号までは、各会計の新年度当初予算に関する議案であります。

議第27号 令和5年度大江町一般会計予算は63億7,100万円で、前年度対比8億5,500万円、15.5%増の積極型予算となり、過去最高の予算総額となりました。

歳入面では、国の地方財政計画に基づき、地方譲与税や交付金の減を見込んでおりますが、景気の緩やかな持ち直し等を踏まえて町税の増を見込むとともに、地方交付税についても単位費用などを精査し、前年と同額の23億3,000万円を計上いたしました。

歳出面では、年数をかけて取り組んでまいりました道の駅再整備事業がいよいよ工事に着手し、柏陵荘跡地の緑地整備などと併せて、大規模事業が目に見える形で進められることとなります。

まちづくりの大きな目玉として、産業の振興だけでなく、移住・定住や子育て支援の面からも大きな役割が期待される施設でありますので、魅力的な道の駅としてオープンを迎えられるよう、運営を担う産業振興公社とともにソフト面での準備も鋭意進めてまいります。

また、懸案となっている百目木地区の堤防整備に関連して、住宅移転のための新たな団地造成に着手するとともに、堤防の内水害対策のための基本設計に取り組み、対象となる住民の方々が安心して住み続けられる環境整備に万全を期してまいります。

町の将来に向けた喫緊の課題として、急激な少子化の進行に歯止めをかける必要がありますので、子どもを産み・育てやすい環境を一層充実していくため、令和5年度から保育料を完全に無償化することといたしました。さらに、小学生の給食費につきましては、令和4年度は全学年半額の負担としていたところ、こちらも全学年において無償化といたします。これにより、保育園・小学校・中学校とも給食費の負担が保護者にとってはなくなることとなります。

国の施策として令和4年度から始まった出産・子育て応援給付金や、町独自の高校生応援

給付金などとともに、乳児期から高校生まで切れ目なく、子育て世帯への支援が充実・拡充されるものと考えております。

移住・定住施策では、空き家バンクの登録及び利用が好調なことから、空き家を活用した移住者の確保を強化するため、新たな地域おこし協力隊の配置を目指すとともに、若い世代の地元定着を促すため、住宅ローン支援補助金制度と家賃支援補助金制度を拡充し、利用促進を図ることといたします。

また、結婚に向けた新たな支援として、令和4年11月から登録がスタートした出会い支援のマッチングシステム、AIナビやまがたの登録料に関する助成を創設いたします。

こうした施策に加えて、子育て世代の呼び込みや移住者の確保には、今の時代に合った情報提供の在り方が求められることから、SNSの活用を含めた町のプロモーションに力を入れています。

昨年、100周年という大きな節目を迎えたJR左沢線と、灯ろう流し花火大会は、コロナ禍という難しい社会情勢にありましたが、多くのお客様に集まっていただく形で、それぞれのイベントを盛大に執り行うことができました。コロナの影響や少子化の進行で、左沢線の状況、とりわけ左沢駅の置かれた状況は厳しいものがありますが、町民の心のよりどころでもある左沢駅の存続に向けた取組を継続して、強力に進める必要があります。

昨年の盛り上がりを一過性のものにせず、利用促進を図っていくため、4月に101周年のイベントを開催するとともに、左沢線応援キャンペーンとして、利用者への助成や、保育園や学校活動での利用支援などの新たな施策を展開してまいります。

第2表、債務負担行為は、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、道の駅再整備事業など、16件の起債につきまして、限度額などを定めるものであります。

なお、いずれも交付税措置面で有利な過疎債及び臨時財政対策債などの借入れを予定しております。

議第28号 国民健康保険特別会計予算は、保険給付費の減少を見込み、前年度対比2.5%減の8億4,670万円を計上いたしました。

議第29号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比で5.2%減の1億920万円とするものであります。

議第30号 介護保険特別会計予算は、令和3年度から令和5年度までの第8期大江町介護保険事業計画を基に、前年度の実績見込みを勘案し、保険給付費等を計上した結果、全体としては前年度対比で2.8%減の10億4,520万円とするものであります。

議第31号 宅地造成事業特別会計予算は、百目木地区治水対策事業に係る移転先として新たに宅地造成を行うための測量設計委託料や用地取得費、物件補償費のほか、あおぞら団地の分譲促進に向けたPR等に係る広告料、分譲地の維持管理委託料などとして2億7,900万円を計上しております。

議第32号 公共下水道事業特別会計予算は、前年度対比21.0%増の3億1,520万円を計上しております。

当年度は、施設の維持管理に係る経費のほか、浄化センター電気設備改築工事費や宅地造成に伴う負担金などを計上しております。

第2表、債務負担行為は、浄化センター電気設備改修工事に係る債務が当年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、限度額を定めたものであります。

次に、議第33号 農業集落排水事業特別会計予算は、公営企業会計移行に係る委託料や、処理場の施設管理などに係る経費を計上したもので、前年度対比4%増の4,470万円を計上しております。

第2表、地方債は、公営企業会計適用事業に係る借入れの限度額を設定するものであります。

次に、議第34号 水道事業会計予算は、収益的収入及び支出として、施設の維持管理経費、料金徴収などに係る経費を計上し、前年度対比で1.5%増の2億4,520万円としております。資本的支出は、県道大江西川線道路改良に伴う配水管布設替工事費などを計上し、前年度対比で13.2%増の1億5,390万円とするものであります。

以上、31議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で、議第4号から議第34号まで、計31件の提案理由の説明を終わります。

午後1時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第38、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可いたします。

それでは、通告順に順次質問を許可いたします。

---

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくをお願いいたします。

テレワークを実施している企業の誘致についてであります。

難題な提案ではありますが、働く女性を中心に、活躍できる社会を目指し、子育て中の女性を中心に、町の空き施設を有効活用し、テレワークを実施し運営している企業の誘致を行ってはどうかという提案でございます。

テレワーク施設ができることにより、テレワークをしている企業の方も移住しやすくなると思いますし、移住・定住にもつながるものと思っております。

施設の場所といたしましては、左沢町内の町の施設を有効活用し、企業が誘致に同意していただければ、町として施設設備のリフォーム費用や回線整備補助など、必要に応じて対応しなければなりませんけれども、メリットといたしましては、テレワークの企業の社員も町

に来ていただけること、また、町の空き施設の新たな有効活用の道が開けてくるかもしれません。

さらに、現実的に難しいですが、テレワーク施設内に誘致企業から乳幼児を見てもらえるところがあれば、働きやすい環境が整い、子育て世代にとって理想的、すばらしい施設になるのではないのでしょうか。前向きに検討していただいて、テレワークを実施し運営している企業に対し、積極的に誘致のPR活動を行ってはいかがでしょうか。

以上提案し、町長に伺います。以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機の一つとして、インターネットなどICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方でありますテレワークが新たな働き方として、少し定着してきております。テレワークを導入する企業が急激にコロナ禍の中で広がったというのも事実でございます。

総務省が発表した令和3年通信利用動向調査によりますと、テレワークを導入している企業の割合は、令和元年には20.2%だったのが、コロナ禍の令和2年には47.5%、令和3年には51.9%となっております。導入目的であります、「新型コロナウイルス感染症への対応のため」の割合が9割を超えているとのことであります。

テレワークは、昨今の働き方改革が進む中で、ワークライフバランスの実現、仕事と育児・介護の両立、地方の人口減少問題における労働力人口の確保、地域の活性化、生産性の向上、非常時における業務継続性の確保など、社会、企業、就業者の3方向に様々な効果をもたらしているものだと思います。

一方、総務省の調査では、全産業でテレワークの導入が進んではいるものの、職種や企業規模、通勤エリアによっては導入率に大きな違いがあること、また、新型コロナに対する社会の関わり方が変わりつつある中で、コロナ禍以前のような対面によるコミュニケーションを重視し、テレワークによる働き方ではなく、出社を前提とした働き方への回帰があるようにも感じます。

大江町には、旧七軒東小学校や旧さくら保育園など、所期の目的の役割を終えた空き施設がありますが、テレワークができるサテライトオフィスなどにするためには、インターネットの環境整備に加え、経年劣化による躯体改修や設備全般の補修などに要する費用が必要と

なります。

テレワーク企業の誘致を今後進めるためには、そういった資金面が大きな課題であることから、これら費用に対する町独自の新たな支援や、国の交付金である、例えばデジタル田園都市国家構想交付金などを活用した施設整備・利用促進事業なども検討しながら、コロナ後におけるテレワークの需要と動向を注視しながら進めていく必要があると思います。

自宅や空き施設を利用したテレワークの普及は、女性が働きやすい環境をつくり出すことにもつながりますし、安心して移住・定住ができるきっかけにもなります。また、テレワークによる関係人口・交流人口の拡大にも期待が持てます。

このように、テレワークは将来の町の活性化を促す一つの起爆剤になる可能性も秘めておりますので、社会全体におけるテレワーク導入率なども注視しながら、そうした企業の誘致についてもアンテナを高く掲げ、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

私の考えたとおりの町長の答弁のような気がいたします。

それで、今ここにきて、また首都圏の一極集中ということで、またコロナの前の状態に少しずつ戻っているという話もございます。これは果たして、また戻していいのかなということも私は考えておりました、最近になってようやくテレワークが落ち着いてきたという気が私はしているんですよ。それで、また元に戻ってしまうと一体どうなるのかと心配しているところです。

東京なんか、長野辺りにいっぱい移住して、そしてテレワークをやっているところがあるんですが、果たしてそっちのほうもどうなるか、私も懸念しているところであります。いきなり人口減少がまた進んでしまうのではというふうな気がしてなりません。

こういう状態ですけれども、まだ山形県ではあまり実施していないので、我々の町でもやっぱり一回やってみて、頑張ってください、波に乗せていただきたいなというふうに思っているんですが、町長、やっぱりそういうところはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） テレワークを大江町で行うというような判断をしていただくためには、仕事ができるというような目的だけのために大江町にテレワークとして来ていただくというのは、それだけでは難しいのではないかと思います。

大都市近郊であれば、ちょっと環境を変えてというふうな意味合いで、テレワークというふうなものが生きてくる場合もありますが、時間的にも、首都圏から遠い大江町、山形県でそういったことを行うというふうなことになるれば、働くこと以外に魅力がある、そう思っただけなければ、なかなかそのマッチングは難しいのではないかと。

大江町には自然があります。そういった環境の中で仕事ができます。遊びも行けます。そういう価値観だとか、温泉が近くにありますが、なので、温泉でゆっくりしながら、心身のリフレッシュを図りながら仕事をしていただく。そういうふうなこととの組合せの中で、大江町がテレワークの場所として選択してもらえるのではないかとというふうに思います。

その辺のところをPRしていくというのが、誘致なり招致に向けたものなのかなというふうな一つは思っているというふうなことです。

あとは、テレワークのための企業の誘致という言葉が土田議員のほうからありましたが、今はワーキングスペースというふうなことで、個人が本来の仕事の場所を変えて仕事をする、そういった働き方も出てきております。

そういう形で、個人なのか、企業、会社なのか、そういうところも見極めながらやっていると、飽きられてしまうというか、設置はしたけれどもなくなってしまっているのではないかと、いう心配もしております。

町の遊休施設は本当にもっともっと活用すべきだというようなことで、例えばさくら保育園などは利活用についての提案を受け付けたりというふうなことで進めておりますが、なかなかマッチングが難しいというふうなことになってきておりますので、もっともっと、やっぱり情報発信をしながら、そういう形でおいでいただきたい、来てみたい、そういうふうにご考える人との出会いをつくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

うちの町は、温泉、それから景色、景観もいいし、あとうまいものがいっぱいありますね、果物。ここで我々は、町民との少しずれがあつて、大江町は何もないんだという人が結構おられて、実はそうではないと私は思っているんですよ。

環境的にも一番いいのは日本一公園ですよ。誰が考えても日本一です。あそこの景色はすごいですし、私はどこにも負けないと思っております。

町長に、4年ぐらい前だったか、言ったと思うんですが、連休のときなんかは十何台、車がとまっております。日本一公園の駐車場には。そのナンバーを見ますと、京都、袖ヶ浦、

あと埼玉と、それから福岡の車もとまっていた。それがどっちから来たかという、西川町のほうから来て、あそこの何だか訳の分からないのが車をとまっているというので、ここで一回休んでいくかというような気持ちになるかどうか分かりませんが、結構人が集まっていたんですね。

私も何人かに質問して、アンケート調査というか、聞いてみたんですが、京都から来た車のナンバーの2人の若い人は、25ぐらいの人だったんですね。何でここに今日来たのかと聞いたら、実は日本一という何かがかかっていたので、スマホで日本一のところを調べたところ、左沢が出てきたというんですよ。左沢なので、うーんという感じだったんですけども、見てみたら、日本一公園とあって、すごくきれいな絶景が見られるみたいなことを言っていたんですね。実際にそれで見てみましたかという質問を私はしています。それで、こんなきれいなすごいところはちょっと見たことがないということでした。

だから、我が町の人はやっぱり、近場の神様はあまりありがたくないというような言葉もあるとおりに、私はそうは思っていないで、あのぐらいの絶景のあるところはこの辺でもないし、どこかのところを見るよりも、圧倒的に日本一公園の絶景がすばらしいんですよ。

そういうところをアピールしていただいて、それに温泉はある、食べ物はうまい、そして果物がいっぱいある。そういうようなところをPRしていただいて、やっていただきたいと。我々はなかなかできないんですが、やっぱり行政的に頑張っただけならば、何とかなるんじゃないかなという気はするんですよ。

やっぱり大江町の目玉は、中途半端になっているようですけれども、やっぱり2つぐらいに絞って、こことここなんだよ、これとこれなんだよというふうなPRも必要かなと思っている。どっちかというと同じことをマンネリ化しているような気がしてなりません。

町長も今まで勉強してきて、やってきたわけですが、絶対できないはずがないと思いますので、何とか頑張ってもらって、まず確保してもらいたいなというふうに思うわけでありませぬ。町長、もう一度お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 見慣れたものが、私たちにとっては慣れたものなんだけれどもというふうなお話がありました。これは先ほど施策の大要の中で申し上げました、磨けば光る原石を私たちは見逃していないのかというふうなところにつながるのかなと思って、今お話を聞きました。

そうした埋もれているというか、地元の人が気づかずにいるものにも注目をしながら、今

のテレワークなどの魅力の情報発信の一つとして使っていけばというふうに、お話を聞いて感じました。

あとは、テレワーク施設を地方自治体なり公のほうで整備している事例なども見てみますと、空き家を活用して、自治体が整備をし、場所をつくり、申込みは会社でも個人でも一定程度の利用料金をもらいながら、それをお貸しする、利用していただくというようなことでされているものもありますし、恐らく土田議員のほうでは、サテライトオフィスのように企業の方がそういった施設を大江町の中につくってもらって、社員が来てもらうようなシステム、そんなことをイメージされているのかなというふうにも感じます。

いろいろな方法で、そういうテレワークの需要に応じていくというふうなことは、実際に今、大江町に来られた方の中でも、テレワークを主体とした働き方をしている移住者の方もおられるように思います。なので、恐らく今の仕事との関連づけを考えれば、移住したとしても、そういった仕事の継続は可能な時代になっているというふうにも捉えられるのではないかと思います。

ぜひそういう、いろいろなケーススタディーをしながら、大江町に興味を持ってもらえる人はどんどん呼び込んでいかなければならないと思いますし、そのための支援もやらなければならぬというふうに思います。

ただ、気をつけていかなければならないのは、やっぱり誰でも受け入れるというふうなことにはいかないと思います。ある程度の計画性を持った確実なものについては、しっかりと支援をしていくというふうなことを考えていきたい、そう思っております。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

やり方に関しては、いろいろやり方はあると思いますので、町でこういうものがあると思ったら、やっていただければありがたいです。

ただ、やってみないで駄目というのもちょっと寂しいかなというふうに思いますし、今ちょっと施設的にはどうなのかなという気もしますが、やはりどこもやっていないという、県内でもなかなかやっていないんですが、とにかく町では負けたくないという意気込みでやっていただければいいかなと。これは私からの要望であります、町としても何かの形で一回スタートしてみたらいかがかなと、こういうふうに私は思っているんですよ。あまり無理押しは私しませんので、考えながら、検討しながら、お願いしたいと思っております。

時間も時間なので、間もなく終了いたしますが、この件に関しては、初めての、この辺で

もない質問なので、私も躊躇したんですが、やはり気構えとしても、ぐっと構えないと、なかなかできない仕事かなと思っていますので、なかなか町長も苦勞するんじゃないかなと私は思っています。

最後に、町長、何かひとつ締めてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） やっぱりこの辺の地域にとっては、テレワークとか、サテライトオフィスとか、そういうような言葉があまり身近にないような感じがするものだというふうに思っています。

そんな中でも、やっぱりコロナという特殊な社会的な状況を見ていく中で、そういう働き方、新しい働き方、新しい価値観、そういったものに人間は気づいてきたのかなというふうに思います。

そんな中で、大江町という町も、いろいろな情報の中で、興味を持っていただいている方も増えてきているというふうに思いますので、そんな中で、ぜひやってみたいというふうな方は、先ほど申し上げたような支援の方法も考えていくべきだというふうに思います。

あと、テレワークとはちょっと違うんですが、似たような形なんですが、左沢駅交流ステーションに、2階にカウンターで休憩できる施設があります。駅の活用というふうなことで、令和5年度の予算の中であそこを、今東京のほうではああいうカウンターのところにコンセントとUSBポート、Wi-Fi、こういったものが無料で使えるというふうな場所が普通に設置されているというふうなことを考えれば、あその場所も、高校生の利用でもいいですし、なかなかJRで来てあそこで会社の仕事をするというのは、あまりちょっと見込めないかもしれませんが、あそこに行けばそういった仕事もできるんだよという、いわゆるコワーキングスペースとして活用できるようなことを来年度やろうかなというふうなことで予算措置をしておりますので、その辺のところは工夫しながら、テレワーク、コワーキング、サテライトオフィス、そういうものを組み合わせながら考えていくというふうなことに進めたいなと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

町長、いいことを言ってくれました。ありがとうございます。やっぱり町長もそういうような気持ちがあったんだなと私は理解しております。

まず、町長の新しい考えを一つでも取り入れていただければ、やっぱり私らも励みになる

んじゃないかなと、こういうふうに思っていますので、よろしく願いいたします。時間も時間ですので、これで私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

午後2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

---

#### ◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

先月の2月25日は天皇誕生日、くしくもその前日、2月24日はロシアのウクライナ侵攻から丸1年目の日でした。ウクライナのゼレンスキー政権がロシア系住民を迫害しているなどとして、ウクライナ国土の北、東、南の3方向からロシアが攻め入ったもので、第2次世界大戦後、ヨーロッパで最大の戦争を始めたプーチン。プーチンは力による現状変更、つまり勝手に侵攻して領土を占拠。その占領された領土奪還を目指すウクライナのゼレンスキー大統領という図式であります。

2月23日、プーチンは、アメリカ・ヨーロッパが始めた戦争をロシアが終わらせようとしているという声明を発表しました。国民にその声明を発表して責任を別に転換しようとして、侵攻を正当化しています。よそから見たら、ちゃんちゃらおかしいものです。しかし、情報がそれしかないロシア国民としては、信じる人もいるかもしれません。

そんな中、日本では着実に春が近づいております。平和は本当にありがたいものだをつく

づく感じます。

それでは、通告に従って私の一般質問を行います。

町民、特に高齢者の方々に、スマートフォンの操作方法講習の機会を。

私たちが住んでいる大江町では、大江町防災メール、大江町生活情報メール、大江町商工会、山形県大江町、大江スポーツクラブO-STEPなどの名前のサイトから、モバイルコンテンツのLINEやフェイスブックなどを通じて様々な情報を発信しております。

これらの情報は、パソコンを通じて大江町のホームページから見られますが、現在はスマートフォンからでも手軽に見ることができます。最近では、スマートフォンの普及が格段に進んだことから、高齢者の方々が離れて住んでいる家族との連絡用にスマートフォンを常に携帯しているのを目にしております。

古いガラケーが使いなくなり、スマホに変えた。また、マイナンバーカード普及のときにポイントがつくので、スマホに変えて、ポイントを使えるようにしているなどの理由もあるかもしれません。2万ポイントつきました。

そういう方々にお話を伺ってみると、実際に電話をかけるのはできるんですけども、そのほかの使い方が全く分からないという方々がほとんどです。

大江町では、線状降水帯による豪雨災害の被害を受けました。豪雨の状況では、暴風雨の音に加えて、最近では住宅の防音化が進んでおり、災害警報の一斉放送が聞き取れない状況であったことが、以前の大江町議会の一般質問でも明らかになっております。

実際、私は一斉放送スピーカーの設置してある施設の近くに住んでおります。30年ほどたった古い建物なんですけれども、一斉放送の最初のチャイムが聞こえたかなという感じぐらいで、雨天時にはもう内容は全く聞こえません。

先月2月13日、漏水修理からの断水情報がありました。それは月布の一部地区、檜山、十八才、小鉾、橋上、久保、三合田、材木、原、所部、塩野平、顔好の一部という広い範囲で、2月13日午後2時からの断水開始が前日の2月12日に号外という形でメール配信されました。

翌日2月13日には、第2弾の号外として、夜間断水予定が5日間という情報が発表されました。5日間というのは、あくまでもその当初の予定でありましたが、私たちが東日本大震災のときの状況を思い出しても、水がなければトイレは使えなくなる、風呂もシャワーも使えない、まして炊飯もできないというのは、実際に私たちも経験していることだと思います。

ということは、生活用水を確保して、断水の時間帯、また断水の期間に備えておかなければならない。その情報をいち早く該当する地区住民に知らせる必要がある。言わば緊急を要

する情報です。この事案に対しては、建設水道課の担当の方が夜を徹して作業に尽力をされたおかげで、断水期間が大幅に短縮されたことには心から敬意を表します。

さらに2月24日には、百目木、桜瀬橋付近の路肩決壊により道路が崩壊し、現在でも復旧のめどが立たず、当分の間、通行止めとなっております。同居している老人を同乗させて病院に向かった住民の方は、少しの時間差で命が繋がったと話していました。

実際には2月15日から道路に亀裂が入り、片側通行止めで交互通行の規制がかかっていたのですが、たまたま崩落した場所がその亀裂に沿って起こったような感じで、えぐれて、もっと深くまで崩落していたら、その時間に通行していた人は本当に危険極まりない状況であったと思います。

このように、緊急に情報を発信しなければならない状況は、まさに私たちの身近で頻繁に起こっているのがよく分かります。

このような様々な場合に、スマートフォンで緊急情報が一人でも多くの町民の方々にいち早く受けられるよう設定する講習の機会を町が積極的に開催していただくようお願いいたします。

実際には、LINEやフェイスブックなど、アプリケーションをスマホにインストールして、設定してあげて受信可能な状態にして、閲覧する簡単な方法を指導してあげることが主となると思います。

メールでは着信規制がされているかどうかを確認して、ドメイン解除やドメイン指定をすかなど、まずは情報を受け取れて、見られるように設定してあげることが第一。その際には本人に確認して着信の音量を設定してあげる。通知音が入らなくても、万が一はバイブレーションで気づくように設定してあげる。両方併用して着信通知が分かりやすいようにしてあげるといふことが必要だと思います。

私などはスマートウォッチがあるので、着信とかメールは分かるんですけども、ほかの人は持っていないですね。持つ必要もないと思います。だから、実際に見ることしかできないと思うんです。音とバイブレーションと、あと通知表示が設定になっているかどうか早く閲覧できるかどうかにかかっていると思います。

受信通知が表示されるように設定して、その情報の開き方を講習してあげる。つまり、最初に必要なのは、いち早い災害情報の伝達だと考えます。その後で次の使い方を講習する機会を設ける。講習の機会は、町が主催する各種イベントや社会福祉協議会が主催するイベントなどの機会と抱き合わせて行うなどの方法がありますし、各地区などが行っている百歳体

操とか老人会の集まりなどに合わせての出張、つまり町民が町に出向くのではなくて、町側が町民の方々の近くに積極的に出向いて講習を行う、設定をしてあげるという方法も考えられます。

これは、一人も犠牲者を出さない、一人も見逃さないという体制整備の一環として必要なのではないのでしょうか。町長のお考えを伺いたいと存じます。

檀上からの質問はこれで終了します。町長、よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまの櫻井議員のご質問にお答えさせていただきます。

櫻井議員が述べられたとおり、近年は情報インフラの発達と同時に高齢化も進んでおり、町の情報発信手段が紙媒体からデジタル媒体にシフトしつつある現状において、町民間での情報格差の拡大が心配されます。

そうした中で、町の教育委員会の生涯学習講座、ぷくらすカレッジでは、でばん講座という、町民の方が自らの知識や技能、経験などをほかの町民の方にお伝えする講座を開催しております。講座のテーマは自由で、知識、特技、趣味などを生かした様々な講座を展開し、令和4年度においては陶芸や着付け、写真や和太鼓、ちょっとユニークなものでは、足のトラブルを防ぐフットケアや健康マージャン講座なども開催し、町民の学ぶ楽しさと、講師の教える喜びを促してまいりました。

令和4年度、そのでばん講座の中で、初めて初心者向けのSNS講座も開講いたしました。

議員のご質問にもありましたとおり、最近はスマートフォンの普及が進み、高齢者でも所持している方が増えたようではありますが、高度な機能を活用することができずに、電話のみの利用である方もまだまだいらっしゃるようであります。

公民館で開催いたしました、初心者向けSNS活用講座では、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなど、初めてSNSに触れる方でも分かりやすく学べるよう、第1回講座のSNSの概要から始め、ツイッター編やLINE編など、合計で5回の講座を行い、多くの受講者が参加して、楽しく学んでいただいたところです。

ただ、やはり公民館の事業として実施いたしましたこの講座は、一般的なSNSのやり取りが可能になることに主眼を置いたものであり、日常生活の中でいかにしてデジタル機器の恩恵を受け、豊かで潤いのある生活の一助としていただくためのものですので、ただいまご質問にありました災害情報を全ての方が確実に受け取れるようにするための講習ということ

につきましては、次のステップとして、例えば防災訓練の中で、防災時に役立つアプリのインストールや使い方、先ほど質問の中にもありました、そういった講習を行い、緊急時に備えることなども今後考えられるのではないかとというふうに質問を聞いて思いました。

また、教育委員会が現在実施している講座の中では、まちづくり出前講座というふうなものを活用していただくことも考えられます。まちづくり出前講座は、町の職員などが講師となって、地域やグループの活動場所に出向き、行政の取組や情報などを分かりやすくお伝えするもので、町内に在住、在勤、在学する5名以上の団体であれば対象となります。

令和4年度においては、危機管理に特化した、スマートフォンやSNSに関する講座はメニューに含まれておりませんが、令和5年度以降、新規メニューとして追加し、各地区などのご希望に応じて参加を呼びかけていくことで、多くの町民の方にスマートフォンやSNSなどの活用方法を知っていただけるようになると考えられますので、今後、危機管理担当の総務課のほうと協議をし、教育委員会ベース、または総務課ベースでそういった取組をやっ  
ていこうという話をしたところであります。

防災行政無線も、テレビやラジオと同様に情報を得る手段の一つと捉えていただくとともに、先ほど行政報告や施策の概要のところでも申し上げましたとおり、今後は生活情報メールやツイッター、LINEなども加わることとなります。数多くの情報を一斉に、スピーディーに受け取ることが可能になります。

受け手側としては、その中から必要な情報を受け取る、これを選択していただくこととなりますが、ぜひ、どんな形であれ、より多くの皆様に登録していただきたいと考えております。そのため、先ほど申し上げました講習会などを通して、様々な機会でも周知を徹底するとともに、このような操作講習会の開催の折には、担当職員が同席し、登録をサポートすることも検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 講習会を実際にもう開催していただいているんですけども、講習会に来られている方はある程度スマホを使える方で、そのステップアップとして来ている方が多いのではないかと思いますよ。実際、ガラケーからスマホに変わったときに、高齢者ですよ、私も高齢者ですけども、機能がいっぱいついたスマホを買う方もいるんですけども、大体がらくらくホンとか、簡単な、3つぐらいの緊急連絡先をやって、そこのボタンを押せば相手に通じるとかという方が多いんですよ。

私が一番最初に望みたいのは、本当に使えない人に設定をしてあげるといことなんです。講習をする以前に、設定をしてあげて、分からなくても受け取れる情報にしてほしいと。

言っている意味がちょっと違うかもしれないですよ。実際にスマホによってやり方が違うんですね。例えば私のやつなんか、スマホの料金が自分で払えないので、娘の口座から黙って引き落とすような形にやっておいたんですが、ちょっといろいろあって、買い替えたときに、1円スマホだったかゼロ円スマホにしたんですね。そうしたら、Wi-FiがないとLINEもフェイスブックも通知も来ないという、すばらしいやつをいまだに使っているんです。

タブレットもそうなんですね。議員が今度使うタブレットはWi-Fiなしでも入るんだけど、行政のほうを使うのはWi-Fiがないところで使えないとかという状況があるんですね。同じやつでもちょっと違うんですよ。だから、そういうやつも、本当に分からない人は分からないので、設定をしてあげるといのがまず第一。それで見られるようになったら、次のステップアップで講習会をして、講習会というのはLINEでやり取りする。私が言ったのはLINEを受け取るだけ。フェイスブックを受け取るだけ。メールを受け取るだけ。来たら通知表示ができるように設定してあげてを先にやっていただきたいといことなんです。どうでしょうか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、設定をしてあげて、ほとんどスマホの知識がゼロの方でも利用できるような、そういうことにしてはどうかというふうなことだと思いますが、やはり個人の意識の問題は、どっちにしろあると思います。使いたいか、使いたくないか、そういう情報が必要と思うか、思わないか、面倒くさいか、面倒くさくないか。

そういうことはやっぱり個人の選択として様々あると思いますが、櫻井議員がおっしゃるように、せっかく持っている機能でありますので、できれば使えるようになってもらいたいというふうなことで、先ほど申し上げました、SNSの概要から初めて、ツイッター編やLINE編というふうなことでステップアップしていく過程の中で、5回の講座を設けてやったと。私も中身まで分かりませんので、恐らく一定程度興味がある、もしくはやっている、そういうふうな方もいたのではないかと。どっちかといと、そういう方が多いのかもしれないです。

なので、ゼロからスタートできますよというふうなことを周知しながら来ていただく。そういったことを周知していくことが大切なのかなというふうに思います。

あともう一つは、せっかく使えるシステム、私もスマホもパソコンも持っていますが、恐らくスマートフォンが機能のうちの、100あるうちのどれだけ使っているかというのは、かなり私も機能を持て余している人間だというふうに思います。

でもやっぱり、今自分が生活していく中で、SNSと言われるものだったり、LINEというコミュニケーションツールだったり、そういったものは、私にとっては生活の必需品の一つだというふうに今なっている。今の高齢者の方で、携帯電話代わりにスマートフォンをお持ちの方は、私のようなことまで思えるかどうかというふうなこと。ただ、その便利さをお知らせをして使えるようにしたい。そういうことは絶対必要だというふうに思います。

その辺を、SNS等の分からない方にゼロからやりますのでぜひ参加してくださいと、こういうことを、教育委員会の講座もそうです、あと先ほど申しあげました様々なイベントの機会、特に防災訓練や社会福祉協議会での高齢者の集まり、そういったものではやっていきたいというふうなことを、先ほど申しあげましたとおりでありますので、ぜひ一緒になって進めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

先ほど、自分がこれが必要かどうかは人によって違うということです。確かにそうなんです。防災メールが届くようにしてほしい。勝手に取って設定するんじゃないですよ。こういうのを設定してあげますよ、必要かもしれませんからという通知をして、希望者のスマホをまず設定してあげるということだけなんですよね。

LINEをしたい、フェイスブックをしたい、そういう人はやっぱりそこに興味があるから、そのステップアップなんですよね。まず防災メールや緊急情報をお知らせしてあげなければいけないと。

何でスマホと言っているかというのは、聴覚が低下している方、耳が不自由な方、その方は防災無線、防災放送が聞こえないんですよ。どうやって受け取れるか。見る、または誰かに教えてもらわなければいけない。緊急だからすぐに伝わらなければいけない。そのためには、町がお知らせしているやつをいち早く見られるようにしてあげる。それが大切なんじゃないですかということを言っているんですね。

だから、耳が不自由でなければ、一斉放送じゃなくても、個別に受信機を設置して流せばいいけれども、すごく金がかかる。だけれども、個人がスマホという受信機を持っているので、そこに通知が来たということが分かるようにまず設定してあげればいいんじゃないかと

いうことで、いろいろやろうとしているんですね。進めていただいて、一人でも多くの方に通知がいけるように、これからも進めていただきたいと思います。

結構いろいろな方からも言われて、こっちもやっぱりデジタルには詳しくないので、アナログな人間なので、携帯電話の会社に一緒に連れて行って設定してもらったりはしているんです。でも、体は一つなので、なかなかそこまでできないので、町としていろいろ手を尽くして、設定してあげてください。私の希望です。

町長も前向きなので、それは手伝えるところは手伝うし、町も一緒にやりましょう。というところでよろしいですかね、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今まで、先ほど話したことの内容のとおりで、必要性は感じていますが、それをやっていこうという気持ちは先ほど申し上げたとおりなんですが、あえて申し上げれば、皆さんは、私はどうやってSNSを覚えましたがと問いかけたときに、恐らくお子さんから教えてもらった、もしくはお孫さんから設定していただいた、お友達から教えてもらった、ネットで調べて自分でやった。電話会社さんのほうで買ったときに設定してもらった。様々いると思います。

私は多分、一番いいのは、家族の方、そういった方から、この機能はあったほうがいいよねと、先ほどから言われている機能です。なので、そういうものを設定したほうがいいんじゃないんですか、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん。こういう形でつながるのが、携帯電話の設定をして、それから以降の部分についても、他人が責任を持って設定して、その電話の機能に障害を与えないかどうかという責任の問題もちょっと残るのかなというふうに思います。

よくドメインの設定でメールが受信できないんだけど、どういうふうに、何がどうなったんだか全然分からないというふうな話は私も経験しましたし、よく聞かれます。そういったところはやっぱり深いところまで、例えば先ほどの町の職員がとか、でばん講座というふうになった場合に、その辺の補償といいますか、確認作業というのは難しいところもあるのではないかなというふうに思うところもありますので、簡単な説明、設定の部分にはできるにしても、難しいところになると、そこまで深く入っていけないのかもしれないので、やっぱり近くの方が設定をしていただく、その必要性を認識した上で、家族に受け取ってもらえるような設定をしていくというふうなことも必要なのではないかなというふうに感じています。

ただ、先ほど一番最初に言いました、やることについてはしっかりとやっていきたい。こういうことです。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 私の説明の仕方が悪かったかもしれません。私のほうに声がかかるのは独居老人、あとは老人世帯だけの方からの相談ですね。若い人が住んでいれば、それは若い人にお願ひできるんですけれども、それができないからということなんです。説明不足で大変申し訳ございませんけれども。

だから、ドメイン指定解除も、何でもかんでも受け取れるというのと、あとはこれだけは、部分一致とかいろいろありますから、これだけは入るようにする。例えば大江のやつだったら、一番最後のところだけ、ここからきたらメールで受け取れるというのを確認するでもいいんです。

受け取れるようにしてほしいという人しか多分来ないと思うんですよ。そういうことでお願ひしたいと思います。

町長は反対していないので、いろいろやってくれると思うので、町民の方も安心して、元気な姿で生きていけるとお思いますので、その点はよろしくお願ひいたします。

じゃ、1件目は大体それぐらいにして、次に、町営小鳥山スキー場にリフトの設置をということで、長く町民に愛されております大江町の町営小鳥山スキー場には、アンバーリフトとロープトウが設置しております。なかなか年代物で、今ではよその市営や町営のスキー場では見かけることのできない設備です。

これらは、スキーに慣れた大人には大丈夫なんですけれども、スキーに不慣れな子どもたちには非常に難しいものです。特にロープトウなどは握力がなければつかまることもできません。上に上がることもできません。

小学校のスキー教室でも、小鳥山スキー場での授業を実施するのに、学校の先生方だけでは不可能で、技術指導する保護者の方だけではなく、アンバーリフトとロープトウの斜面方向にスキーの板を合わせて立てる。まずそれが難しい。ロープをつかんで、握って乗せる。途中で転倒する子どもたちを助ける。最後にロープから手を離させて、下りる介助をするなどの保護者の方々の支援も必要です。それだけロープトウとアンバーリフトの使用が難しいということです。

休日に家庭で小鳥山スキー場に連れていっても、着座式のリフトがないため、わざわざほかの町のスキー場に行くような結果となっています。自分が住んでいる町にスキー場という

名前の施設があるにもかかわらずです。

せっかく雪のある大江町に生まれ、雪のある大江町に住んでいる子どもたちを含めた多くの町民の方々に、冬の魅力と楽しみ方を味わっていただくためにも、着座式のリフト設置をお願いしたいと思います。

もしも予算の問題があるのであれば、予算の確保努力を町長をお願いしたいと思います。

小鳥山スキー場の所管は教育文化課ではありますが、予算の確保に関しては、全体予算の中からどのように捻出するか、いや、一体その予算をどこから持ってくるかなど、町長の手腕が問われる事項でありますので、あえて町長に質問いたします。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2問目、町営小鳥山スキー場にリフトの設置をについてお答えさせていただきます。

私も若い頃から小鳥山スキー場との関わりは非常に長く、私の人生にとって切っても切れないお付き合いを小鳥山スキー場とはしております。これまでの小鳥山スキー場の経過、歴史、そういったものについては、それなりに知っているつもりであります。

そんな中で、ちょっとお答えをさせていただきますが、小鳥山スキー場は町民に長年愛され、利用されてきた。そして、正確な記録は分からないのでありますが、小鳥山はもう半世紀以上も前から地元の子もたちがその斜面を利用して冬の遊びを楽しんでいたということです。大江町の子もたちを見守り、成長の一助となってきた施設だと認識をしております。

かつては、現在設置されているアンバーリフトはもちろん、ロープトウさえもなく、斜面も急で、子どもたちはスキーを担いで小鳥山までやってきて、そこからスキー場で自分の足で山をはい上がっては、スキーを履いて下り、そしてまた肩に担いで登っていくことを繰り返してスキーを楽しんでいたと記憶をしております。

しかしながら、より便利に利用したいという町民の声が高まり、その声に応えるべく、先人たちはロープトウやアンバーリフトを設置し、そのために電気施設を整備し、さらにはナイター照明や休憩施設、トイレを建てて本日に至っております。

そして、利用する子どもたちの安全を守るため、利用期間は富沢地区をはじめ、近隣地区の有志の方々や、またスキークラブの会員の方々のご協力をいただいて運営しているものだというふうに理解をしております。

さて、このようにして、町民のご理解とご協力をいただきながら運営しているスキー場ではありますが、議員のご質問のように、着座式のリフトを設置してほしいという声が寄せら

れたことは過去にもありました。

アンバーリフトは取っ手がついたワイヤー式のを、ロープトウは取っ手のないロープ式のを指していますが、このワイヤーやロープがゲレンデの下と上を循環しており、利用者は、直接取っ手やロープをつかみながらゲレンデの上まで行くことになります。どちらも距離は約80メートル程度です。

アンバーリフト及びロープトウについて、初心者が使用するにはハードルが高いのではという意見が一部にあるとのことですが、これらのリフトに対してこれまで、利用しづらいという直接的な意見はあまりいただいておりませんでした。これは、小鳥山スキー場が大きなリゾートスキー場と違い、町民が家族で楽しんだり、練習したりするスキー場だという意識が浸透しているからではないかというふうに思います。

例えばロープトウやアンバーリフトが乗れない子どもが、着座式のリフトで、あそこの規模で上がってスキーをやるというふうなことだと、恐らくロープトウも乗れない子どもが上からそのまま滑ってくるというのは不可能なことだというふうに思います。やはり一定程度、平らなところでスキーをやりながら覚え、そして上のほうに上がっていくと。そういうふうな形でスキーを楽しんでいただくということになるのではないかと、私はあそこでスキーを教えていて感じます。

また、小鳥山スキー場は、毎年ナイタースキー教室を開催しており、今年も小学1年生から6年生まで、合計13名の子どもが参加しましたが、初心者の子でも初日でほぼロープトウができるようになっておりました。

小学校のスキー教室も同様で、滑れる子も、滑れない子も、この小鳥山で初心者のスキーとして練習し、そして大きなスキー場に行って、またスキー場ならではの楽しみを味わっているのではないかというふうに思います。

担当課のほうの調べによりますと、着座型リフトを設置する場合、リフト設置でおおよそ1億円、それに見合うナイター設備の整備で2,000万円ほどかかるので、合わせて1億2,000万円ほどは最低必要だと。

また、設置に当たっては、東北運輸局の認可が必要。また、リフト専門主任の通年配置、さらには夜間利用者のけがを防止するために、ナイター営業の場合、大規模な照明設備を導入すること、こういったことが求められるという条件があるそうです。

こうなると、これまでの地元の方々のご協力だけでは運営することができず、さらにはメンテナンス料も、現在とは比較にならないほどに膨れ上がります。これらのことから、小鳥

山スキー場の規模と利用者の層、また設置費用とランニングコストを考慮すると、着座型リフトを設置するのは難しいと考えられます。

さらに、単純に循環して利用者を運ぶロープトウやアンバーリフトと違い、起点と終点にはかなり大がかりな回転施設が必要となり、その場所を確保する必要が出てきます。

例えば、似たような小規模なスキー場として、西川町のスキー場でも、リフトの距離は400メートル弱あります。蔵王スキー場になると、クワッドリフトと言われるものは800メートルから1キロ、単純なペアリフトでも400メートルから500メートル、これぐらいの距離がないと、リフトを設置するという意味合いはかなり大変ではないかと思います。

現在のスキー場の規模では、その施設を設置する面積が確保できないため、今後さらにスキー場の規模を広げるという方法もありますが、小鳥山の場合は距離があれ以上は取れませんので、難しい問題だと思います。

現在のアンバーリフトとロープトウについて、今後利用しづらいという意見があった場合には、スキークラブの方々と相談させていただいて、地元のご理解とご協力を得ながら、まずは乗り降りをしやすいリフトとして、ロープトウとして、設置位置を調整するなどして対応できればというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 私は大江町で生まれて、高校まで大江町で育ったんですけども、スキーよりウイスキーのほうが好きで、ウイスキーはロックだと言いながらフォークを歌っていたという世代なんですけれども、町長はスキーをするということだったので、話が早いと思います。

実は私の父親が陸上自衛隊でスキーの指導員をやっておりまして、子どもの頃からいろいろスキーの指導を受けていません。自分の子どもは自分で覚えろという形で、スキー場に連れていっても、ほかの子どもたちには教えるけれども、自分の子どもはほったらかしで、自分で盗めみたいな感じだったんですよ。

でも、雪国で育って、中学校のときもずっと毎日スキーをやって、中学校、高校あたりはもう蔵王に泊まり込みでずっとやっていたんです。陸上部だったんですけども、冬のスキーをするために陸上をやっていたという感じだったんです。

スキーは、慣れた人はすごく簡単なんですよね。上って行って、下りてくればいいじゃないか。止まれるから大丈夫だというだけけれども、初めての子どもにはすごく難しい。恐怖。

それを自分は慣れていたのでよかったけれども、恐怖を知ったのは、スノーボードをやってから恐怖というのを覚えたんです。初めてスノーボードをやったのが40代かな。カービングという板が初めてできた頃に、カービングの板に塗装が一切されていないテスターをやったときに、カービングのきれを覚えるためにスノーボードをやりました。

ところが、両足が固定されて、スキーができるんだから、こんなものは簡単だと思ったらとんでもない話で、立ち上がることさえできなかったです。何でできないか。曲がれない。止まらない。止まらないということは、すごく恐怖なんです。子どもたちに、歩いて行って、上から下りてこいといっても、なかなか難しいんですよ。

私も子どもの頃から小鳥山スキー場へ行っていたんですけれども、歩いて行って下りてくる、歩いて行って下りてくる、だからうまくなるかということ、そうじゃないですね。下りて曲がる技術をいっぱいやればやるほど上手になります。まず止まること、それで曲がる技術を知る。そのためには、なるべく上がらないで教えたほうがいいですよ。

一応、私も指導をいろいろやっているんで、なるべく疲れさせない。楽しませる。曲がる喜びを、雪の喜びを知ってもらおう。例えば大江町だったら、子どもの頃あそこは雪があって楽しかったね。だから、大人になったら雪のあるところに正月でも帰ろうかな、親のところに帰ろうかな、じいちゃん、ばあちゃんがいるから帰ろうかなという気持ちになると思うんですよ。

さっき町長がすごくいいことを言ったんです。仕事するだけじゃない。その場所に楽しみを求めることは大切だと。よそから来た人たちに冬が大変だと、移住・定住の方には結構、夏場に、いい緑のきれいなところで、のんびりしたところだということを知るけれども、冬になったらこんなに雪がいっぱいあって、雪かきが大変で、失敗したと思うよりは、冬の楽しみ方を教えてあげる。その子どもたちに、スキーでも、ソリでも、ボードでもいいからさせてあげるということが必要なんです。

先ほど言ったロープトウもアンバーも、スキーでは上れるんです。スノーボードでは難しいです。特に初心者は難しい。今は、指導なんかをやっている、スクールなんかでも、スキーの人口が少なく、ボードの人口に大分取られているんですよ。子どもだけじゃなくて、大人も、移住・定住の方にも使っていただけるような形にする必要があるのではないかと。大江町に来てよかった、生まれてよかった、スキー場があるから住んでもいいなと思えるような形にする必要があると思うんですよ。

金がかかる。もちろんかかりますよ。リフトをやったら、ナイター設備しなければいけな

い。夜稼働させなければいいわけでしょう。そんなものは。本当に2,000万円もかかるんだ  
ったら。でも、本当は夜も昼も使ってもらったほうがいいですね。期間が短い。

考え方なんです。あそこは距離が短いから設置が難しい。80メートルしかない。もっと  
広げるためにどうするかという案も考えればいじゃないですか。下の沼の水を冬だけ抜く  
とか。ただの案ですよ。小鳥山じゃなくて、冬使わない大山のコテージがあるじゃないです  
か。あそこにリフトを設置する。コテージも冬に使ってもらう。それも案ですよ。

そのほかに、また別個に、朝日少年自然の家、あそこにチューブ滑りで小学生の1・2年  
生が行くんです。あそこに県の予算で設置してもらおう。管理も県がやってもらおう。町が財政  
負担をすることはない。距離も長い。ある程度の斜度もある。そういう案もあるんじゃない  
ですか。

予算の確保はどうですかということは、そういうことなんですけれども、1億何千万なん  
か、すぐに設置しろと、本当は思っているんだけど、できないですね。そういういろ  
いろなことをして、やってみたらどうですかということなんです、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 思いついたことから答えさせていただきたいと思います。

自然の家のチューブスライダーをやっているところには、以前はスキー場があったんです、  
自然の家のスキー場として。ロープトウがあったかどうかはちょっと忘れましたが、あそこ  
はスキー場だったんです。という経過があるということで、ちょっとスキー場には、要は歩  
いて上らなければならないとか、圧雪の機械がないとか、そういうふうなことがあって、今  
はああいふふうな形になっていると私は思っています。あったのは事実です。

それから、先ほど言いましたように、確かに昔、小鳥山スキー場の下の堤に氷が張って、  
今よりは寒かったので、あそこの上を滑って帰ってきた記憶もあります。でも多分、今はそ  
んなことができないと思いますし、沼を、堤を埋めてしまうということもできないと思いま  
すので、下に延ばすことはちょっと無理ではないかなというふうに思います。とすると、や  
っぱり80メートル、100メートル程度のリフトというのは現実的ではないのかなというふう  
に私は思います。

なので、今の雪の楽しみ、スキーの楽しみ、スノーボードの楽しみを町として取り組んで  
いくとすれば、別のところにスキー場を設置するような計画を立てなければならないという  
ふうに思いますし、私たちも若い頃、スキークラブ員として、別のスキー場の設置の要望も  
したことがあります。そんな一つとして、大山の山から小見地区のほうに下るようなスキー

場はできないものかというようなお話もさせていただいたことがあります。

それはやっぱりあの時代はそれができなかった。今の時代にそれができるかといったら、私はやっぱり今のスキーの人口、スノーボードの人口、社会的情勢、そういったものから考えれば、いろいろなところのスキー場の経営が大変で、特に小さいスキー場は閉鎖せざるを得ないという状況が軒並みある状況では、新たなスキー場をつくるというチャレンジはできないというふうに私は思っています。

ただ、時代が変わり、またリゾートブームのような形で、「私をスキーに連れてって」のあの時代が来れば、また話は別かもしれませんというふうにも思います。

なので、今の小鳥山スキー場の機能として、やはり全然滑れない人が来て、子どもたちが来て、あそこで親子なりスキー教室で滑れるようになって、そして、最初はロープトウを使わずにやって、そのうちロープトウが乗れるようになって、そしてステップアップしたらアンバーリフトで一番上まで行って下りてこられる。そういうふうなスキー場として利用していくという形が、今の小鳥山スキー場の役割ではないかなというふうに思っています。

たまたま先日の土曜日、小鳥山スキー場の一般開放があつて、行ってみました。何組か親子連れがいましたが、そのほかに、ちょっと会話ができていないので分かりませんが、何か若い方の二、三人のグループがいるんです。見るからに、もうスキーに来ている感じではなくて、普通のコートを着ていらっしゃるんです。多分スキー場があるというふうなことで見に来たのかなというような感じで見ていましたが、雪を楽しむというふうな意味合いで小鳥山に来たのかなというふうに思っていますが、そういう方もいらっしゃいました。

小鳥山スキー場の役割をそういった観点で捉えながらやっていくというのが、今の活用方法かなというふうに思っておりますので、その辺は、夢は夢として持ちながらも、難しい課題だというふうなことはご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 残り時間5分です。

課題として、予算もあるし、なかなか難しいんですよ、正直言ってね。だけれども、子どもたちに楽しんでもらうためにはどうするかという知恵を少し出していただきたいと。

特に今のロープトウ、アンバーのところは、ワイヤーロープなんです。私も使うんですけども、ワイヤーがほつれて、ユニフォームが2回ほど破れているんですね。そこら辺はワイヤーも交換しなければいけないと思うし、乗るところがちょっと坂なんです。子どもはバックするんですよ。下りるところが上り坂で降りなければいけない、左上に上らなけ

ればいけない。普通は左下に降りるような場所に設置しなければいけないと思うんですよ。それは、先ほど町長が言った設置のやり方をちょっと変えろとか、少し長くして上の駐車場まで行くとか、駐車場の手前の左坂に降りるところがありますね、そこに行くような形に設置するとか、降りるスペースが短い、上り、1人で降りられないというのを、スキーをやっていない人が気づくんです。スキーをやっている人は、こんなものは当たり前じゃないかと思うんだけど、そこら辺は配慮する必要があると思います。

あともう一つ、ロープトウは、子どもたちにはなかなかできない。何でか。滑るから。ロープトウにこぶとか、何か引っかかるやつをつけてあげる。結び目とか、こぶとか。そうすればある程度引っかかる。アンバーの金属の玉がありますよね。そんな形でもいいし。そうすれば少し楽かなと。今あるやつをうまく利用して、なるべく楽に使ってもらえるような形にして、当面の間、やる方法があるんじゃないかというのが一つ。

もう一つ。ロープトウの使用料、年間、今年予算は20万円を見込んでいます。無償化できないですか、それは。20万円で大江町の子どもたち、住んでいる方に楽しんでもらうという気持ちはないでしょうか。どうでしょうか。あと2分。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 無償化の部分については、やっぱり特別な施設、普通の公共施設の利用とは違うというふうに思います。なので、これまでそういったことで、いろいろな施設の使用料を無償にしてきたという中で、小鳥山スキー場とプールは有償というふうな形でやっておりました。

なので、そこら辺のところは、やっぱり利用者負担というふうな原則はあるのかなというふうに思います。金額が金額だからというふうなことではありません。そういうふうにも思います。

ぜひ、小鳥山スキー場、本当はもっともっと利用してもらいたいんです。あともう一つ、ロープトウが利用しづらいという話ですが、もう私、何年とあそこでスキー教室に関わってきましたが、小学校に入学する前、4歳児、5歳児の人が、1日練習すればもうロープトウに、つかんで、ロープトウの部分は緩斜面ですので、上っていくようになります。なので、利用しにくいというよりは、そういうふうによく利用してもらえるような指導が必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） まだ30秒あります。

なるべく今の設備をうまく利用できることと、あとは無償化の方向も検討していただきたいと思います。これは私の要望としてです。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本日の予定された議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

皆様ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

## 令和5年第1回大江町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年3月3日(金)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(4名)

##### 3番 藤野広美

- 安心して通行できる歩道の舗装整備を
- 将来に向けた学校のあり方検討委員会の今後の進め方は

##### 5番 関野幸一

- 子育てしやすい町、移住につながる町営住宅・アパートの利用しやすい料金改定など環境の整備は
- 左沢線の利用拡大に、職員の利用促進を
- テルメの新しい石風呂のオープンで、多くの町民に利用してもらうため、全町民に温泉券の配布をしては
- 流雪溝の整備について再度伺う

##### 2番 菊地邦弘

- これまでの一般質問、質疑に対する町の対応・取り組み状況等について

##### 6番 毛利登志浩

- 超少子高齢化社会へどう向き合う

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長 代理	伊藤和幸君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

---

◇ 藤野 広 美 君

○議長（菊地勝秀君） 本日最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） おはようございます。3番、藤野広美です。

今日、ちらちらと雪は舞っていますが、3月に入り日差しも大分暖かくなり、本格的な春が待ち遠しい今日この頃です。

それでは、通告に従いまして、「安心して通行できる歩道の舗装整備を」という質問をさせていただきます。

町道原町小漆川線の原町角から7区にかけての歩道舗装の一部が、経年劣化の損傷によりくぼみが大きくなってきており、歩行者にとって危険と思われる箇所があるようです。昨年の秋、高齢者の方がそのくぼみに足を取られ転倒し、両手と両膝を擦りむくけがをしたということでした。

当時、応急手当てをしてくれた方から後日連絡をいただきましたので、話をお聞きしましたところ、その方は擦りむき程度で済んだからよかったけれども、毎日この歩道を通行する方を見ているが、シルバーカーを押して通った方がこのくぼみに車輪を取られ転びはしないか、あるいは通学路にもなっているので、子どもたちも危険だなという心配をしています。また、冬の時期に歩道の除雪をするのに、このくぼみにスコップが入り除雪しづらいということもあります。さらに舗装表面に石が露出しており、歩いたときに靴の下に石が入り込み、滑るという現状です。危険なので舗装の整備を行政にお願いできないでしょうかというような内容でありました。

私も歩道を通る機会がありますが、このくぼみは把握しており、危険だなというふうに思いました。

この質問をさせていただくに当たり、歩道完成までの過程を役場建設水道課で調べてみました。平成15年にくらしのみちゾーンに登録になり、平成16年に左沢中央通り商店街の方々による先進地視察研修や、もてなしとにぎわいの街道づくりを目指した交通実態調査が行われたようです。左沢中央通り商店街の代表の方の話は「商店街の方々が、くらしのみちゾーン社会実験としてこの通りの相互通行と一方通行の両方の実験を行い、譲り合いの道路ということで、車の速度を落とし相互通行することを決定したことや、この工事をするに当たって、歩行者に優しい歩道ということで現在のれんが色にして車道との区別が付きやすいようにと相談して決定しました」という内容でした。

皆さんもご存じのように、この道路は車道と歩道の境にある縁石を取り外し、ボラードというポールをとところどころに設置して車道と歩道の境界を仕切るという工法になっています。また、この歩道はカラー舗装になっているそうですが、色分けがなされ、見やすいという利点はあるのですが、経年劣化の損傷によりくぼみができたり舗装の中の石が露出していること

で、冒頭に申し上げましたとおり、現在は危険な状態と思われる箇所があると言えます。

この歩道でけがをした方がいること、小中学校の児童生徒の通学路にもなっていること、これらを踏まえ、毎日利用する町民の方が安心して通行できる歩道の舗装整備を早急に事業に組み入れていくことが必要ではないかと考えます。

町民の方からの要望でもあります。何かあってからでは遅いという観点からも、安心して歩道を通行できる、危険なところを整備するというのは大事なことと思いますが、町長の考えをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

先ほど藤野議員からありましたが、今朝、起きてみて雪がちらついているというふうなことで、もう3月に入ったのにちょっと嫌な感じはしたんですが、確実に春は来ている、この桜のように暖かい春がすぐそこまで来ているというふうなことを思いながら、もう少し冬を克服していきたいなというふうに思ったところであります。

藤野議員の「安心して通行できる歩道の舗装整備を」というご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のありました路線については、平成15年7月1日にくらしのみちゾーンの登録を行い——これは国の登録です——平成20年度から22年度にかけて工事を行っておりますが、町内の道路の中でも特に歩行者を優先した道づくりというコンセプトで行ってききましたので、これまでの経過を少しお話しした上で、お答えを進めさせていただきたいというふうに思います。

この道路の歩道は、当時、勾配があり幅の狭い、安心して歩くことができるとは言い難い状況の道路でありました。できるだけ車両通行を抑え歩行者が安全に移動できるよう、地域住民や商店街の方々と一緒になり、事業を進めるための話合いを持ってきたという経過がございます。

平成16年1月にくらしのみちづくり協議会を発足し、福島県会津若松市の商店街や福島県の三春町、宮城県の仙台市などに一緒に先進地視察を行ったりして現在の道づくりを進めております。同じ年の10月には社会実験という形で、実際に交互通行、一方通行を体験してもらいながらアンケートで意見集約などを行ってきております。そして座談会等で結果の検討

を行った結果、少しでも歩きやすくするために側溝を埋め込む、そうした構造とし、歩道の舗装については車道と歩道の色合いを分け、そういった道路の造り方をしていきたいと思いますという合意に至ったところであります。

その後、年数が経過し、現在の舗装状況は、私も現場のほうを確認しましたが、舗装の剥がれや表面の劣化、経年劣化がかなり進んでいるというふうに感じてきました。

その補修方法については、ただいま議員のほうから色分けができて表面に石が露出しない施工方法などはどうなのかという提案もありましたが、耐久性を優先した場合、駅前通りや役場前の歩道のような開いたブロックやインターロッキングなどのアスファルトではない施工の方法も考えられますが、地域住民との先ほど申し上げたような合意により整備した経過や、重要文化的景観の重要な構成要素としての通りであることも踏まえて、現在の景観を大きく変えてしまうことはあまり適当ではないのではないかと、今、考えているところです。

そのため、今後、舗装補修を行う場合には、視覚的な誘導が安全対策の一つにもなりますので、同じ茶色系のアスファルト、カラー舗装で再舗装を行うことが適当であるのではないかとこのように考えております。

先ほど損傷がひどい場所のお話がありましたので、特に危険な場所については応急的な補修をしながらも、来年度以降の全体の修繕工事のほうも検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

勾配があって安心して通行ができない歩道であったということと、商店街のいろいろな方の話合いの下に、側溝を埋めてという造りにしたという答弁をいただきました。

平成16年に左沢中央通り商店街の方々がこの歩道をれんが色にして、車道との区別が付きやすいようにというふうに決めて工事がなされてから、約20年近くがたっているというふうな状況にあると思います。先ほどもお話ししましたがけれども、毎日町内外の方が利用する歩道ということもありますし、経年劣化による損傷が大きくなってきた箇所がある、こういうことから、先ほど言いました高齢者のように、くぼみに足を取られて転倒する方がいるということがあるかもしれないということ、やはり考える必要があるのではないかなというふうに思います。

先ほど、応急処置はまず必要ではないかというふうに町長からお答えをいただいたと思います。やはり応急処置が、まずくぼみを埋めるということが大事ではないかなというふうに

思います。くぼみを埋めていただいたとしても、応急処置が行われたとしても、やはり石が露出しているというところはそのまままになっていますし、靴の下に石が入り込むという、この危険性は現在のままということになるのではないかなというふうに思います。

当時、歩道完成時はとてもきれいなれんが色だったと思いますけれども、さっきのお話だと何か茶色っぽい色にしていきたいというふうな答弁だったと思います。現在、歩道の色が、やはりれんが色から黒い色が目立ってきているなというふうなこともありまして、町外客への観光の面でも、今の色のままではマイナスイメージになるのではないかなというふうに思っているところであります。

石が露出しているところがあることや、色があせて歩道と車道の区別がつきにくいということは、歩行者に優しい歩道にはなっていない、危険であるということになるのではないかなというふうに思いますので、整備対応をお願いするものであります。現在と同じ茶色の舗装の検討を今後、検討していきたいというふうな答弁ではありましたが、やはりさっき、駅前のような施工方法ではなく露出しない方法で色分けができる方法というものが無いかなというふうに思いますので、そこもお聞きしたいと思います。

原町小漆川線の原町角から7区にかけての歩道の面積というのはかなり距離が長くて、広範囲にわたるなというふうに思います。予算面でもし一気に舗装が無理ということならば、何回かに分けてという補修方法も考えられるのではないかなというふうに思います。検討ではなく早期の予算化となるようにぜひ要望したいと思いますが、町長はいかがお考えかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど最後のほうで申し上げましたが、危ない箇所については応急処置をしながら、まずは手当てをしていくというようなことで安全策を取っていきたいなというふうに思います。

それから、石が露出しているというふうなことでありますが、確かに露出しておって、私は、歩いた感じとしてはあまりにも石が凸凹といいますか、摩擦が大きいものですから、つまづくような感じのほうにするのかなというふうにちょっと思って通りを確認してきております。なので、応急処置と併せて全体的な補修についても計画を立てていくというふうに思いますし、また、工法について、れんが色も茶色も同じイメージだというふうに思いますが、カラー舗装という舗装の種類でやっているわけですが、聞くところでは、当時やったカラー舗装というのが珍しい、あまり例がなかったような舗装というふうに聞いております。

なので、そこからやはり技術のほうも進化している、素材のほうも進化しているというふうなことがあるようですので、恐らく同じ工法というか、同じ種類の方法を取ったとしても、耐久性や見た目の部分ではもう少しいい仕上がりになるのではないかなというふうに感じておりますので、その辺も、事業費の予算も含めて考えていければなと思っております。

あとは、工区分けの提案もありました。どうも今回お話をしているくらしのみちゾーンの路線は、3か年で道路自体の改良も含めて終わっているようです。その辺は町の財政的な負担も考えながら、分けるか分けないかも含めて検討していきたいなど。

とにかく、安全確保のために応急的な部分は処置させていただくというふうにしたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。まずは応急処置をしていただけるということなので、そこはよろしく願いいたします。

先ほど、耐久性を考えていろいろな施工方法も検討してみるということを答弁いただきましたので、そこも含めてですが、やはり何かあってからでは遅いんだと。つまりくことのほうが考えられるかなというふうな町長の答弁でしたので、そこも入れて、毎日多くの方が利用する歩道であるということも考えて、危険なところを整備するというその考えを基本にして、やはり何年か先ではなく、早急な対応をぜひお願いしたいと思っております。

これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて2つ目の「将来に向けた学校のあり方検討委員会の今後の進め方は」という質問をさせていただきます。

昨年11月28日の議会全員協議会懇談会で、大江町の今後の児童生徒数の推移についての資料を基に、大江町の今後の児童生徒数及び学校のあり方検討準備委員会について説明がありました。今後、検討準備委員会から検討委員会となり進んでいくものと思いますが、どのように進めていく考えなのか、幾つか教育長にお伺いします。

最初に、①から③まで続けて質問をさせていただきたいと思っております。その後、④⑤⑥は1つずつ質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

①6名による検討準備委員会を立ち上げたことと、「大江町の今後の児童生徒数推移について」という資料を提示して、現状と今後の推移の説明をするということで12月に左沢小学校の保護者に説明予定とのことでしたが、保育園等、本郷東小学校の保護者に対する説明は

行ったのでしょうか。

②現在「検討準備委員会」となっていると思いますが、今後「検討委員会」となるのはどの段階ですか。

③今後、保護者の方に「今後の児童生徒数推移について」という資料を提示して、学校の在り方を検討すべきかのアンケートを取る予定との説明でしたが、いつ頃を考えていますか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 藤野議員のご質問にお答えします。

本町における小・中学校の児童・生徒数の減少は、出生数の減少に伴い、ここ数年著しいものになっております。この状況を受けて、本町の学校の在り方については様々な視点からより慎重に考え、できる限り町民の声を反映させながら進めるために、今年度は検討委員会立ち上げのための準備委員会を設置し、各学校、幼・保園の保護者への説明会やアンケート調査等を行ってきております。

当初、喫緊の課題に対応するために早急に検討委員会を立ち上げて様々な課題を洗い出し、検討することも考えていたところですが、町民、特に現在小中学校に在籍する子どもたちの保護者やこれから入学させる親の世代の方々の考え方を丁寧に聞き、情報を共有しながら進めるべきだと考え、まずは今年度、準備委員会を設置して、学校説明会や保護者アンケート等を行ってきたところであります。

それらのことを踏まえて、議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のご質問である、小学校や保育園において保護者に対する説明会は行ったのかということですが、具体的には、昨年12月1日に左沢小学校PTA研修会での説明会を皮切りに、大江中学校、本郷東小学校、そして大江幼稚園、あゆみこども園、にじいろ保育園の保護者に対しては合同開催ということで、公民館にて説明会を実施しております。

その説明会においては一方的にこちらから将来の児童生徒の数を示し、説明するだけでなく、現状を把握し、情報を共有した上で参加者からご意見やご質問をいただき、それに対してできるだけ丁寧にお答えをするという形で進めてまいりました。

続きまして2つ目の、準備委員会から検討委員会へと移行するのはどの段階かという質問の前に、③の、アンケートを取るのはいつ頃かについて先にお答えいたします。

アンケート調査については既に実施済みです。1月31日付の依頼文により、小中学校及び

大江幼稚園、あゆみこども園、にじいろ保育園の保護者553名に対して配付させていただいたところです。2月15日までの回答を求めて、遅れて提出される分も含めて現在、集計しているところであります。

ここで②の質問の答弁となりますが、このアンケート調査の中においても、検討の必要性並びに検討の時期などを問う項目を設けて実施しております。その回答による集計を基に、次回の準備委員会で協議して決めていくことになると考えています。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

2回目でもありますけれども、確認を含めて質問させていただきたいと思います。

左沢小学校と本郷東小学校には12月1日に説明をしたということでしたね。あと、にじいろ保育園、大江幼稚園、あゆみこども園、3つあると思いますけれども、合同開催ということで中央公民館のほうで説明をしたというふうに答弁をいただきました。意見もあったので聞いているというふうに説明がありましたので、そのように理解をしたいと思います。

次、在り方を検討すべきかのアンケートを取る予定はいつですかという質問に対しては、もう既に実施済みで、1月31日に保育園、小学校等に出して、553名の方からアンケートを取っているというふうに答弁をいただきました。

その中で、検討委員会はどの段階ですかという内容についてですが、今、取っているアンケート調査の中で検討の必要性並びに検討の時期等を聞いておりますので、その集計を基に今後、協議して決めていきたいというふうに考えていますという答弁をいただきましたので、そのように理解したいと思います。

アンケートの中に、先ほどの検討の時期はいつですかというような内容のほかに、質問の内容に入れているものがあるのでしょうか。あったらお伺いしたいということと、今、集計中ということですが、そのまとめはいつぐらいの予定をしているのかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） まず初めに、12月1日に左沢小学校で説明してから、もう少し詳しく言いますと12月13日に大江中学校において説明、14日に本郷東小において説明会をして、12月19日に大江幼稚園、あゆみこども園、にじいろ保育園の保護者を対象にしております。

それからアンケートの内容については、在り方の時期についてのことのほかに、検討委員会の委員となるべき方はどういった方かというような内容であるとか、あと、大江町の学校

教育をより充実させるためにはどういう環境であればいいのでしょうかというような内容のこと、期待を語っていただいております。

それから、まとめる時期につきましては、現在集計を進めておりますので、今度、最後の準備委員会、今年度、一応今月23日に予定しておりますので、そこでまずは話し合うことにしております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

アンケートの内容には、今後、検討委員会を立ち上げるとしたらどういう方がよいでしょうかという内容と、どういう環境の、学校の在り方についてですけれども、どういう環境がよいのかという思いがあったら書いてくださいというような内容を取ったというふうにお伺いしましたので、そういうふう理解したいと思います。

その結果、今、間もなくまとまるのかなというふうには思いますけれども、3月23日に検討委員会で話し合いをする予定だということいただきました。ありがとうございます。そのように理解したいと思います。

それでは、ここから④⑤⑥は1つずつ質問させていただきたいと思います。

④さきの議会全員協議会懇談会での資料では、令和9年度は本郷東小学校の2・3年生が複式学級、令和10年度に1年生は2名が入学予定で、学級編制の決まりから、新入生2名1学級の生活となる可能性が高くなるということ、また、3・4年生が複式学級となる可能性が高くなるという説明を受けております。

このことも踏まえて、小学校の統合や小中一貫校など様々な案があると思いますが、選択できるようなアンケートを取って、その結果に基づいて進めていくということになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 小学校の統合や小中一貫校など様々な案の選択ができるアンケートなのかということについてであります。今回のアンケート調査においては、先ほどもちょっとご紹介しましたとおり、まだそこまで具体的に踏み込んだ内容とはなっておりません。現段階ではより丁寧に説明をし、コンセンサスを図りながら進めるために、今後の児童生徒の数や複式学級となる可能性のある年度などの情報を共有した上で、「保護者の皆さんはどのように考えますか」という内容にとどまっております。

したがって、検討委員会を立ち上げた後に、現在の学校体制の維持や統合、小中一貫

校、義務教育学校等の具体的な内容を検討した上で再度、説明会やアンケート調査等を実施できればと考えております。

このようなアンケートの結果も踏まえた上で、今後の学校の在り方についての方向性を検討していくべきだと考えております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

今回1回アンケートを取って、その結果なんだろうと思いますけれども、次回のアンケートでは小学校の統合とか一貫校など様々な案がある、その中から選択ができるようにしていきたいというふうなことで理解をしてよろしいのかなというふうに思うのですけれども、そこはそれでよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 今、回答したとおりであります。ぜひそういったメリット、デメリットも……、あ、そういった内容も踏まえてアンケート調査をしていきたいということであります。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今、教育長のほうからメリット、デメリット出ましたけれども、次の⑤のほうでその質問をさせていただきますので、質問させていただきます。

私は、議会全員協議会懇談会の場で、それぞれのメリット、デメリットを提示してアンケートを取ったらいかがでしようかというふうな提案をさせていただきました。また、零歳児から中学校までの子どもを持つ保護者がアンケート調査の対象になればよいのではと思いますが、いかがでしようか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） メリット、デメリットを提示した上でゼロ歳児から中学校までの子どもを持つ保護者にアンケート調査を実施するということについて、議員から全員協議会するときにも出ましたけれども、繰り返しになりますけれども、今回のアンケート調査対象としても、ぜひそういった方々のご意見をまず重要視していきたいということで、幼稚園、保育園から中学校までの保護者を対象とさせていただきました。

ただ、今回は、先ほどもありましたが、メリット、デメリットを提示してまでの内容とはなっておりません。理由としましては、小規模校、大規模校それぞれにメリット、デメリットがあります。複式学級だからこそ育まれるものもあります。また、小学校6年間、中学校

3年間という節目のある義務教育と義務教育9年間を一貫して行う義務教育学校にも、メリット、デメリットがやはりあります。そのようなメリットデメリットについて事前に説明会やアンケート調査に盛り込んでしまうと、こちらで誘導していると捉えられる可能性があること、それから、しっかり情報共有ができていないまま進んでしまう危険性をはらんでいることを考慮してのことです。

したがって、検討委員会で調査・研究した上で次のアンケート対象者への提示を行う必要があると考えています。

なお、昨年実施した各学校や保育園等の説明会においては、そのような内容を含んだ質問も多数出されましたので、それらに対しましては、教育委員会としてお答えできることを丁寧に説明させていただいております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 複式のよさもあるということも、今、答弁にありました。複式でない、一貫校等になった場合のこともいろいろ考慮をして、今後、アンケートを取っていきたいということだと思います。

例えばですが、小中一貫校になった場合のデメリットとして、9年間の学校の区切り方によっては小学校6年生がリーダーシップを発揮する機会が減るというようなことや、現在のような小学校から中学校への進学という環境の変化がなくなる。詳しく言いますと、小学校の卒業式がなくなり、中学校の入学式もなくなるようだというようなことも聞いております。このように、特に変わる面がある場合は丁寧に明記してアンケートを取るということが必要ではないかなというふうに思います。いかがお考えでしょうか。

議会全員協議会の資料から、令和10年に新1年生となる子どもさんは現在1歳児だと思います。次の年に入学する子どもさんは現在、零歳児だと思います。本郷東小学校の方が該当するというふうになると思いますけれども、この子どもさんたちを持つ保護者の思いというものも大切にしなければならないのではないかなというふうに思いましたので、零歳児を持つ保護者からアンケートを取ったらいかがでしょうかというふうに申し上げました。

ここはどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 議員がおっしゃるとおり様々な、義務教育学校であつたりすれば制度が変わるわけですので、我々自身も小学校、中学校、高校という節目でずっと、多くの方が生きてきました。ですから、たくさんの不安を抱えるのは当然のことです。不安を

抱えている方にはできるだけ丁寧に、その不安を解消できるようにお知らせしていきたいな  
と思いますし、アンケートも取っていききたいなと考えております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

特に零歳児とか1歳児を持つ方が対象ということで、不安を抱えている保護者の方がいる  
だろうなというふうなことは私も思いますので、その辺の方への説明とか、聞くことをよろ  
しく検討していただきたいというふうに思います。

最後、⑥を質問します。

12月9日の山形新聞に「義務教育学校の設置」と題して、近隣の町の記事が次のように掲  
載されておりました。「町は今後、町民の意見を聞きながら詳細を決めていく予定」とあり  
ました。地元では、新聞に掲載になる前になぜ町民の方に説明がなかったのかという声も出  
ていると聞いております。

今後の進め方として、アンケート調査を実施する際にはメリット、デメリットやアンケー  
ト調査結果などを広く町民の方に広報していただくとともに、説明する機会もぜひ設けてい  
ただきたいと思いますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） アンケート調査の結果などを広く町民に広報し、説明する機会もぜ  
ひ設けていただきたい、みんなが理解した上で進めてほしいということだと思います。

まずは新聞情報でありますけれども、近隣の町の記事については、新聞掲載の前になぜ町  
民に説明がなかったのかという声ややはりあるという内容でしたけれども、本町としまして  
はそのような声が町民から上がらないように、これまでもですけれども、これからも丁寧  
とにかく進めていきたいということで、準備委員会のほうをまずということで立ち上げてお  
りますので、ご理解いただければなというふうに思います。

そして今後、立ち上げられる予定の検討委員会では、再度のアンケート調査や説明会を実  
施した上で、今後の学校の在り方についての一定の方向性を打ち出させていただくことにな  
ると考えています。その方向性が決まった後はもちろんのこと、決まる前の途中経過におい  
てもその必要性を見極めて、広報紙やお知らせ板で町民皆様に広く情報提供していかなければ  
ならないと考えています。また、状況に応じて地区懇談会や説明会等を実施しなければなら  
ないことも考えています。

いずれにしましても、今後も町民のご意見やご要望に耳を傾けながら、学校の在り方検討

につきましては丁寧に進めるとともに、大江町の将来を担う子どもたちにとって最良の教育環境とはどのようなものかを最優先に考えて進めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） アンケート調査の結果など広く町民に広報する、丁寧に説明をしていく、情報を提供していくというふうに答弁をいただきました。

保護者の方の思い、これはもちろん大事です。検討委員会の考えも大事です。そして町民の方に説明、思いを聞く機会があって、町全体で子どもたちの将来に向けた学校の在り方、これを考えてつくり上げていく、それがとても大事なのではないかなというふうに思います。地区懇談会も考えているというふうなお答えでしたので、ぜひそのようにお願いいたします。

最後になりますが、同じ質問を町長にもお伺いしたいと思いますが、答弁いただけますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 通告にありませんので、その質問は控えてください。

〔「分かりました。それでは、最後に」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 教育長の答弁をお聞きしましたので、町全体で、やはりこれから子どもたちのことを考えていくということをぜひ進めていただくようお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 先ほどから藤野議員、町長からも、今朝は雪が降ってまた冬に戻ったというふうな気持ちになったと言っておりましたが、昨夜から雪が少しずつ降っております。3日ぐらい前は晴れのような暖かさがあり、昨日、今日と寒さが増しております。温かい日、寒い日を繰り返しながら間もなく来る春に向かって季節が進んでいるのかなと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回4つの質問がありますので、私のほうからも手短かに質問させていただき、町長からも簡潔に答弁をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めの質問にさせていただきます。

「子育てしやすい町、移住につながる町営住宅・町営アパートの利用しやすい料金改定など、また環境の整備は」ということで質問させていただきます。

これまで9月と12月の一般質問で移住、定住に関する質問をしてきましたが、短期間でなかなかこれといった手段がないのは当然と思いますが、何かしら考えがあったらお聞きしたいと思います。

これまで移住、定住に関しては多くの議員から様々な意見が出てきました。移住、定住に関してはそううまくいかないことは、我々議員だけではなく、町の職員もそのように感じているものと思います。なかなかこれといって有効と思う施策がないのが、この移住、定住に関する問題ではないかと思っております。

これまで質問してきたことも踏まえながら、さらに少し視点を変えることで大江町に来ていただけたらと思います、町営住宅、町営アパートを利用しやすい料金に改定してはどうでしょうか。町内の若い人が町外に出ていくことがないように、また、大江町に移住して子育てをしてみたいと思う一つの選択肢になればと考えます。

しかし、お金の面だけではそうそうに大江町に移住、定住してくれるとは思っていません。大江町に住んでみたいと言ってもらえる環境、子育てがしやすい環境づくりもしっかりしていくべきと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

壇上からの質問は、以上になります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 私も昨日の施政方針なりの中で、何度となく移住、定住、そして少子・高齢化対応という言葉を使わせていただきました。今、議員の質問にあったように、このことは特効薬はない、全くそうだというふうに思いますが、そうはいつでも現実的に今、大変なスピードで進んでいるというふうなことをどう克服していくかという、直近の課題として対応が必要だというふうなことを昨日も申し上げました。

その中の1つとして、住宅の問題というふうなことで今、ご質問をいただいたわけですが、お話をさせていただきたいと思います。

ご質問の中で、町営住宅というふうなことのお話がありました。

現在、町には美郷及び藤田地区に合わせて40戸の町営住宅、また、みなみと美郷地区に特定公共賃貸住宅というものが28戸あります。町営住宅は、上位法である公営住宅法の制定理念である「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な——安い——家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」という目的達成のために建設された住宅になります。実際、町営住宅の家賃につきましては、公益費を含めた1か月当たりの家賃は1万5,500円から3万400円程度となっており、町内の賃貸アパートの家賃と比較しても、かなり低額な料金というふうに思っております。

そして、家賃の算定に当たりましては公営住宅法に定められておりまして、町の裁量については、独自の料金設定はできないというふうな法律上の解釈となります。

一方、特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の制定理念である「中堅所得者への居住環境が良好な賃貸住宅の供給により、生活の安定と福祉の増進に寄与する」という目的で建設された住宅であります。

特定公共賃貸住宅の家賃につきましては、1か月当たり大江町の場合は、メゾネットタイプで1LDKで4万円から5万3,000円、そして2LDKで4万6,000円から6万1,000円、一戸建てで4万8,000円から6万3,000円、このようになっております。これは、近隣の同種の賃貸アパートと同程度の家賃設定というふうな考え方です。

算定に当たりましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に定められておりまして、これも近隣同種の賃貸アパートと均衡を図るというふうになっております。近隣の同種の賃貸アパート家賃を調査したところ、今、申し上げたような金額程度であり、均衡が取れているというふうなことで、これも家賃の引下げは、やりたくても難しい状況にあるというふうなことでございます。

こうした事情もあり、大江町では若者と子育て世代の移住を促進するために、令和3年度から、45歳以下の移住者に対し3年間の家賃の補助を行っております。補助の金額は家賃の2分の1、または1万円に中学生以下の子ども1人当たり5,000円を加えた額の低いほうとしております。例えば、夫婦に中学生以下の子どもが2人いらっしゃる家庭の場合、家賃が6万円だとすれば補助金額は2万円、家賃は3年間、実質4万円となります。この補助は町営住宅、そして民間の賃貸物件どちらも対象となることにしており、令和3年度の利用実績は6件、令和4年度は令和5年1月現在で8件の申込みをいただいております、好評を得ていると考えています。

加えて、結婚を機に町外へ転出することを少しでも抑制するため、令和5年度より町内在住で新婚の世帯にもこの家賃補助を拡充していきたいというふうなことで、このたびの予算編成を考えております。この補助制度によって、町営住宅のみならず民間の賃貸物件の利用拡大につながるとともに、大江町への移住、定住のきっかけになることを期待をしております。

町としても、今後とも子育てしやすく、移住、定住につながる住宅施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長のほうから一つ一つというか、そのタイプ、タイプによっての料金の設定の仕方とか、決まっているものだからということの説明をいただきました。それに対して町のほうでは、引き下げることができないからということで、3年間という限度をつけながら補助をするというようなことで聞きました。これは大変ありがたい補助の制度であります。

ですが、ここで3年というのが、やはりちょっと足りないのではないかなと。やはり3年で、ここで子どもを産んで育てる、また、ここに住みながら今後生活をしていくとなったときに、3年の補助ではなかなか大変なのではないかなというのは、やはりこれは誰でも知っていることではないかと思えます。ただ、その料金を安くすればいいというものでもないと思うんですけども、でも初めに、やはりその料金の設定、また補助が出るということに対して、大江町に来て、そして生活してみたい、子育てをしてみたいと思うのは、誰でも思うのではないかと考えております。

そこで、これもひもつきではあると思うんですけども、以前からあります新規就農住宅、これにおいても家賃の補助というものがなされております。それは今回、町長が今、言った

補助金よりももう少し補助額が大きい、そういうふうな設定だと私は思っております。

例えばそういうものを、全部プールにしろということは言いませんけれども、そういうふうなことを考えながら、取りあえず町に来ていただける、あと町から出ていかないために、若い人たちがこの町で生活する——やはり家賃等が大江町、寒河江、山形と大差がないのであれば、やはり当然寒河江、山形の便利なほうに行くと思っております。そこを少しでも引き止めることができるのがもし仮に家賃とか家賃補助であれば、それはやはり大いにやっていくべきだとは思っておりますので、その辺のところを再度検討しながら、今年度も新しい、新婚の世帯に対して補助を幅広く解釈して出すということは大変心強いと思っております。そういうことを今後も検討していただきながら、もう少し枠を広げるとか、あとは3年ではなくて10年、15年、やはり子どもを育て上げられるような、そういうところまでの支援というものをしていただけるような施策を何とか考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この件に関しては、町のほうも十分様々なことをしながらどうやってこの町に人が来ていただけるか、呼び込めるかということを頑張っているのです、よろしく願いしたいと思いません。

次に、左沢線の利用拡大について質問をさせていただきます。

この問題も、これまで何度となく質問されてきました。私も何度となく質問してまいりました。左沢線の存続には、これまでも町から利用している町民に対して様々な支援をしてまいりました。以前は大江町民号を企画し、利用客の確保、拡大をしながら多くの町民が利用してきたと記憶しております。また、現在は、JR左沢線で左沢高校に通学する高校生にJR定期の半額を補助していきながら電車で通ってもらう、そのような工夫もされていると思います。現在は終了しましたがけれども、町民が左沢線を利用した際の補助金、そういうようなものも出しながら、何とか左沢線存続のために、まずは町民の方が左沢線を利用しないかということの施策を一生懸命打ち出してきたと思います。

しかし、幾ら町が頑張っても利用してもらえないもの施策を考えても、利用客が増えていないのが現状です。JRから見れば、乗る人がいないのに何が存続だと言われてもしょうがないと思いますが、どうでしょうか。

そこで、町長、現在の大江町の職員の32名が町外からの通勤者です。まずは月に1度でいいですから、左沢線で通勤してもらってはどうかでしょうか。さらに、様々な時間のロスにはなるかと思いますが、職員が山形、寒河江などへ会議などで利用する機会があると思います。

そういうことも考えながら、まずは町長から率先してJRを利用して会議に行くなりしてみ  
てはどうかと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、左沢線の利用拡大に職員の利用促進を、そして、その中に  
は私も含んでというふうなことでありますが、お答えをさせていただきます。

前段、私も東京に出張する会議等があります。その際にはできるだけ公用車で山形まで行  
くというふうなスタイルはやめ、左沢駅から乗車をし、山形駅で新幹線に乗り換えて行く、  
もしくは帰りもその逆をとというふうなことに心がけています。

そしてまた切符についても、これもちょっと周知の仕方がまだ足りないのかというふう  
に思いますが、左沢駅で指定券が買えなくなったような話を聞きますが、そうではなくて、左  
沢駅では切符も買えます。指定券が買えます。ただ、切符がいわゆる改札口を通れるような  
切符ではなくて、昔の手書きの切符というふうな形になります。

これもよしあしがありまして、私は、特に帰り、山形新幹線を降りたときに、乗った方は  
分かると思うんですが、改札に一気に人が並ぶんですね、あそこ。私の切符はあそこを通れ  
ませんので、一番右側の駅員さんがいるところを通って出てきます。すごくずっと、スムー  
ズに出てこられるというようなことを皆さんに私は訴えているんですが、指定券が左沢駅で  
買えないので寒河江に行って買うというふうなことではなくて、左沢駅でも買えますので、  
ちょっと東京で改札は通れませんが、使える切符があるというふうなことなので、そ  
この辺も理解を賜りたいなというふうに思います。

それで、本題ですが、JR東日本さんは昨年7月、利用者が少ない地方路線の収支状況を  
初めて公表したところでありまして、左沢線の、特に寒河江・左沢間もその中に含まれてい  
るというふうなことは、これまでもご報告なりしていたところでもあります。大江町としては  
この事実強い危機感を抱いており、左沢線利用促進の取組をこれまで以上、推し進めてい  
くことが重要であるというようなことの認識であります。

まず利用拡大に向けたPR、機運の醸成といたしましては、今年は左沢線の開通101年目  
の年にもなるというふうなことで、イベントの開催や、小学生や幼年児が遠足で左沢線を利用  
する場合の助成など、新しい支援策にも取り組んでいきたいと思っております。

加えて、質問にありました町外から通勤している職員についての、月に何回かの左沢線通  
勤日というようなものを試験的に導入しながら、職員による利用の促進を検討していきます。  
もちろん議員の皆さん、町民の方からもその趣旨を理解していただいた上で、ぜひ左沢線を

利用してみよう、そういう気持ちになって一緒に取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

これは昨日申し上げた令和5年度の町政運営に関する所信の中で申し上げましたとおり、大江町では2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにしますゼロカーボンシティを目指すというふうに申し上げました。その実現に向けて、町職員が率先して地球温暖化防止につながる取組として実践をしていくというふうなことの1つにもなるのかなと思っております。

また、左沢線利用促進に向けたアンケートの調査も先日、実施したところであります。今、分析中であり、新たな施策の検討も進めながらさらなる左沢線の利用の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長のほうからも、自ら左沢線を利用して東京や会議などに行っているということなので、大変ありがたいと思っております。

また、職員に関しても、どういう形になるか分かりませんが、暖かくなってからで結構ですので、やはりそういう通勤の日などをつくっていただければ、JRだけではなく左沢駅前も少しは職員の声でにぎやかになるのではないかと考えておりますので、ぜひ実現をよろしくお願いいたします。

その中で1つだけ、お願いというか、これは町長だけではなく議会、また町民も一緒になって要望しなければならぬと思うんですけども、やはり以前から言われておりました午後の1便、いわゆる1時から4時の間までのどこかの時間帯でやはり1便、寒河江から左沢まで運行をしてもらわないと、例えば仮に職員の方が山形の会議に朝、JRで行って帰りが4時の便までないということになると、やはりそこで仕事のほうに支障を来す。町長も同じだと思います。今度県庁に行くとき「関根議員から言われたから、それならちょっと電車で行くかな」と行って、帰ってくる時間が合わない「ここへ迎えに来い」と言ったり「この辺りでお茶飲んでいくか」となったら困るので、やはりそういうところの間の便も、ぜひ増やしていただきたいと思っております。

以前、私が1期目2年目の頃かな、ちょうどこういう問題が出まして、当時の寒河江の駅長さんのところに「こういうものはどうだろう」ということでお伺いに行きましたら、いや、頑張って本社のほうに言ってはみているものの、やはり乗っていただける方の人数、いわゆるポイント制だそうですね、JRというのは。人1人が乗って何ポイント、そういうものの

裏づけがないと便数は増やせない、そういうことでお答えをいただきました。

そのお答えをいただきながら、当時、地元の参議院議員のところに、東京に行ってそういうお願いもしましたが、やはり最初からそういう要望を出しておりましたので、国のほうでも一生懸命言ったんだけど、まずJRのほうで使ってもらわなければそういう要望は聞けないというふうな厳しい回答もいただいておりますので、やはり一人でも多く左沢線を利用していただいて、少しでも改善になったということで初めてお昼からの増便というものもお願いできると思いますので、その辺はしっかり町長も、我々も頭の中にたたき込んで、やはり左沢線が本当に利用しやすい、寒河江から左沢間が特に利用しやすいということにならないと、なかなかお客さん、利用者も増えないと思いますので、一生懸命になって頑張っていきたいと思いますので、町のほうでもいろいろな手段を講じながら、先ほどの回答の中にあるんですけども、小学校や幼稚園の遠足等にも補助を出して使ってもらおうとありますけれども、これ逆に言うと、寒河江とか山形とか、あっちから汽車に乗ってくる子どもらもいるんですね、幼稚園に。そういうところにも呼びかけて、やはり毎年来てもらえないかとか、春、秋来てもらえないかということ、やはりそこらあたりも少しでも補助金を出したりしながら、そんなことで利用客を増やしながらか左沢線の存続に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続いて3番目の質問にいきたいと思います。

「テルメの新しい石風呂のオープンで、多くの町民に利用してもらうため、全町民に温泉券の配布をしては」という質問ですが、この質問を考えておりましたら補正の予算書が来まして、何かこれと同じようなものが載っておりました。再度ここで質問をするんですけども、少し突っ込んだ形の質問になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

新しい石風呂が間もなくオープンしますが、コロナ禍の中、テルメをはじめ柳川温泉の利用客が大幅に減り、大変な苦勞をしていることと思います。オープンで利用客がどれだけ戻ってくるのか、また新しい利用者が増えるのか、不安なスタートになりそうです。

初めは新しいもの見たさでそれなりの利用客はあると思いますが、グランドオープンの6月頃には少し利用客も落ち着くのではないかと勝手に思っています。そこで、グランドオープンに合わせて全町民に温泉券を配り、大江町で大切にしている温泉に町民の方に来ていただき、利用してもらうこと、知ってもらうことで今後の温泉の利用拡大につながると思います。

以前、柳川温泉を売却してはどうかと質問したとき、町長が副町長のとき、柳川温泉は町

民の福祉や健康増進をはじめ地域の雇用を生むための大切な施設だと言われ、現在も苦しい経営の中、営業しております。温泉を福祉、健康増進、社会貢献のためと言うのであれば、今回の石風呂の改修に合わせ、まずは町民の健康増進のため温泉券の配付をするべきだと思っております。そして、今後の温泉の施設をどのようにしていくかを含め、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先に結論を、関野議員もおっしゃいましたので申し上げますと、今回の補正予算の中に組み入れながら、その対応をしていきたいというふうなことを提案させていただいています。

それはやはり、どちらかというところまで高齢者の方の利用が多かったというふうな中で、高齢者の方がだんだんと、なかなか温泉に足を運べなくなっていくというふうな中で、では、その分を、どうやって温泉の利用者を増やしていくかというふうなことが一つの大きな課題だというふうに思います。

そんな中で、これまで温泉に来たことがない方に足を運んでもらうように、そして今、お話のありました、健康増進というふうな意味合いでは一定の効能が認められているという温泉でありますので、ぜひ多くの方から、そして町民から利用していただくような手だてというふうなものが必要だというふうに認識をしております。

テルメ柏陵の温泉館につきましては3月15日まで休館して、改修工事を現在、しております。お客様に対しましては非常にご迷惑をおかけしているというふうなことで、もうしばらくの間ご協力をお願いしたいと、この場をかりてお願いを申し上げます。

工事のほうは順調に進んでおり、3月16日の10時から浴槽のオープンというふうなことで考えており、新しい石風呂にはトロンサウナ、露天風呂、そして壺湯というふうなものも設置し、安らぎを感じられるような施設として整備を進めているというふうなことです。

プレオープンとなる16日はセレモニーなどを行い、にぎわいづくりの演出をしてまいりますので、多くの方からご利用いただきたい。周知、PRも行っていきたいと思っております。

温泉券の配付というふうなことでは、以前の議会の中でも別の議員の方からの同様の提案がありました。私たちは、誰しも健康で過ごしたいという気持ちがあるものと思います。テルメ柏陵健康温泉館の源泉は舟唄温泉を利用しておりますが、この温泉は、ご案内のとおり全国的にも珍しい高濃度温泉ということで、糖尿病や神経痛、筋肉痛、慢性婦人病、疲労回復、こういったことに効果があると言われる温泉になっております。健康増進が大いに期待

されます。そして、その温泉のすばらしさを、オープンを機に多くの方々に知ってもらいたいと考えております。

先ほど申しましたように、令和4年度の一般会計の補正予算の中に、4月から1年間利用できる温泉券を「大江湯ったり券」として町民1人5枚ずつ配布したいというふうなことで、予算の計上をさせていただいております。費用については、入浴料を町と産業振興公社とで折半することで予算を組んでおります。議会でお認めいただければ3月中に配布となるよう準備を進めたいと考えています。

温泉券の配付を機に、家族で新しい石風呂に入ってみよう、あるいは町外の友人に温泉券をプレゼントして勧めてみようというように幅広く利用拡大につながることを期待しております。皆様方からのご協力をお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。何も言うことがないような答弁でございます。ありがとうございます。

ただ、町長、1つだけ。最後に言ったのが、今後の温泉施設をどのように考えるかということ私、言っていると思うんですけども、言えなかったら言えなくてもいいんですけども、今後の温泉の施設をどのようにしていくかということも一言ここに入れておいたんですけども、難しくて言えないといえば別にいいんですけども。

よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 温泉施設については、大江町産業公社さんのほうで指定管理というふうなことで経営に当たっていただいております。ただ、やはり温泉の利用客というふうなものは年々減少している。これは大江町の温泉ばかりではなくて、かなりの温泉施設がそういう傾向にあるという現実があります。そして、温泉施設もお客さんの取り合いになっている。ちょっと言い方が厳しいかもしれませんが、そういうふうな状況になっている中で、やはり大江町の温泉を選んでいただくためにどうしていくかというふうなことが、そして何よりも、経営の基盤となるのは入浴料の収入であります。なので、お客さんにより多く来ていただくというふうなことが明暗を分ける部分になると思いますので、そこはしっかりとやっていきたい。

恐らく、先ほどの質問の中にもありましたが、他の民間にお任せするなりお譲りするなり、そういったことも含めてのご質問かなというふうに思いますが、今はコロナという中で、非

常にどこの温泉施設も厳しい経営環境があるというふうなことであります。その部分はしっかりと町としても公社を支えながら、今を乗り切っていくというふうなことと、経営改善に向けて努力をしていくというふうな形で、当分の間は産業振興公社の経営について進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解ください。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、本当に町長の力強い言葉をいただきまして、安心いたしました。

ただ、安心ばかりしてもいられないというのが、やはりこのコロナ禍の中で県内の温泉施設の何か所かが閉めているのも事実であります。その中で、当町としても本当に苦しい財源の中から温泉を応援しながら、今も営業しているわけでありますので、今回の石風呂の改修をしたからといってお客さんが本当にお湯のように増えるというわけでもございませんので、その辺のところをしっかりと考えながら、どうやったら温泉に来てもらえるのか、また、どうやったら温泉の収益が上がるのかということもしっかりと公社のスタッフなり町の職員なりとも話をしながら、この大切な温泉がなくならないというか、閉めないような、そういうような努力をしていただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に進ませていただきます。

これももう何回もやっているのですが、町長はじめ課長からは「またですか」と言われましたけれども、質問させていただきます。

進まない流雪溝の整備についてですけれども、今回で多分3年連続の質問になり、私もこんなしつこく質問したくはないんですけれども、やはり雪が降るたび町内の皆さんの雪かきを見ながら、そしてまた本当にこう細い道路、ちょっと入ったところの細い道路の方が、お年寄りの方とか家の方たちが雪かきしているのを見てみると、何でそこに側溝があるのに、そこに雪をぼんと入れてばあっと流れると結構楽なのではないかなと思いつつ毎年見ているわけでありまして。

その中で、質問するたびに町長から、また、予算等で課長から「検討します」「今後、勉強させていただきます」というような回答があります。今回も、多分この質問すると町長からは「さらなる勉強をしていきたいと思っております」と回答が来るのかなと最初から思っておりますが、流雪溝に関して町長から、何回もやってしつこいと思っておりますけれども、再度伺いますので、町長の考えをもう一度お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 多分、今、質問の中にもありましたが、雪の季節になるとやはり雪の問題が身近に見えてくるというふうなことから、こういった質問が出てくるのかなというふうに思います。決してしつこいなどという言葉では私は思っておりませんので、現場の状況を見ていての思いが、そういうふうな気持ちでの質問になっているというふうに理解をしておりますが、ただ、これまで答弁をしてきましたとおり、関野議員からお話しされているのは流雪溝、流れる雪の側溝ですね。流雪溝というふうなことでご質問いただいております。

この水路については大石田さんなり米沢市さんなりでやっておるわけですが、大量の水が必要だというふうなことを申し上げてきました。その水の確保が難しいので、流雪溝というふうな形ではなかなか事業が進められないというふうなことが1点と、やはり左沢の市街地全体の水の流れを考えた中で確保していかなければならない、工事費も考えていかなければならないという課題を、これまでご理解くださいというふうなことでお話をさせてもらいましたが、水の量的な部分については、不足しているというふうなことは何度も申し上げておりますが、その部分はいろいろと工夫すればできるのではないかという意見もいただいておりますが、現段階ではその工夫もなかなか難しいというふうなことで、やはり流雪溝というふうなことで整備をするには一定程度というか、かなりの水の量を安定的に確保できるというふうなことがなければ多額の工事費をかけた流雪溝の整備が無駄になってしまうというふうなことがあるので、その見通しが見つからないという現状であります。

そして、雪対策というふうなことでは、先ほど申し上げましたとおり、やはり雪のシーズンになるといろいろ思うところもあり、そしてまちづくりにとっても課題として大きな1つだというふうに思います。様々な形でできる限りの対策をしながら、住んでいる人が雪にあまり苦勞をせずに生活できるようなことにしていかなければならないというふうに思っておりますが、例えば水路のことを申し上げれば、現在の水路の更新に合わせて側溝内に水の通りを確保する仕切りパネルを入れることにより、水が流れる場所と雪が入る場所を分けるという考え方ですが、雪が詰まりにくく水があふれないようにする工事を今も試験的に、一定区間やっております。

まだまだ設置数は少ないわけですが、これからもそういうことで、側溝に雪を投入しても水があふれないような形のもの、言葉で言えば融雪溝、解ける雪の水路、というような形で、流して下流のほうで支障が出るようなことにならないよう、入れた雪についてはその場で解ける、そして少ない水の量でも一定程度は機能が確保できる、そういうことのほう

がいいのではないかというふうなことで、今、検証をやっているというふうなことです。

また、今年は雪の対策として、井戸水を利用している消雪パイプ、この部分についてもできるだけ長寿命化を図り、活用していきたいというふうなことで更新する工事をしております。そして高齢者世帯の雪下ろしや玄関・間口除雪などの費用の9割助成、こういったこともやっておりますが、今年は幸いにして左沢地区の部分についてはそんなに雪が多くなかったというふうなことで、あまりトラブルもなく除雪の作業は行っておりますが、ただ、七軒地区のほうについては例年より多めの雪があるようです。

これから市街地の雪対策というふうなことでは、もちろん費用対効果を考えながら、様々な形で効率的にやっていくというふうなことで考えていきたいと思っておりますので、そのようなことをご理解いただいた中で今日の答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

最後に町長が「今日の答弁」ということなので、また次の答弁もあると思っております。

今、町長から流雪溝ではなく融雪溝ということで、今、町内で実験なりそういうものを行っている、やろうかなということだと思います。多分この融雪溝に関しては、今、御免町のほうでやっているのがその融雪溝だと思っております。

どちらにしろ、流雪にしろ融雪にしろ水が必要なことは間違いないわけですよ。その水なんですけれども、去年、おととしかな、多分去年かおととしの質問のときに、その水がないという話をしたときに当時の土地改良区の局長から、「水どうなんだい」と言ったときに「それなりにはあると思います」と。ただ、北堰だけで足りなかったら、いわゆる諏訪原の堰とかそういう堰もあるので、そういう水を使うことによってできるのではないかというふうな話を聞かせてもらって、その話をしたと思います。その中で、この質問をしていく中で町長のほうも、どのぐらいかかるのかというふうな話をしたときに、5億円弱、約4億6,000万円ぐらいかな、トータルでかかるんだということを多分言われたと私は記憶しています。数字のほうがちよっと間違っていたら申し訳ありません。

その中で、それを1年でやってくれとは言わないと。5年かかろうが10年かかろうがいいから、下のほうから少しずつやっていくことによって何らかの形が見えてくるのではないかと思っておりました。

そこで町長、毎年予算の中に側溝の補修事業というものが、大体2,000万円ぐらいの予算で毎年計上されております。どこの改修をするか、修繕をするかは分かりませんが、

まずはもう一度下のほうから、そういうちょっと適した広さの側溝に変えることをしながら、水の確保等も考えながらしていけば、5年後、10年後に流雪溝または融雪溝などが町内に設置できるのではないかと考えております。

だからそういうことに関して、今、百目木地区と川口地区、2年前の水害で、これから様々な水害から守るためのいわゆる堤防とか、そういうものの工事が始まろうとしております。その工事の場所というのは、これまで水路で水が流れていた場所ですよね。その場所を、やはりこういう計画が町であるということをごちらのほうから言いながら、そのところの側溝を幅広い側溝にしてもらおうとか、そういうものも考えながらすれば、ある程度は下のほうのところは、そういう国の力をかりながらとかそういうふうなことを提案しながらすれば、その部分は解決できるのではないかなと。

町の中を広くしても、水を出すほうが狭くては、やはり上のほうであふれてしまうということもありますし、そういうふうなことも考えながら、町内の流雪溝、融雪溝の整備等も効率的にできるのではないかと私自身、勝手に思っております。また、前回にも言いましたけれども、夏の時期に、やはり今、町の側溝というのがもうますの深さ、大きさがちょっと狭くて、ちょっと瞬間的に雨が降ってしまうとあふれていくところが数か所あるのは、町長だけでなく建設課長もご存じのとおりだと思います。その整備も今後、やりながら進めていくということになりますので、そういう整備をしたときにそういうもの、冬の雪のことも考えながらそういう側溝の整備をしていけば、それなりの成果は出てくるのではないかと考えておりますが、そういうようなことを考えての流雪溝、融雪溝の整備というものも考えてはどうかと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、進めている側溝の入替え、町の中の水路については相当老朽化が進んでいる場所があります。そういったものを順次入替えしていくというふうなことでやっておりますので、それと併せて融雪という、そのパネルを入れることを前提とした水路の大きさにするとか、そういったことは全体の水の流れの中でやっていかなければならないことかなというふうに思います。

あとは豪雨時の道路、県道が水であふれる、五差路付近、役場の前、そんなことを目にしております。これについても町の中の水路が、ほとんどが前田川という左沢温泉のところに出っていく水路に集まってくる水の流れの構造になっているようです。これも内水被害の1つになっているというふうなことで、堤防整備の際には、その内水被害を防ぐためにもその水

路を途中で分岐した中で、水を分けて最上川なら最上川のほうに落としていくというふうなことも考えたほうがいいよねというふうなことで、それも来年度、堤防の調査と併せて、それはもう町のほうでやらざるを得ないというふうなことでありますので、国のほうではやはり堤防に関する、堤防付近のエリアの中での整備はいろいろと協力させてもらうが、それ以外の部分については町のほうでというふうなことで話をいただいております。

もちろん国のほうでできるだけやっていただくというふうなことはお願いをしていきますが、町のほうもそれなりの負担をしながら、その堤防等、前田川、内水面、そして町中の豪雨時の水処理、これを併せて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

少しずつで結構ですので、何とかその先に、やはりそういうふうな雪に苦勞することなく雪投げができるような、そういうふうなものを構築していただきたいと思っておりますので、大変な仕事にはなるとは思いますが、時間をかけてでも結構ですので、しっかり町民のために実現していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

---

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど来、春だ春だということで、私も雪片づけに追われた長かった冬が、もうすぐ春が間近に来ているような気がいたします。野鳥のさえずりも聞こえるようになり、ますます春を感じる今日この頃でございます。また、本日は桃の節句ということで、お子様の健やかな成長をご祈念申し上げまして、通告に従い、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は経済活動に大きな打撃を与え、社会は大きく変わりましたが、コロナ禍は出口が見えてきたとも言われ、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、今春5月に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げると表明しております。こうした段階的な手順で、平時の生活を取り戻していくのであらうと思うところであります。

社会構造が激変する中、経済を回す努力が求められており、デジタルトランスフォーメーション——DXの推進が大きなポイントと思われます。また、全国的に進む人口減少は特に深刻な問題で、知恵を絞った独自性や先進性の高い取組が必要と言われております。対策は急務であり、人口減が進めば税収の減少、公共交通の廃止、店舗撤退、空き家増加などの問題が山積し、時間が経過するほど状況は悪化していきます。政治とは町民、暮らしそのもので、生活の基礎を担い、寄り添う気持ちを忘れずに取り組みたいものです。

そこで、質問させていただきます。

今年9月の議会議員改選に当たり、これまで町民の方々の声、また、私なりの提案等を質問、質疑させていただいた中から、町の対応、取組状況等について伺います。

1、「成人式、10年後の三十路会のような集まりを支援してみてもは」について、また「高校卒業後、進学・就職者に町長及び大江町より激励のメッセージ」について。

以上、壇上での質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目というふうなことで今、ご質問いただきましたが、三十路会のような集まりを支援してはどうかということではありますが、これは令和元年12月議会の質問の答弁として、当時の教育長からは「三十路会については郷土を見詰め直し、仲間の絆を深めるために必要であり、町の発展につながるのであれば支援をしてもいいのではないか」という答弁を行っておりますし、前町長からも「町への定着率を高めるとか、集まることによって派生する出来事が町のために役に立つのではないかと」お答えしているようであります。

二十歳からおよそ10年間という時期は人生の岐路に立つ年齢であり、進学や就職により町を離れた若者もおります。そして、30歳頃になると社会でいろいろな経験を積んで、プライベートでは結婚や子育て世代、ライフステージが変わる、そういった年齢ではないかと思えます。この時期に大江町で同級生が集い、再会することで、生まれ育ったこの町の生活と子育て環境を大人の目線で見直してもらい、そして大江町から転出した若者がふるさとに帰るきっかけになるのかもしれない、そんな思いを持ったところであります。

また、若者のまちづくりへの参加が薄れている課題があります。議員の提言のとおり、まちづくりの施策を若者に伝え、まちづくりへの関心を高めることにもつながると思いましたので、令和5年度一般会計予算に30歳の集い奨励金、これを計上させていただきました。ふるさと回帰、若者のまちづくりへの参画を狙いに、若者が集うことを仕掛けながら支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

なぜか、私もびっくりしましたけれども、この一般質問はその後だと思うんですけれども、ここに計上になっていまして、大変すばらしく、いいことではないのかなというふうに思っておりました。

今年5月に柏陵荘の大体の整備で温泉が新しくなり、令和6年度、道の駅がオープンし、全ての柏陵エリアの開発構想がそれまでに成るかは分かりませんが、その中で、二十歳の集いが終わって10年間、大体皆さんそこらあたりでクラス会等、学年会等を行うと思うんですけれども、そういうようなところで予算が少しでも頂ければ動きやすいのではないかなと思えます。

そのような形に行政がどのように関わっていくのかというのが非常に大事だと思います。あまり世話を焼くと嫌がられるし、だけれども、少しはいろいろやっていただきたい。その引いたり押ししたりというところのちょうどいいあんばいを、担当する方々は頭に入れてやっていただきたいと思えます。

あわせて、例えば今、U・J・Iターンとかいうような言葉があるんでしょうけれども、10年間ぐらい、私もそうなんですけれども、18から26歳まで東京にいました。その間いろいろなことがあり、帰ってきて仕事があれば、帰ってもいいなというのが大体七、八年ぐらいに思っていたところです。それで今現在に至るんですけれども、大体こう東京なり関東なり、県外に行けばいろいろと思う、心の中が揺れ動く年齢層なのではないのかなと思うところ

ろで、うまくまとめていただいて、温泉も紹介したり楯山城を紹介したり、いろいろ町の中を案内して、こんなところにテレワークするところがあるとか、何だ、こんなところにこんなすごい設備ができたんだとか思っていただけのように、そういうグランドデザインなども併せてその方々に提示できるような形で、選択していただくような方法でもって、少しでもその該当する人たちの「あ、いい案だな」というようなところも併せて提案するような形になっていけば、来ていただいたらこちらのものだというもので、ばんばん進めていただきたいというふうな形で思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点の、「高校卒業後、進学・就職者に町長より激励のメッセージ」についてでも書いてありますけれども、これも町長なり大江町として——町長でもいいんでしょうけれども、大江町という形でもいいと思いますので、高校を卒業して就職するなり進学するなり、ばらばらではあると思うんですけれども、その方々に取りあえず「進学おめでとう」とか、個人情報になるからどうだか分からないんですけれども、「進学おめでとう」「就職おめでとう」そのような感じで「羽ばたいて頑張ってくださいよ」みたいな形でメッセージを出したらいかがなのかなというふうな思いでここに書かせていただきましたけれども、町長、どういうふうに思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最初に、その30歳の奨励金というふうなことで予算を計上させていただいているという話をしましたが、これに至るまでには30歳なのか。それとも厄払いの年齢なのか、それとも年祝いの年齢なのか、その辺、よく同級会をされる機会なのかなというふうなことで、いろいろ組合せといいますか、シミュレーションをしました。そんな中で、先ほども申しあげましたし菊地議員がお考えのとおり、成人式から10年というふうな中で30歳のときにもう一度この町で同窓生なりと顔を合わせながら、ひょっとしたらつながりの中で大江町に戻ってきていただける、そんなことを思いながらこの予算を組ませていただいたというふうなことなんです、いずれにしても、まずは9年間外で暮らしている人がこの同級会に参加してもらえるかどうかというのが、この思いが通じるかどうかというふうなことがキーポイントなのかなというふうに思います。

私の年代でありますと、半数から六割七割ぐらいの方がその都度、同級会に参加していただけたというふうなことがありましたけれども、果たしてその辺、今の若い方たちはどうなのかというふうな部分もありますので、ぜひここは議員の皆さんも含め町民の方、親御さん、そういった方々、ロコミで「ぜひ参加してみたらいいのではないですか」というふうな声が

けはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

そして、そのメッセージの件であります、その件について、いろいろ考えました。総論としては、賛成です。できたらいいなというふうには思うんですが、実際これを実施しようとする、様々な課題が見えてくるというふうなことです。プライバシーの問題もあります。では、中学生の卒業の部分は分かりますけれども、そこはもうメッセージとしては卒業式なりで伝えられているので、高校から大学、大学の卒業、その辺を想定されているのかなというふうには思うんですが、そうすると、やはり住所なりのことも分かりません。今、どこにお住まいなのか。実家に送るという方法もあるかもしれませんが、その方がひょっとしたら学校を途中で辞められて別なことをやっているかもしれないとか、そういう問題がいろいろと思い浮かぶので、その辺は慎重にやらなければならないというふうなことで、昨年、その前とやりましたふるさと宅急便的な取組の中でメッセージを入れさせていただいておりますので、来年度予算にはその部分は組んでおりませんが、そういったことなどで町民の気持ちを、子どもたちといいますか、大学生の年代の方に伝えていくというふうな方法もありなのかなというふうに感じたところであります。

なかなかご提案のようなことを直接行うというのは難しいかなというふうに考えています。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 今、お話を聞きまして、理解できます。それで、そういうのでありましたら、例えば高校3年生がいろいろ通過するであろうとか、どこか利用するであろうとか、そういうところの掲示板に「卒業する皆様へ」とか「進学する皆様へ」とか、「頑張って羽ばたいてください」とかね、いろいろな形で張り出すことはできるのではないですか。そういうふうなことは容易にできるような気もするんですけども、そういうふうな形で「大江町町長、松田清隆。皆さんへ」と。例えば左沢駅にぼんとか交流ステーションのところにもぼんとか、温泉にぼんとか中央公民館にぼんとか。掲示板に。そのような形でやられたほうが、かえって町民の皆さんも伝えてくださるようなこともあるし。

なぜなら、そういうところのソフトが非常に大事だと思うんです。気配り目配りでもないんでしょけれども、先ほどの三十路会からつながって、そのような思いを、「首長たる町長はすばらしい」というふうになると思いますけれども、そのような形で、いかがですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私が褒められるというよりは町として褒められたいというふうに思いますので、大江町長というふうな形ではなくてもいいのかなというふうには思うとともに、今

のような形でというふうになれば、やはり今の社会ですから、町のホームページだとかSNSだとかメールだとか、そういう方法のほうがよろしいのかなというふうに感じたところがあります。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） やはり町民一人一人を大事にこの町は見ていますよというふうなメッセージにもなる……、なるかならないかは分かりませんが、そのような形で行政も進んでいただきたいなと思いますので、検討いただきたいと思います。

次に入ります。

2番、「テルメ柏陵健康温泉館に、5月グランドオープン後に、屋内型スポーツジム・ボルダリング場・屋内型遊戯施設」についてですけれども、これも私、何回もさせてもらっている中で、よくよく考えてみますと道の駅、温泉を軸としたまちおこしの一環にもなりますよね。体力づくりをするなら中央公民館の2階にもものがある、にじいろ保育園の隣にぱれつとがある。それはそれでいいんですけれども、やはり道の駅、温泉館をどういうふうにご利用拡大させるんだという付加価値の問題であると思うんですけれども、例えばちょっとした、何だ、誰もいなくてもちょっとした滑り台とか、あとはちょっとした懸垂ができるとか何かとか、とにかく子どももちょこっと遊べる、ついでに温泉に入れる、少し動きたい人は自転車のを2台ぐらい置いてとか、それで汗を流した後に温泉に入れる。そこの近くにないと、やはり温泉の意味合いを兼ねながらも非常に有効だと思うんです。

今、毎日、今は温泉休みなんですけれども、先ほど町長が言われたとおり高濃度温泉のすばらしい温泉ですよ、やはり。私も町外の温泉、今は休館日なのでいろいろ行っていますと、温まり度が違います。全然。何か違うんです。すばらしいです。いつまでたっても温かいんですよ、ぽかぽかと。たかが5分入って、たかが10分サウナに入って、あと髪洗ってくるだけで。すばらしいのに、そこに付加価値がなければ、「行っていらっしゃい」「行っていらっしゃい」ではなくてそういう何か、ソフトクリームを50円で売っているとか、ちょっとした滑り台が、小さい遊ぶのがあるとか、あと自転車をちょっと漕げる、懸垂ちょっとできるとか。何かをちょろちょろっと置いてあれば、そこに向けて、そのついでにと。

屋内型遊戯場が無理であるということ、前、質問のときに言われていましたので、ああいう体験型、霞城セントラルの2階にあるではないですか、しゃぼん玉を作ったりとか何かこう、いろいろなもの。ああいうようなものの簡単なものをちょこっと二つ三つ置くとか、そのような形でいろいろ考えるすべはあると思いますけれども、これは、まちおこしの一役

を担う道の駅、テルメ温泉の中に付加価値をつけていくものだと思うんです。それでもって集めて、温泉にも入れるというような形の総合的な中で、部屋がいろいろ空いているような気もするので、これから道の駅にオープンしたらあそこはどうなるのかなと思ったりもするので、そのあたりの構想も得ながらやっていただきたいかなと思うんですけれども、そのあたりは今の段階でどういうふうに思われますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 質問いただいた中では、屋内型スポーツジム、ボルダリング場、屋内型遊戯施設というようなことでの以前の質問、今の質問も含めてなのであるというふうに思いますが、この質問については当時、いろいろなことを答えております。

新しい開発や施設を整備するというふうなことでは、行政がやるべきことなのか、費用対効果はどうか、地域への波及効果はどうか、1番は、運営をどうしていくのか。そういうようなことを考えなければ、なかなかイメージされているような、楽しめるような施設というのは難しいのかな、全て町が整備していくというふうなことは難しいのかなというふうに思いますが、そんな中でも、やはりこの地域の魅力度を上げていくというふうなことでは、まずは道の駅の整備を今、やっておりますので、これと温泉施設の結びつきを強くしながら、その間にある旧柏陵荘跡地の公園整備を進めていくというふうなことでは、この部分で子どもたちが来ても楽しめるようなものになっていけばというふうに思っています。

いろいろなことがあれば、それはバリエーションに富んで素晴らしいものになるかなというふうに思いますが、やはりそのものを無駄な施設にしないために、今後の活用方法、運営状況、経済的なもの、そういったものを議論せずに町は進めるわけにはいきませんし、できれば今、言われたような施設が民間の施設として入っていただけるようなことの申出といたしますか、あれば、それは積極的に、その場所にマッチしたものであればやっていきたいというふうな気持ちはあります。

当面は、今、申し上げました各種施設の整備を着実に進めていきたいというふうに思いますし、その先については柏陵荘エリア再整備構想の提言書というふうなものを若い職員の取りまとめの報告書としてもらっております。それらを参考にしながら、この柏陵地区の整備をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 十分理解できるところではあるんですけれども、やはり柔軟性を持つという意味合いからすれば、例えば昔、薬局の前にケロヨンなんていう乗物、よくありまし

たよね、ぴよこぴよこと動くやつ。ああいうようなものでいいと思うんですよ。そこら辺にぼんと置いておいて。小さい子どもが乗って喜ぶんですから。大きいイメージではないんです。小さくていいんですよ。

運動……、ボディビルをやっている人も知り合いにいますけれども、やはり懸垂するだけでもいいと、100回もすれば汗だくだくになる。それでお風呂に入れる。あっちでやってこっちには行かないよと言われていたみたいです。

だからそのように、柔軟性を持って、そんなに固くなくてもちよろっと。安全性はもちろん大事なところでありますので、その辺も考慮しながらぜひ進めていただきたいと思います。子どもを呼ぶには何をしたらいいかなと思えば、親がついてくるんですよ。小さい子どもが勝手に行くわけじゃないんです。自分で体を鍛えたい、サウナに入りたいという需要も結構聞いていますので、そうすると、ちょっとその中で懸垂なり何なり、自分で腕立て伏せすればいいんでしょうけれども、懸垂とか何かこう負荷がかかるようなものが一つ二つぐらいあればいいのかなあと思ったところで、これを書かせていただきました。

また、併せて、これからどうなるか分からないんですけれども、先ほど来あるように、テレワークだの何だのと。そこも、道の駅がオープンしてからはあそこの食堂がどうなる、視聴覚室がどうなるとかいろいろ出てくると思いますので、結局は暖房が入っているところですよ。全館暖房なので。そこら辺も併せてこれから計画の中に入れていただきたいと思いますけれども、今現在、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。道の駅ができれば川かぜがあっち行くとか行かないとか、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 例えば道の駅は農産物の産直施設を中心に回していきたい、それを売りにしていきたいというふうに申し上げておりますので、今の健康温泉館の玄関付近に産直施設があります。それがそのままいいのかどうか、機能のダブリがないのかどうか。それから、テルメ柏陵のレストラン部門と道の駅のレストランといたしますか、食事部門、そしてあとは外にある大江町型住宅を活用したそば店、この辺のところの機能の重複をどのように解決していくか、その辺の検討を今、行っているところです。

あとは、先ほどから申し上げましたが、柏陵荘の跡地には子育てファミリー向けの公園を整備するというふうなことでは、子育て世代が家族で楽しめる、そういったものになっていくというふうなことで整備を進めておりますので、その辺のところからやっていってみたいというふうなことで、次のステップ。

あともう一つは、来年度の予算の中で、インバウンドのことを見据えた中で、おしんのいかだ下りの場面のロケ地がありますので、そこを活用した部分でロケ地の記念碑の建立というふうなことで、今、発起人会のほうで動いておりますので、それも併せて整備していきたい。多分これからはインバウンドが物すごく、交流人口の重要な位置づけになってくるのかなというふうに思いますので、そういうことを考えながら事業を展開していきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 今、町長、インバウンドも想定して、もう全国的には動いていると思えますけれども、それでおしんのロケ地のところに今、いろいろ進めているという段階の中でちょっと今、思ったんですけれども、やながあるではないですか、やな場。あそこ階段を上って行って。あそこ急流になっていて、いつもやはり壊れてしまう。どんな頑丈なものを造ったとしてもこれは天任せであって、雨が降ってどンドン川が流れれば、水が流れれば何かなってしまう。

これ、自然にはもう勝てないというところがあると思えますけれども、そうしたら、大江町型住宅ありますよね。大江町型住宅をあそこのロケ地に移築して、やな場もあそこに移築して、そして、やなとおしんのロケ地、そしてあの大江町型住宅の中におしんの歴史、やなの歴史、そしてその中に銅像を建てたりするほうが、銅像だけびよこっと建てて冬をそのままだとあれだと思えますので、そんな形も6月に質問させていただくかなと思いましたが、今、申し上げたところで、ちょっと今、閃いた感じもあるんですけれども、そのように進んでいけて全体のという流れで、インバウンドも含めて、あそこもいろいろ見られるところが。

どっちみち、ちょっと関係者の方々に聞いてみたら、やはりあそこにやな場を盛ったとしても、雨がいっぱい降れば同じなんだと。もう天任せのところがある、もう持っていかれる可能性はあるし、あそこも、なかなかお客様が近くまで行ったりすることができない。そうすると、おしんの銅像のロケ地のところにやながあればダブル効果ではないかなという。そして道の駅一帯構想。柏陵エリアの——というふうな形でちょっと思いましたので、それはまあ後として、簡単でいいと思うんです。

やはりそう簡単に、私たちが言うのと違ってそう簡単にはいかないかもしれないんですけれども、安全第一で簡単な遊具なり何なりを置くような形で、あとテレワークも進めていける、温泉に入ってテレワークできるとか、そういうものも構想の中に入れて、そして分別し

ていけばいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

次に、「地域おこし協力隊と商工会との連携は」についてですけれども、これについて、商工会と連携して地域おこし協力隊……。まずは商工会と連携して、空き店舗なりいろいろなものがある中で、地域おこし協力隊、これ寒河江市は支援隊と呼んでいるんですよね。地域おこし支援隊。地域おこし支援。「地域おこし協力隊」で募っていて、中に来たら「地域おこし支援者」と呼んでいるんですよね、あちらのほうでは。呼び方はどうでもいいんでしょうけれども、「隊」なんてつくとはやはり非常に固いのかなと思ったりもするんですけれども、この方々を利用して、商工会と連携して、いろいろ書かせていただきましたので、その点について町長、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 呼び方はどうであれ、隊員というふうなことで大江町はやらせていただいておりますけれども、現在の協力隊ですが、自然を生かした自然体験等の企画運営活動、そして商店街のにぎわいづくり、3つ目として若者の社会参画を推進する、この3つの課題の取組について、3名の方に今、地域おこし協力隊を担っていただいております。

若者の社会参加を推進する取組は令和4年度からの新規分野で、左沢高校の生徒に地域をフィールドにして活動してもらうこと、これにより地域と学校の双方が活性化することを期待して、こういった取組を令和4年度から行っているというふうなこと。

そして令和5年度の予定であります、空き家バンクの運営や移住者の相談、そういったこととして1名、そして新規就農者確保に向けた活動に、確保というよりは新規就農者の支援、活動の支援というふうなことで確保というふうなことでしょうけれども、これに1名、合わせて2名ですので、全体では5名になるというふうな予定で今、進めて、計画をしております。経費については当初予算のほうに計上させていただいております。

今後とも協力隊の、今、菊地議員からありました商工会、商工分野での活躍とか、町の中でさらに新たな起業を目指してやっていただくような活動だとか、そういう新たな分野への配置というふうなものも今後、やっていきたいというふうな思いはありますが、なかなか、周りで協力体制が取れるのかどうかというふうなこと、それから、そういう希望を持って大江町に来ていただくような方にめぐり会えるかどうか、そういうことも含めて、今、検討していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

それに関しては、やはり相手があることでありますし、そういうふうには手を挙げてこられる方がいるか、いないかもあるとは思いますが、そういう中で、商工会のほうと飲食店なり店舗なりの連携を取りながら、こちらのほうでは手を挙げていただく人たちを集める役とか、それであちらはいろいろその中に入って、窓口としてそういう、今はやっていないけれども、例えば「こういうふうなことをやりたい」というような人を募って、では商工会のほうで聞き取りしてとか、そういうような形で、やはり連携して進めばいいかなと思っ

ているところでありまして、いろいろ地域おこし協力隊、今、旬なものですので、いろいろなところでいろいろな形の方々が活躍しているみたいなどころがありますので、十分に利用していただいて。

後継ぎがないから、せっかくの技術高いお店なんだけれどもそれが閉まってしまったとか、その企業努力がもう大前提にはあるんでしょうけれども、そこを踏まえて差し伸べていく、聞き取りをしていく、何していく、何していく、これはすごく難儀なことではあると思いますけれども、今の時代だからそういうふうな形が考えられてくると思いますので、そのあたりを十分検討していただいて、進めていただきたいかなと思います。

次に参ります。

最後に、100年を迎えた左沢線の今後の支援等についても併せてお伺いしますということで、先ほど来、左沢線のことがありましたし、101年に向けて予算のほうにもいろいろ計上になっているみたいですので、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 左沢線の今後の支援などについてであります。先ほど関野議員の質問に対しても少しお話をしておりますが、まずは令和5年度、今年は左沢線の左沢駅が設置されて101年目というふうなことになる。昨年度、100周年というようなことで大変にぎやかなイベントとなりましたので、今年も左沢線の車両、これがキハ——片仮名で「キハ101」という車両になっています。なので101周年と掛け合わせた中で、左沢線と「101」というふうなことをテーマとしたイベントを開所した4月23日に開催したい、そして、昨年の100周年のような盛り上がりをつくりながら左沢線のPRにつなげていきたいというふうに考えています。

また、これまで左沢線に対して支援策を様々やってきましたが、これまでの左沢高等学校

生徒への定期券の購入に対する助成は引き続き実施していきませんが、令和5年度からは幼少期の鉄道乗車機会の創出を図るため、町内の小学生や幼年児が左沢線を利用する遠足などへの助成を新たに実施したいと考えています。

さらに、利用者より好評を得ています左沢線応援キャンペーンについて、新たに左沢駅での定期券購入も助成対象に拡充したいと考えております。通年、秋まつりなどとも一緒になりながらキャンペーンを推進していきたいと考えているところです。

もちろん大江町だけの左沢線ではありませんので、県や周辺自治体とも連携を強化し、さらなる観光誘客や住民の利用拡大に向けた機運醸成を図ってまいりたいと思いますので、菊地議員をはじめ議員さん各位のご理解、ご協力、ご利用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 大変すばらしいことだと思います。

例えば去年……、今年度ですか。まだ3月ですよ。左沢線に乗っていけば何か地域振興課だかで補助してあげますよね。やはり少しずつ周知になっているのか分からないんですけども、左沢線で行って山形まで行ってみるかといったときに「あ、補助があるんだな」と。だけれども、その補助がもう打ち切られてしまった。「ないわ。あらら、ではしようがない」というんですけども、これは、その補助というものを通年で使えるようにいろいろ予算繰り等をしたりして、切れ目ないように持っていくことは可能なのかなというふうに思うんですけども、そこはいかがですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） キャンペーンという趣旨、PRという趣旨です。いつでもそういうふうなことができているというようなことで進んでいくべきものと、やはりその期間限定というふうなことで価値観、そういったもののすみ分けが必要なのかなというふうにも感じます。

山形まで500円、帰ってきて500円、そのうち500円の商品券をとというのが今のキャンペーンの概要ですけども、それがいつでもというふうなことではなくて、やはり「この期間限定でこういうことをやっているの、ぜひ使ってください」というような訴え方でいきたいなというふうなことで、今、そのキャンペーンのものを組み立てているというふうな趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） そういうことであれば、その期間に行けないんですよ。期間外のこと

を言っているんですよ。500円だったら、200円でいいのではないですか。大々的にJRに訴えかけるような形で「乗る人全部200円、町で負担してあげていますよ」大PRだと思えますけれども、財政的にどうだか分からないですけれども、すごいなと思えますよ、そういうふうなことになったら。

あわせてラッピングもありましたけれども、年1回ぐらいやったほうがいいのではないかなというふうにも思います。

あわせて「左沢線を利用しましょう」「利用しましょう」というふうにはばんばんSNS、お知らせ版等で通年200円補助しますとか150円補助しますとかいうことを、ばんばん文字でもって、駅にもあそこに張り出したりとか、あらゆるところにばんばん出しておけば、耳から通ったやつは抜けるけれども目で見るとやつというのは頭に残るはずなので、そういうふうにする方法もあると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先日、私、東京に行ったときに、先ほど切符の話をしてしましたが、あの切符を改札で駅員さんに出したときに「左沢からですか」とすんなり切符の駅名を読んだんです。あ、やはり大江町の左沢駅というのは駅員さんたちの、本当のところは分かりませんが、何か難読駅として研修でそれを教えられるような話を聞いたことがありますので、それだけ東京駅でも、たまたまその人がそうだったのか分かりませんが、そういう感じになっている左沢線左沢駅だというふうなことです。

なので、お金に糸目をつけなければ東京駅辺りに、今、言われたような様々な広告媒体を使いながらやってみたい、そんな気持ちはあります。ただ、これは何千万円単位のお金になります。そういったことを考えれば、身の丈に合ったような形でのPRを精いっぱいやっていくというふうなところをまずしっかりやらないと、いきなり本当に一発屋的にその時期にお金をかけてやるだけでは駄目なのかなというふうな気もしておりますので、そのような作戦を練りながら進めていきたいなと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 東京駅などに出す必要はないと思えますけれども、相手側に対してこれだけ、どんなもんだというぐらいのものを見せるのも一つの手法であって、実際、私も何回も乗っていますけれども、トンネルまでが非常にいいではないですか、川が見えて。それなどもうたえばいいのかなと。百目木地区、トンネルまで静かに見ましようとかね、少し早めに行って反対側に座って、トンネルまでの絶景を、日本一の絶景を見ましようとか、そう

というような感じでうたい文句をいっぱいやって人を呼び込むみたいな形も必要だと思いますので、やはりこれは知恵の絞り方だと思います。

それに財政がどれぐらいまでだということはあると思いますけれども、今日だか昨日の新聞に、JRはやはり会社なので、赤字は撤退していくと。でも、本当に必要だったら赤字のほうには国で支援していくというようなことも書いてあった気がするんですけども、そういうこともいろいろと、県議なり代議士なりに伝えていくのも大事なのかなと思っていますところでは。

いろいろ私も提案させていただきたいし、私も実際、子ども、孫を連れて年中乗ったりしています。あそこに職員がいるときには往復の切符を寄越すのね。片道ではなくて。

「1,020円です」と。あれはいいなと思いましたね。往復。こっちは片道しか要らないのかなと思ったりしたんですけども、すごくいいことだと思います。もう往復ばんと「1,020円です」と自動改札を通る切符で寄こしていただけるみたいなので、アイデア、知恵を絞って、何でもあると思います。そういうところをやはりアンテナを張り巡らせて、乗らせる手段を、興味を持っていく手段を本当に考えていかなければならないのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいところもありますけれども。

もう一つ、それと併せて、あそこは交流ステーションの、先ほど来ありました、前に売店ありましたよね。あそこの2階に先ほどうんぬんとありまして、あそこ暖房入っているんですよ。今、何か歴史か何かのパネル展だかやっていますけれども、やはりどこの施設においてもテレワークだのワーキングだのというものが置けるような環境がすごく整っているんですよ。ふれあい会館だってそうだと思いますよ。ちょこっとしたところを「やってもいいよ」とうたっていけばいいと思いますけれども、ただ、冬は寒いところは寒いし、例えば図書館のほうでは飲物禁止でしなければならない。私は交流センターの上によく行っていたんですよ。下でコーヒー100円で買って。

あそこは結構使えるのでいろいろ考えていращやるみたいなんですけれども、音楽が年中鳴っているんですよ。左、左と。ああいうふうなものも年中鳴らさないで5分に1回ぐらいぼんと鳴らしたりするようなことをしながら、そのスペースが充実していけば高校生の宿題なり何なりにも使っていけるし、あそこの場面にどんどんPR物を、この左沢線関係のPR等を凝縮してやっていくべきではないのかなと思います。

寒河江市の予算も見ていますと、寒河江駅に350万円だかかけてやっていますよね。今年、造る予定ではないんですか、左沢線の何とかのためにとか。だからこちらもということでは

ないんですけれども、場所がありますので、ぜひその整備、下の整備、上の整備と併せていかなものかなと思いますけれども。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 交流ステーションで何かやっていると言われると、私も非常にくっとするんですが、「何かやっている」ではなくて、見ていただきたい。ぜひ足を運んで見ていただきたい。「何か」ではなくて、重要文化的景観の選定を受けて10年になるというふうなことで、その写真展のような形でPRしたいというふうなことで今、やっています。

本来、駅は人が集まる場所だというふうに思うんですが、なかなか今の車社会の中で、そういうことばかりにはならないというふうなことも事実としてはあるんだと思いますが、いろいろな企画をしながら人が寄ってもらえるような、そういうふうなものにしていきたいという思いで、あそこのスペースを今、活用させていただいているというふうなことです。

あと、今のお話の中で感じたこととして、トンネルまでの間ではなくて、私は逆にトンネルを2つ越えて出たときの景色を売りたい、こう思います。町民は見慣れた姿なんですけど、訪れる方にとっては「おっ」と思ってもらえる景色なのではないかというふうに思います。そのために、あえてバスツアーの中でも羽前高松駅から、あるいは寒河江駅から列車に乗り換えて左沢のほうまでおいでいただくようなプランを旅行会社さんのほうに提案しながら、今も進めているところであります。

ぜひ左沢線の魅力というふうなものについて、もっともっと情報発信をしながらやっていかなければならない覚悟でいますので、よろしくご指導ください。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私も知恵ある限りいろいろご提案させていただきたいと思いますし、自ら利用していきたいと思っています。

議員としていただいて3年強あまり、この一般質問の中で、事務方の皆さんからいろいろな資料をもらったり、難儀をかけて一般質問なり提案なりさせていただいて、その進捗が随所に表れているなというふうにつくづく感じました。これからも町民の声なり私なりの提案をばんばんしていきたいと思いますので、差し当たって6月も頑張りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

午後2時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

---

◇ 毛利登志浩君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利でございます。よろしくお願いいたします。

多くの議員が春の訪れを枕言葉にしておりますけれども、私も同じようにやりたいと思います。

日増しに春の気配が感じられる今日この頃であります。テルメ柏陵健康温泉館が休館になっておりますので、柳川温泉に行っております。春の訪れというふうなことで感じられるわけではありますが、柳川温泉へ向かう道路わきには残雪が残り、フキノトウあるいは福寿草が顔を出したくても出せないというのが柳川地区の山村の風景ではないかというふうに思います。

3月1日、左沢高等学校の卒業式に出席し、祝辞を述べてきました。今年の卒業生は入学と同時に1か月の全国的な公立小・中・高の臨時休校があり、3年間、新型コロナウイルス感染症に翻弄されたというふうに思っております。しかし、卒業生は凜と輝き、希望に満ちた第一歩を踏み出しておりました。大きな感動を覚えたところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

テーマは、「超少子高齢化社会へどう向き合う」という観点から質問をさせていただきます。

全国的に急速に進んでいる超少子・高齢化社会ではありますが、本町でも例外ではありません。むしろ止めようがないというのが現実の姿であろうというふうに思っております。

一昔、我々が若かりし頃、この辺は家と家とのつながりが強く、家に嫁ぐという概念があったと記憶しております。すなわち3世代同居がごく自然の家族形態であったと思われま。しかし、経済の成長と価値観の変化、就労の多様性などにより核家族化が進んだと考えられ、農山村から若者が離れていきました。これが現実だというふうに思っております。また、夫婦単位の生活様式にシフトしていったことから職場に近いところに住宅を求める傾向が強くなり、都市部ではマンション暮らしへとつながってきたのではないかというふうに思っております。

一方、農山村では農業後継者不足による農地の荒廃、高齢者のみの世帯や独り暮らし高齢者世帯が増え、ひいては空き家が増加している状況にあります。また、世間を騒がしている高齢者を狙った特殊詐欺事件、あるいは強盗事件など諸問題が山積している現状にあるというふうに思います。この社会現象をよしとするのか、あるいはしようがないと唾を飲みながら耐えるか、そして現状を打開しようとする強力な施策を展開するのか、首長の手腕が問われるところであるというふうに思っております。

近年、国も地方自治体もそうですが、高齢者福祉から、どちらかというと子育て施策へ変化しているような気がしてなりません。そのような観点から、今回の一般質問は高齢者への優しい福祉施策に重点を置きつつ、少子化による諸問題を整理しながら質問させていただきます。

人生100年の時代に入ったと言われる昨今、人は誰もが健康で長寿を迎えたいと願っていると思っております。日本の75歳以上のいわゆる後期高齢者の数は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には2,200万人になるだろうと見込まれております。さらに2030年には少子・高齢化がさらに進み、人口の約3分の1が高齢者になると報告されています。必然的に高齢者支援と労働力人口の減少が浮き彫りとなり、大胆な施策対応が求められることになるというふうに理解をしております。

そのような中で、先般開催された臨時議会での定年延長に係る条例改正は論をまたない対応であると思った次第であります。

本町の高齢化率は、昨年、健康福祉課の報告によりますと40%を超えた、また、出生者数は15人程度と見込まれるとのことであります。さらに、町の老人福祉計画では、令和7年には42.4%の高齢化率と見込んでいるようであります。改めて超少子・高齢化を現実のものとして受け止めなければならぬというふうに思います。

このことから、次の点について町長の具体的な取組をお聞きしたいと思います。

1、介護保険料が2期連続で、令和5年度まで月額基準額6,050円としておりますが、今後の見込みをどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

2番目、社会福祉協議会主催のサロン、いわゆる高齢者の居場所づくりでございますが、これらの実施状況と、今後の施策展開をどのように考え、町がどのように関わっていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

3番、空き家の屋根の雪が隣の敷地に落ち、地域住民が苦勞している現状が見受けられることから、これらの対応をどのようにしていこうと、どのような苦情が出てどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

4番目、令和3年9月定例会で質問したいいわゆる8050問題について、町では現在どのような人数がいて、どのような対応をしているのか、支援していこうとしているのかをお聞きしたいと思います。

それから、今年度、民生児童委員の改選があったわけでありまして、民生委員あるいは民生児童福祉委員ですか、42名が新しくなりましたがけれども、高齢者福祉で特に重要な要素を担う民生児童委員の多様性に鑑み、活動費の増額を考えているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、今度は少子化に伴うことでありますけれども、先ほど申し上げましたように15人程度、あるいは来年度はどうなるか分かりませんが、今後、このような動向で推移されると見込まれる出生者数でございますけれども、現在あるにじいろ保育園、大江幼稚園、それからあゆみこども園の在り方、どういうふうな支援策を町で行おうとしているのかお聞きしたいと思います。

7番目、ゼロ歳から2歳までの保育料の無料化については恒久的にやっていくというふうな理解でよろしいのか、お伺いしたいと思います。

最後ですが、少子化対策に寄与できるというふうに思っております住宅団地の新たな計画について、町はどのように対応していこうとしているのか、それをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 毛利議員の、超少子・高齢化社会へのご質問についてお答えしてまいりたいと思いますが、質問の項目として8項目という大変多くの項目がありますので、順次、丁寧に説明をしていきたいというふうに思います。

本年度、4月1日現在の大江町の高齢化率は、先ほどありましたように40.4%。65歳以上の独り暮らしの高齢者の数であります、363人。そして高齢者のみの世帯は415世帯。このように、年々増加傾向にあるというのはご質問にあったとおりであります。

一方で、平成28年度に51人であった出生者数は令和3年度には24人、今年度は2月末の時点においては14人と、予想をはるかに上回るスピードで減少が続いています。議員からご指摘のあったとおり、改めて、超少子・高齢化社会を現実のものとして受け止め、複雑多岐にわたる様々な課題に向き合っていく必要があると考えているところであります。

ただいま、議員からは8項目について質問をいただいております。

1点目の介護保険料につきましては、現行の第8期介護保険事業計画、これにおいて令和3年度から5年度の介護給付見込額を推計した中で、第1号被保険者に過度な負担とならないように、介護給付費準備基金を一定額、取り崩すことにより介護保険料を第7期計画と同額の月当たり6,050円に据え置きをさせていただきました。しかしながら、被保険者数の減少やコロナ禍における介護サービスの利用控えなどがありましたので、介護給付費は減少傾向となっており、介護給付費準備基金の令和3年度末の残高は1億6,990万5,000円でありましたが、今年度末には2億円を超えると現在のところ見込んでおります。

これらを踏まえて、令和6年度からの第9期の事業計画における介護保険料については、今後の大江町の人口や被保険者数の推移を見極めながら、介護給付費準備基金の残高も考慮し、適切に設定してまいりたいと考えております。

2点目の、サロンの実施状況などにつきましては、社会福祉協議会が主催しておりますみんなの茶の間事業、これは月に2回、社会福祉協議会を会場に、体操や手先を使う折り紙、そしてボッチャなど毎回10人前後の参加があり、今年度は2月末時点で22回の開催、延べで145人の参加をいただきました。

また、そのほか地区の老人クラブなどが自主的に公民館に集まり、輪投げや、おもりを使って筋力アップを目的とした100歳体操などが行われています。こちらのほうは令和3年度は16か所、延べで306回のサロンが開催され、延べ2,843人の参加があったと聞いております。

今後も社会福祉協議会や生活支援コーディネーター、町の保健師が地域での活動を継続して支援することにより、住民の主体的な介護予防への取組が広がるとともに、高齢者世帯の見守りや、地域でできる支援につなげることでまち全体の介護予防と支え合いの地域づくりに努めていきたいと考えております。

3点目にありました空き家の屋根の雪の問題についてであります、ここ数年、相談件数

が増えているように感じます。

原則論を言えば、行政として関与できない「民」対「民」の問題ではありますが、相談を受けた以上は現場に出向き、必ず状況を確認するようにしております。なお、危険が差し迫っている場合は写真などを撮り、所有者の方宛に対応を促す文書を送るとともに、対応していただけるように連絡をしておりますが、なかなか、対応してもらえるのは極めてまれで、ほとんどが音沙汰なく、無視されている現状もあります。背景には、所有者が行方不明であったり相続放棄された場合が多く、町としては現実的に打つ手がないというふうな状況が実態であります。

解決方法としては、いわゆる行政代執行による解体なども考えられますが、それが可能なのは公共事業用地に供する場合などに限定されることから、法的にもクリアすべきことが多く、時間がかかってしまいます。また、行政代執行が常態化してしまうと、解体費用が高額になっている中で意図的に放置されてしまう懸念も生まれてきます。制度的に解体費用は所有者に求償することとなっておりますが、それに至った原因を考慮すれば回収できなくなることが容易に想像され、財政的にも実現困難な問題だと捉えています。

現状においてできることは、現実的には繰り返し繰り返し所有者の方と連絡を取り、善処を促していくということしかないのかなと感じているところです。

次に、4点目の8050の問題につきましては、背景には若者、子ども、こういった方のひきこもりの長期化、高齢化があると考えられます。必ずしも不登校の延長だけでなく、精神疾患だったり障害が関係している場合や、非正規や派遣の雇用労働問題に起因するなど様々な要因が考えられますが、こうした親子が声を上げることができず、社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなることなどが懸念されています。

これらの支援に当たっては、当事者の就労先の問題や当事者が何を思い、何を必要としているのかを的確に把握し、状況に応じた適切な支援を行っていくことが重要になります。大江町におきましてもひきこもりに関する様々な相談がありますが、対応するに当たり、いかにして当事者と接触するかが大きな課題であります。

このような状況において、町内でも、同じ悩みを持つ親たちが安心して話をできる場所を提供しようと新たな団体の動きも出てきております。今後も相談しやすい体制づくりを保健所などと、そして関係機関と連携しながら進めてまいる、そういったことで対応を考えていきます。

次に5点目の、民生児童委員さんの活動費についてであります。今年度は3年に1度の

一斉改選が行われました。担い手不足が大変心配された中、区長さん方のご協力もあり、何とか定員を満たすことができました。お引き受けをいただいた民生児童委員の方々には大変感謝をしているところであります。

民生児童委員の皆さんには、地域における困難ケースが増加する中で、地域福祉の推進役として、住民の立場に立った継続的で地道な生活に日々努力していただいております。特に独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守り、相談及び支援へのつなぎ役としての役割が期待されております。

このような中、大江町における委員の活動費はこれまでも見直しを図りながら、現在は年間1人当たり9万円。ただ、複数集落または世帯数100戸以上の場合については5,000円を加算し、支給させていただいております。西村山管内では寒河江市は8万7,100円、河北町は10万円、西川町は8万円、朝日町が本町と同額の9万円で、県内市町村の平均は7万6,000円程度とお聞きしております。

他の市町村と比較して低いほうというわけではありませんが、個々人の多くの貴重な時間を割いての活動であるということをご指摘のとおりです。活動費につきましては、今後も県内市町村の動向を注視し、西村山管内の他市町とも均衡を図りつつ、大江町民生児童委員協議会と協議・調整をしながら、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

6点目の保育所、幼稚園、こども園の在り方につきましては、出生者が大幅に減少して少子化が急激に進行している今の状況において、町内の保育園、幼稚園などの今後の在り方について検討していくことは喫緊の課題であるということは十分認識しております。

町内には、ご存じのとおり民設民営の私立幼稚園さんである大江幼稚園、そして私立保育園であるあゆみこども園、公設民営の町立保育園であるにじいろ保育園、こうした形態の違う3つの園があります。それぞれの事業計画、理念の下、運営に当たっていただいておりますが、町の子育て支援事業の中心であるというふうに考えています。

今後、幼稚園、保育園の在り方を検討していく上で大きな課題となるのが、小中学校とは異なりまして、3つの園の運営法人はそれぞれ学校法人、社会福祉法人であり、運営・経営形態が全く異なるところであります。そのため、急激な少子化の進行に対応した今後の園運営に関わる協議・調整が必要になってくると考えています。いずれにしても、第1に子どもたちのことを考え、教育、保育の質を低下させることのないよう、よりよいサービスと持続可能な施設運営に向けて、3園の協力を得ながら検討を進めていく必要があると考えています。

7点目の、ゼロ歳から2歳までの保育料無償化につきましては、令和5年度からはゼロ歳から2歳児も含めた形で保育園の完全無償化を実施することといたしました。少子化が急激に進行している中において、子育て世帯の負担軽減とよりよい子育て環境の実現のため、恒久的にというふうなのかというご質問であります。私の在職期間中は期限を設けず、財政状況も見ながらという部分ではありますが、実施してまいりたいと考えています。

8点目の住宅団地の造成につきましては、若い世代を取り込み、出生率の低下を解決するための策としてこれは有効な手段であり、これまでの住宅団地整備でも結果を残してきたというふうに思います。

現在の住宅団地施策といたしましては、あおぞら団地の分譲を令和元年度より進めておりますが、あと4区画を残すばかりとなっております。

今後の団地造成に向けては、あおぞら団地の分譲状況を踏まえつつ、内部では造成候補地の検討を行っております。ただ、令和5年度は百目木地区堤防整備に係る移転者用の宅地造成を計画していることから、財政的な負担を勘案しつつ事業の実施時期を検討しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 各般にわたっての答弁、ありがとうございます。

介護保険の保険料、月額基準額の6,050円、これを令和5年度もやるというふうなことで、予算にも計上されております。基金については2億円を超えるであろうというふうな見込みだということでもあります。

そういった中で、予算書を見ると、介護保険関係の居宅介護サービス給付費が2億8,700万円、それから施設介護の給付金が4億7,300万円というふうなことで計上されておりますが、これは令和4年度と同額の数字だというふうに私は理解しているんですけども、高齢化率が40%を超えて団塊の世代も近づいているというふうな中で、果たしてこの居宅サービス、施設サービスの給付金がこの金額でいいのかどうかというふうなことがちょっと疑問なんです。その辺をちょっと説明してください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 細かい積算の根拠、今回、上げさせていただきました予算額の根拠等については、これからの審議の中でご説明させていただきたいと思っております。今、必要であれば課長のほうから若干触れていただくというふうなこともいいのかなというふうには思い

ますが、先ほども申し上げましたが、介護の給付費そのものは、コロナの影響なのか人数の減少なのかその辺の理由は明確には分かりませんが、とにかく減っているという現象がある。そんな中で、基金で充当できるものもあるというふうなことで先ほど説明したとおりです。

居宅と施設とというふうな中では、今のところは、現在の状況で来年度も推移できるのではないかというふうな見込みの中で、不足しないような金額を計上させていただいたというふうなところで、もし不足が生じるとすれば、基金等から取り崩しを行いながら補正予算で対応していくというふうなことも含めて考えているというふうなところであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 介護保険の令和5年度の予算が10億4,500万円というふうになっております。こういった中で、基金が2億円まで伸ばせるようだというふうな要因は、コロナ禍の中で外出も控えるというふうな中で、思ったより居宅あるいは施設介護というのがそんなに伸びなかったんだろうというふうに思うんですが、この2億円というふうな基金の金額は、私は若干多いのではないかなと。10億円の予算に対して2億円を基金に回しているというふうなことであれば、もうちょっとこの月額基準額というものを見直した中で、6,050円というものを下げてもいいのではないかというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど少し触れさせていただきましたが、まだ今年度分の精算といたしますか、見込額が確定しておりません。補正予算でも上げさせていただいておりますが、見込みとして今回の補正予算を組んでいるというふうなことなので、今年度の後半の動向の部分がちょっとまだ精算できていないということ、そして、今年度の見込みを見て来年度の前半——来年度、計画を新たにつくる際の上げたり下げたりというような今の毛利議員の質問なのかなというふうに思いますが、来年度も計画を策定していくまでの間において来年度の前半の動きがある程度見えてくる、そういったことも参考にしながら下げるか、現状維持か、基金を使っていくかというようなことを判断していきたいと思っておりますので、今、どうなのかというふうな部分については明確にお答えできないと思います。

そして2億円という基金残高については、予想以上の基金残高になっているというふうなことなので、回せる財源としては十分なのかなというふうに考えているというふうなところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 介護保険というのは、基本額が6,050円ですが、私の場合は13万円ぐらいになるというふうなことでありまして、決して安い保険料の額ではないというふうに思っておりますので、いろいろと検討していただきたいというふうに思います。

2番目については、高齢者の生きがいがづくり。

健康で暮らしたいというふうな中で一番重要なのが、人との関わり。人と関わってしゃべるとか、人と関わって手足を動かすとか、それが非常に大事だというふうに言われております。そして、女の人の場合ですとお茶飲みなどにも行って、それなりの世間話をしながらいろいろと会話をして脳に刺激を与えるというかな、そういう感じで非常にいいんですが、我々みたいな男の高齢者というのは、どちらかという外に出たがらないというかな、そういうふうな状況もあるので、いろいろな、月2回のサロン、それから16か所での公民館を利用した体操等というふうなことで幅広くやっているようでございますけれども、より充実した形の中でやっていただきたいなというふうに思います。

3番目の、空き家の屋根の雪が落ち、隣地に多大な迷惑がかかっているというふうな状況がここ数年見られているというふうな中で、手の打ちようがない、所有者に通知しながら理解を求めていくというふうなことなんですけれども、当然町が相談を受けて、町の重機が出動して、そして排雪をするというふうな状況になった場合、そういうふうになった場合はその重機使用の料金というものをどこに請求しているのか。

要するに、重機代、それからガソリン代、5万円かかりましたよということで所有者に果たして届いているのかどうか。「相続放棄したから私は関係ない」とか言われるかもしれませんが、実際こういうふうな迷惑をかけておって、そして「その金額はこうです」というふうな通知というかな、それは本人に、その建物の所有者に正確に届いているのかどうか、この辺を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 個人宅の雪の問題について、町の除雪機で片づけるというふうなことは基本的にしておりません。なので個人の敷地の中に、個人というのはその空き家の敷地の中に落ちているものについては、周辺への危害がある場合、もしくは周辺に危害があった場合、その部分はまだ危険の除却というふうなことで町の除雪機、もしくは業者のほうに委託をして片づけていただくというふうな対応にならざるを得ない。

それで、その機械の使用料といいますか運行費について、今の段階ではそこまで、「料金幾ら幾らでこうなっていますよ」というふうなことは伝えていないという現状だと思います。

ただ、そういうことがあったというふうなことを、写真などの部分も添えながら相手の方に、当該者の方に通知をする、もしくは電話で連絡をするというふうなことで、その部分の情報は伝えるようにはしております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今後ますますそういう状況が増えてくるのではないかというふうに危惧しておりますので、いろいろな対策方法を検討していただきたいと思います。

それから、いわゆる8050問題でございますけれども、それぞれ個人的な障害というんでしょうか、いろいろなケースがあるというふうなことは理解しておりますけれども、一つの例として、個人が農産物の菜園畑を経営というか、やっている中で、隣の子どもがちょっと引っ込み思案だというふうな中で何回も誘ったら菜園のお手伝いをするようになったというふうなことで、その引っ込み思案の家庭でも非常に喜んでいるというふうな実態があります。大江町の中で。

そういった中で、やはり町が直接関わるというふうなことでもなくとも、民間のそういったケースがあるというふうな実態を把握していただいて、そして、町がどういうふうに関わっていけるのだろうかということを検討していただきたいというふうに思います。

5番目の民生児童委員の活動費でございますが、いかにも大江町はほかの町村よりも高い活動費用を払っているというふうに自信を持って答えておりますけれども、果たして、ほかの町と比べてどうだかということでもなく、現実的に大江町の民主児童委員の活動は非常に大変だというふうな、その実態を把握していると思うんですけども、聞くところによると毎週1回、3件ぐらいを掛け持ちしてその状況を把握しなければならないとか、あるいは2キロ以上、3キロぐらい離れている集落を掛け持ちしながら活動をしなければならないというふうな実態もあるようですので、その辺を加味しながら、ほかの町よりもいいからという考えでなくて、その辺を大胆に福祉の行政につなげていっていただきたいなというふうに思います。

それから、6番目なんですけれども、やはり十名十五名前後の出生者というふうになると、その子どもを3つの保育園で分けるとなると5人ぐらいにしかならないというふうな中で、果たして学校の統廃合よりも、むしろこのこども園、保育所、幼稚園の在り方というものをどういうふうに進めていくべきか、そして町がどのように入っていくのか。要するに、法人が別だと。学校法人あるいはにじいろ保育園等々の学童の関係の法人、法人が違うというふ

うな中でありませけれども、町がどのような形で入っていくのか。要するに、どこが音頭を取ってこの児童福祉施設というものを考えていくのかということが重要なポイントだと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 学校の統廃合とかそういうふうな問題については、設置者が町だというふうなことで、町が中心になって調整をしていくというのは、それはある意味やりやすいというふうなことになるんですが、先ほど申し上げましたように保育園、幼稚園の場合の大江町の現状は、先ほどから申し上げている現状があります。

そんな中で、実は今年度の頭ぐらいから3園の園長先生たちが、自主的な部分も含めて町のほうに協力の要請があり、いろいろな話合いを今、進めているところです。結論が出るまでにはまだ時間はかかりますが、やはりこれまでの大江町の幼児教育の特徴的なところが、逆にそこはいいところがずっとこれまでつながってきたというふうにも思いますので、3園の園長先生、そして町の子育て支援室、こちらのほうが関わりながらその検討を今、進めているところですので、出生者が減った中で影響を一番初めに受けくるのは、ゼロ～2歳から始まり就学前の3歳から5歳というふうなところがまずもって非常に問題を抱えてくることとなりますので、その調整を今、図っているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 民間の施設だというふうなことでの対応の仕方、苦しいところがあると思いますけれども、やはり保育所に対する、保育所措置費あるいは幼稚園就園奨励費とか、町の関わりというかな、町を通してのいわゆる補助金というか、就園奨励費なんですけれども、非常に町が関わっている部分が多いという観点から、やはりオブザーバーというふうな立場を超えた中で、支援態勢というか協力態勢、相談というかな、そういうことを考えてほしいというふうに思っておりました。

最後に、新しい住宅団地の関係ですけれども、町長の所信のほうでも述べているようでございますけれども、今年度から新たな住宅団地について検討に入るというふうに私は読んだんですが、間違っていたらごめんなさいね。

そういった中で、場所の選定あるいは価格の設定、それから、町が造成したところに町が自ら西山杉を活用した中での住宅を建設して、分譲するというふうな施策もあってしかるべきかなというふうに思うんですけども、大工さんが少なくなっている、あるいはトタン屋さん、左官屋さん等々の少なくなっている時代だからこそ、町が、例えば20戸を分譲するんだ

ったら2棟ぐらいは主体的にやってもいいのではないかなというふうに私は思うんですけども、その点に関してどう思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 以前もこの議会の場で、そういった提案の話が出たような気がします。

今、考えているのは、住宅団地については、まずはちょっと百目木地区の移転先の整備を優先してやらなければならないというようなことが1つ。そして、あおぞら団地が今、残り4区画になってきているので、次の団地造成に向けた準備を実際、令和4年度もいろいろ話をしておりますが、その結論を出しながら、場所を決めたり方針を決めたりという作業も並行していかなければならないかなというふうに思いますが、まずは今、百目木地区、目の前に迫っておりますので、それを優先して処理していきたい、計画していきたいというふうに思っています。

そして、いわゆる建て売り分譲というふうな形でしょうけれども、建て売り分譲の需要がどの程度あるのか、更地だから売れる、もしくは建物つきだから、何とかな、お得感があって売れる、その辺のところの戦略的な部分もあると思いますし、買う人にとって損得というか、差別が出ないような形もつくらなければならないというふうに思います。

また、セミオーダー型の住宅、いわゆる建築要件つきのとか、町がこれだけのものを準備する、買う方の希望に応じたオーダーメイドの住宅を建てながらその分譲地をお分けする、もしくは移住者の方がそこに何年住んだら本人の名義に移していくというような様々な形も考えられると思いますので、そこは今後の検討かなと、いろいろなアイデアを出しながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今後の課題で検討していただきたいというふうに思うんですけども、やはり大江町というのは西山杉の宝庫だということの中で、森づくり協議会などを中心に西山杉の販路拡大に努めているというふうなことで、公共施設等についてはそれなりに西山杉を使った建築物がかなりあるということですが、残念ながら民間の、丸きり一戸建ての新しい住宅に西山杉を使ったというふうな例があまり見受けられないというふうなことで、その辺を十分考慮しながら施策を進めていっていただきたいというふうに思います。

最後の最後でございますけれども、冒頭に申し上げましたように、少子・高齢化の中で全国的、関東を中心に特殊詐欺事件が起こっておりまして、そしてフィリピンを主体に大がかりな詐欺グループが摘発されているというふうな中で、非常にこの世の中も、非常に大変な

事態だなというふうに思うんですよ。つい最近では福島県の民家に押し入り、暴行を受けて命を奪われたというふうな事件が発生しているということの中で、通告にはないのでただ聞き流していただいても結構ですけれども、やはりこういうある程度物騒な社会環境の中であって、どういうふうに高齢者を守っていくのかということがこの時代において必要なのかなというふうに思っているんですよ。

やはり日中も鍵をかけておかなければならないとかいうふうな時代の中で、関野議員が数年前に防犯カメラという問題を取り上げて、この町の中に防犯カメラというのはコンビニぐらいしかないというふうな中で、中学校等々にも設置になったというふうに記憶はしているんですが、やはり農山村、要するに山村地域、私のブラクの望山でさえも防犯カメラなんて一台もないんですよ。

ですから、やはり町が防犯カメラを設置するか否かというふうなものは課題があるにしてもですよ、各地区の防犯協会等々に補助金を出して、集落に1台、あるいは1キロ単位ぐらいに防犯カメラを設置するとか、そういうふうな高齢者に優しい施策も今後、必要になってくるのかなというふうなことで最後に申し上げておきたいと思います。

長くなりましたが、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで毛利登志浩君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの8日水曜日まで議案調査等のために本会議は休会といたします。3月8日水曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

## 令和5年第1回大江町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年3月8日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議第 4号 財産の取得について
- 日程第 2 議第 5号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 3 議第 6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 日程第 4 議第 7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 5 議第 8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 6 議第 9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第18号 大江町旬のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議第20号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第18 議第21号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第22号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第23号 令和4年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議第24号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第25号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第26号 令和4年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 予算特別委員会設置及び付託（新年度当初予算8件）

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長 代	伊藤和幸君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第4号 財産の取得についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） おはようございます。

議第4号 財産の取得について、詳細をご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

道の駅おおえ再整備につきましては、今年度は用地測量及び地質調査を既に完了しており、実施設計については3月中旬に業務が完了する見込みとなっております。

今回取得しようとする財産につきましては、面積が6,993.53平方メートルであり、そのうち民有地が黄色に着色された部分で3,757.48平方メートル、国有地が水色で着色された部分で3,236.05平方メートルであります。

民有地につきましては、現在の道の駅おおえの南側に面する6筆の用地で、所有者は7名でありまして、昨年12月16日に同意をいただいております。

また、国有地につきましては、現在の道の駅の敷地であります。道の駅再整備に関しまし

て、これまで県と協議を進めてまいりましたが、地域振興施設である駅舎の整備に合わせ、施設利用者の駐車スペースとなる部分につきましては、町有地として財産管理を区分する必要があることから、新たに取得するものであります。

段取りといたしまして、まずは現在の国有地を県が払下げを受け、次に町が県から払下げを受けることとなります。これら一連の手続については一定程度の時間を要することから、払下げの時期については来年度である令和5年度を見込み、新年度予算にも計上させていただいているところでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第4号の質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第4号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第5号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） おはようございます。

それでは、議案第5号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更につい

て、詳細をご説明いたします。

寒河江市西村山郡介護認定審査会につきましては、ご案内のとおり、管内の1市4町が介護認定の審査を実施するために共同で設置している機関でございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料2の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第4条第3項は審査会委員の定数について規定したのですが、このたび、審査会委員に欠員が生じた場合に柔軟に対応するため、審査会委員の定数を「72人」から「72人以内」に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第5号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 寒河江西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定の詳細についてご説明を申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例がともに平成28年4月に施行され、これに基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを解消し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが支え合いながら共に生きる共生社会の実現に向けた各種施策が展開をされているところでございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条では、地方公共団体は、法律の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならないと規定されており、本町においても、障がい者差別解消に向けた基本理念や、町・町民及び事業者の役割等を規定した条例を新たに制定し、障がい者差別解消に向けた各種施策を実施していくことにいたしました。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。

第1条では本条例の目的を、第2条では用語の定義を規定しております。

第3条では、基本理念として、障がいのある人について、1つ目、基本的人権を享有する個人として尊重されること、2つ目、社会参加の機会が確保されること、3つ目、意思疎通の手段や情報を取得または利用する手段について選択の機会が確保されること、4つ目、町・町民及び事業者が連携協力の下、障がいや障がいのある人に関する相互理解の推進に取り組むことの4項目を掲げております。

また、第4条では町の責務を、第5条では町民及び事業者の役割について規定しており、第6条、第7条では、それぞれ町及び事業者における障がいを理由とする差別の禁止事項を規定しております。

具体的には、障がいのある人に対し、障がいを理由として不当な差別的な取扱いをしてはならないこと及び障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としているときは、その権利利益を侵害することがないように合理的配慮を行うこととしております。

あわせて、第8条では差別解消に関して必要となる相談体制の整備について、第9条では差別解消の施策推進のための広報啓発について規定をいたしました。

本条例の制定とその実践が、障がいのある人もない人も支え合いながら共に生きる共生社会の実現に向けた重要な一歩になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第6号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、審査の方法についてお諮りします。

日程第4、議第7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと、日程第5、議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎議第7号、議第8号の説明

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第7号及び議第8号について議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例と議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、一括してご説明いたします。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護とデータ流通の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

これにより、令和5年4月1日から同法が全国的な共通ルール的位置づけとなることから、

これまで各地方公共団体が独自に定めていた条例を全国一斉に廃止した上で改正することになりました。このため、現在の大江町個人情報保護条例を廃止し、新たに大江町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

議第7号の第1条では趣旨を、第2条では定義について規定しております。

第3条につきましては、開示請求に係る手数料等として、手数料の額は無料とすることを規定しております。写しの作成に要する費用については、大江町手数料条例の金額を引用しております。

附則第3条第4項以下は罰則の規定となり、職員が故意に第三者の不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり盗用したときなどに適用するものであります。

なお、この罰則の定めについては、山形地方検察庁と協議済みでありまして、特段の問題がなく、妥当とする回答を得ていることを申し添えます。

附則第4条では、関連する大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第12条で規定する「秘密保守義務」を「個人情報の安全管理及び秘密保持義務」に改め、安全管理措置を新たに規定し、個人情報の管理を徹底するものであります。

続きまして、議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましても、議第7号と同様に個人情報保護法が改正されたことから、地方公共団体に設置する情報公開・個人情報保護審査会を条例で規定するため、制定するものです。

本町には現行の同名称の条例がありますが、法施行に伴う議第7号の条例制定と合わせ、令和5年4月1日より施行するため、セットで新たに制定するものであります。

内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条では審査会の設置規定を、第3条においては用語の定義を定めております。第4条では調査審議する所掌事務、第5条以下は審査会の組織や委員、会議等に関する事項及び調査する権限等について規定するものであります。

詳細説明は以上です。

---

#### ◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは、初めに、議第7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 次に、議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

第9条の改正は、災害の定義について、関係法令等に倣って表現を見直すものです。

第14条の報酬については、団員の年額報酬のほか、火災での消火活動、災害発生時の警戒活動などの出動手当についても、これまでの謝礼的な意味合いの報償費ではなく、明確に報酬として位置づけることとするものです。

これに至った背景として、本町を含む全国的な消防団員数の急激な減少を受け、消防庁から消防団員の処遇改善に向けた消防組織法の規定に基づく様々な助言があり、その中に出動報酬の創設や団員への直接支払いを徹底することが盛り込まれていたものです。

これを受けて、団員の年額報酬については、本町では令和4年度から団員への直接振込に改めておりますが、出動報酬についても令和5年度から同様の取扱いとするものであります。

詳細説明は以上です。

○議長（菊地勝秀君） 議第9号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

現在、大江町消防団の団員報酬は、表の左側のとおり、団長以下7つの階級ごとに年額報酬が定められています。このほか、火災での消火活動や災害発生時の警戒活動、各種訓練などを実際の活動に応じた出動手当をお支払いしています。

なお、出動手当は報償費から支出しており、現在は4時間につき2,000円、訓練などの場合は4時間につき1,350円と定められています。

なお、全国的に消防団員数が急激に減少している現状を受け、消防庁では団員の処遇改善について様々な助言をしており、特に年額報酬と出動報酬基準の見直しを各自治体に強く求めています。

報酬については具体的な基準額が示され、団員の年額報酬は3万6,500円、出動報酬については、災害に関する出動の場合は1日当たり8,000円を標準とし、災害以外の出動については標準額と均衡の取れた額とするよう求めています。

これを受け、本町でも近隣自治体の状況も調査しながら検討を重ねた結果、団員の年額報酬と出動報酬については消防庁で示した基準額とするのが妥当と判断したものであります。

なお、階級ごとのバランスも考慮し、班長の年額報酬についても現行の2万9,000円から4万円に改定しますが、それ以外の階級については据え置くことといたします。

出動報酬については、実際の出動状況を踏まえ4時間単位で設定し、災害の場合は4,000円、警戒及び訓練の場合は2,000円とするものであります。

このたびの処遇改善が団員確保に向けたプラス要因の一つとなるよう期待するとともに、引き続き地域防災力の要である消防団活動の充実強化を図ってまいります。

詳細説明は以上です。

○議長（菊地勝秀君） 議第10号の質疑を行います。

菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。

今のご説明で、出動の報酬のところなんですけれども、災害の場合、警戒の場合は大体分かりますけれども、この訓練するというのを、どのあたりの設定なんでしょうかね。例えば、月1の定期点検という形で消防の水出し操作とかいろいろなさっているはずなんですけれども、それは大体1時間ぐらいで終わると思うんですけれども、そのあたりの考え、どういうふう  
にこのあたりはなるんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 各分団において定期的に行っている訓練については、それは対象としないで、町全体での大会、団全体での訓練の場合にこの金額を想定している  
というようなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 国の消防団員に関する団員報酬の要請、あるいは金額を設定するに  
当たって、近隣市町村との関係というか、近隣市町の動向を見ての判断というふうな説明が  
ありましたけれども、その近隣市町村の今回大江町で定める報酬とどのように差があるのか、  
あるいは全部一緒に、一緒にというか、同額の報酬の設定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

近隣の状況であります、団員報酬の3万6,500円と金額につきましては、1市4町横並  
びで同額というふうになります。

あと、班長についても上げる自治体が多いようございますが、それ以上の部長なり団長、  
副団長については据置きというところが多いようございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今回の改正は消防団の処遇改善ということで一律的に上げるというこ  
とになっておりますけれども、この金額を上げることによって消防団の数が増えるのか、そ  
れに関して町ではどういうふうな考えを持っているのか。金額を上げたからといってすぐに  
消防団の人数が増えるとは思えない状況がある中で、どういうことで消防団の数を増やして  
いくのかも一応考えがありましたらお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

やはり議員おっしゃるとおり、これまでも例えば退職金については、以前とは比べものにならないほどよくなっているんです。それでも団員は増えてこないという実情があります。

今回も報酬を上げるわけですが、おっしゃるとおり、このことによって劇的に増えるということは想像できないというようなことを考えております。ただ、一つのプラス要因になることは間違いないかと思っておりますので、こうした処遇改善についても広報紙等で周知をしていきたいというふうに考えております。

あと、この問題は、消防庁からも強くあったように、全国的な地方の課題というふうに認識しております。役場の一部署の課題の一つレベルを超えているような気がするんですね。やはり社会問題でもありますし、地域の問題でもあると思うんです。

当然、役場のほうでも確保に向けて努力いたしますが、役場だけではどうにもならないと思いますので、4月に区長さんの辞令交付式があるんですが、その折にもお願いするつもりをしておりますし、当然、町民の代表であります議員の皆様のお力もお借りしたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長補佐。

○**税務町民課長補佐（伊藤和幸君）** 議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の改正は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令に基づき改正するものでございます。

資料5の新旧対照表をご覧ください。

法律等の改正に伴い条項番号に変更が生じることから、法律等の条項を引用する箇所の項ずれについて整理するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○**議長（菊地勝秀君）** 議第11号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○**6番（毛利登志浩君）** 今回の固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例について、新旧の資料がありますけれども、所得税法あるいは租税特別措置法の条文を1個ずつ下げるみたいなことの説明がありましたが、この新しいところの、資料5の新しいところの租税特別措置法12条の4項の表の1号とか45号の3項、12条の4項、3項の第1号なんて言われても、ちょっとどこがどう変わるか分からないんですけれども、簡単に分かりやすく説明するとどういうふうな改正になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○**議長（菊地勝秀君）** 伊藤税務町民課長補佐。

○**税務町民課長補佐（伊藤和幸君）** ただいまの質問にお答えしたいと思います。

こちら、資料のほう、5では、改正条文の新旧対照表のほうをおつけしております、その大本となる租税特別措置法等に関する法律改正条文の資料まではおつけしていないので、ちょっと見た限りでは分かりづらいかと思いますが、言うなれば、今回、所得税法等の一部改正に伴いまして、所得税法だけでなく、法人税法、租税特別措置法等、様々な法律が一緒に改正されております。

その中の租税特別措置法のちょうど12条、あと45条に書いてある部分というのが過疎免除条例に係る国の特別償却に関する条文でございます。その条文につきましては、今回、その所得税法等の改正に伴って、租税特別措置法のほうに第2項というふうなことで沖縄地

域の離島に関する旅館業についての特別償却の条文が加わっております。それに伴いまして、過疎免除条例の参照先としております条文につきまして1項ずれてしまったので、そちらに項ずれを修正する形で今回条例のほうを改正するというものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） すばらしい回答ありがとうございます。

要するに、過疎地域の固定資産税の免除というものは、いわゆる過疎地域に工場が立地あるいは工場の家屋、土地あるいは償却資産を増設した場合に、それを3年間なら3年間の免除を行うというふうなことだと理解しておりますけれども、その部分は変わらないという理解でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤税務町民課長補佐。

○税務町民課長補佐（伊藤和幸君） お答えいたします。

このたびの条例の改正につきましては、制度自体については何ら影響がございませんで、単にその根拠としております法令の項目がずれたということを修正するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長補佐。

○**税務町民課長補佐（伊藤和幸君）** 議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行される健康保険法施行例等の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金の支給額が見直されることを受け、本条例の一部を改正するものでございます。

資料6-1、大江町国民健康保険条例新旧対照表と資料6-2を併せてご覧ください。

資料6-2の旧（改正前）欄に記載のとおり、現在の出産育児一時金は40万8,000円で、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に、産科医療補償掛金である1万2,000円を加算し総額42万円を支給しております。

出産費用の経済的負担をさらに軽減するため、改正後は、出産育児一時金を8万円引き上げ48万8,000円に改正するものであり、産科医療補償制度の掛金を加算し総額50万円を支給するものでございます。

附則第1項には施行期日令和5年4月1日を、附則第2項には経過措置を規定してございます。

以上でございます。

○**議長（菊地勝秀君）** 議第12号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（菊地勝秀君）** これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（菊地勝秀君）** 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（菊地勝秀君）** 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料7の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条は、子ども・子育て支援法に基づく市町村の子ども・子育て会議の設置について、第2条は、その所掌事務について規定しておりますが、このたび、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されることにより、本条例で引用している子ども・子育て支援法に規定している国の子ども・子育て支援会議の設置、権限に関する条項である第72条から第76条が削られ、市町村の子ども・子育て支援会議の設置に関する条項である第77条が5条繰り上がることに伴い、条文を整理するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第13号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 大江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されること並びにこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料8の新旧対照表をご覧くださいと思います。

初めに、第4条から第52条までの法第19条、ここでいう法というのは子ども・子育て支援法を指しております。法第19条に関する改正は、このたび、こども家庭庁が内閣府の外局に設置されることにより、本条例で引用している子ども・子育て支援法において規定している内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議に関する条項である第19条第2項が削られ、第19条が第1項のみの条となるため、条文を整理するものでございます。

5ページをご覧くださいと思います。

第26条は懲戒に係る権限の濫用禁止について規定しておりますが、このたび、民法第822条に規定する親権者の懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から削除することを受けて、児童福祉法第47条第3項に基づく児童福祉施設の施設長が入所児童等に行う措置についても、その内容から「懲戒に関する権限」を削除するものでございます。これにより、本町においても体罰等によらない子育ての推進を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第14号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料9の新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第6条は、家庭的保育事業者等の除外規定である居宅訪問型保育事業者を、新設する第7条の3第2項においても適用するものでございます。

2 ページをご覧ください。

第7条の2は安全計画の策定等に関する規定を、第7条の3は自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を新たに設けるものでございます。これは、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、市町村が定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においても安全計画の策定を義務化し、また送迎バス等に乗降する際の乳幼児の所在確認を徹底するため、乳幼児の見落としを防止するための装置の設置を義務づけるものでございます。

3ページの第10条は、家庭的保育事業者等が他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しておりますが、これまでは、乳幼児の保育等に直接従事する職員は他の社会福祉施設等の職員を兼務することができないと規定されておりましたが、これを、特別な支援が必要な子どもとそうでない子どもが平等に学びの機会を得られる教育システム、いわゆるインクルーシブ教育を推進するために、保育に支障がないと認められる場合に限り、職員の配置基準を緩和するものでございます。

第13条は懲戒に係る権限の濫用禁止について規定しておりますが、これも先ほどの議案と同じように、民法第822条に規定する親権者の懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から削除されることを受けて、児童福祉法第47条第3項に基づく児童福祉施設の施設長等が乳幼児に行う措置についても、その内容から「懲戒に関する権限」を削除するものでございます。

第14条は衛生管理等について規定しておりますが、第2項に感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、職員が研修や訓練を定期的実施する規定を追加いたしました。

なお、改正文の附則第2項において、自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置を令和6年3月31日までと規定しております。

また、現在のところ、本町において家庭的保育事業等を実施している事業所はございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第15号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料10の新旧対照表をご覧くださいと思います。

1 ページ目の第6条の2は安全計画の策定等に関する規定を、第6条の3は自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を新たに設けるものでございます。これも先ほどの議案と同じように、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、市町村が定めることとされている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においても安全計画の策定を義務化し、また事業所外の活動等の移動のために自動車を運行する場合には、点呼等の方法による児童の所在確認を義務づけるものでございます。

2 ページの第12条の2は、業務継続計画の策定等に関する規定を新たに設けるものでござ

います。これは、近年増加傾向となっている感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して継続的な支援を提供し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定を求めらるるものでございます。

第13条は衛生管理等について規定しておりますが、第2項に感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するため、職員が研修や訓練を定期的実施する規定を追加いたしましたものでございます。

なお、改正文の附則第2項において、安全計画の策定等に係る経過措置を令和6年3月31日までと規定をしております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第16号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第16号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午前11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

麻績水林館は、平成10年度に県営レークサイド小見地区ふるさと・水と土ふれあい事業により整備され、以後、小見区自治会が指定管理者となり、管理運営しております。

補助事業の財産処分制限期間が経過し、このたび、町に対し財産譲渡申請があったことから、小見区自治会へ譲渡するため用途を廃止し、条例の一部を改正するものであります。

資料11、新旧対照表をご覧ください。

第2条に名称及び位置として、第1項第1号、麻績水林館と、第1項第2号、貫見こぶし館を位置づけておりましたが、譲渡する第1号、麻績水林館を削除し、貫見こぶし館を第1号とするものであります。

附則として、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第17号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第17号 大江町農村活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第15、議第18号 大江町甸のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第18号 大江町甸のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

この条例につきましては、美しい自然や豊かな文化を継承・発展させ、新鮮な発想で時機を的確に捉え、誇り得るまちづくりを実践することを目的として、平成8年に設置して以来、様々な施策に活用されてきたところであります。

ふるさとまちづくり寄附基金など趣旨がほぼ同じ基金が存在することに加え、今年度予算において、記念すべき100周年の水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会関連費用の一部に基金残高の全額を充てさせていただいており、本基金における目的は果たされたものとし、本条例を廃止するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第18号の質疑を行います。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

分からないということで教えてもらいたいんですが、基金の残高というのはほとんどないというふうに考えてよろしいんですか。もしありましたら、どのぐらいの残高。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 基金の残高についてお答えしたいと思います。

令和3年度末現在では500万1,000円ございましたが、全額100周年記念花火大会のほうに充当させていただいておりますので、基金の残高は今年度末をもってなくなるということでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 大江町甸のまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第16、議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理につきましては、令和4年12月1日から令和5年1月18日までの期間において指定管理者の募集を行いました。

この期間に1つの団体から申請があり、この申請内容を熊谷弁護士から委員長を担っていた大田町公の施設に係る指定管理者選定委員会を令和5年2月3日に開催し審査を行い、大田町大字貫見字古寺930番地、合同会社コデライフが候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理の期間については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。

なお、合同会社コデライフの詳細については、資料12をご覧いただきたいと存じます。

合同会社コデライフは、現在、大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者である佐藤政吉氏が代表社員を務める法人であります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第19号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野です。

今回の指定管理者について1件お伺いしたいと思います。

指定管理料ということで、125万を町のほうでコデライフさんのほうにお支払いするわけですが、コデライフさんからは行政財産の使用料ということで、数字がちょっとずれていたら申し訳ございません、130万ほど多分頂いていると思うんです。そういったことは、指定管理料をわざわざ町から払って、行政財産の使用料をもらっているのであれば、わざわざ指定管理にする必要はないのではないかと。本来であれば、ここの古寺で、大変ではありますが、なりわいとして商売をなさっているわけでありますので、そのところに関してなぜその指定管理料なのか、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） お答え申し上げます。

行政財産の使用料については、議員おっしゃるとおりに131万ほど頂いているところでございます。

指定管理者の制度に関しては、まず施設に関しては町の施設になっております。公の施設になっております。公の施設を管理委託するには指定管理者制度というようなことと管理委託というようなことがあります。指定管理ということで今回お願いをして募集をさせていただいております。

指定管理者制度というのは、民間のノウハウを生かしながら公の施設を効率的に運用するというような制度で指定管理者制度があるわけですが、その制度に基づいて公の施設古寺案内センターを運営してもらうというようなことで管理委託するものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） お話は分かりますけれども、今の数字からいきますと、民間の方が町の施設を借りて商売をするときの家賃が6万円ということの計算になるわけですね。本来であれば、一月10万とか、幾らとか、町の財産を使うわけでありますから、そういうことで商売をすると、それが本来の商売だと私は思っております。

その中で、わざわざ指定管理料をお支払いし、また行政財産の使用料をもらって、そこでどういうふうな金の行き来になっているか分かりませんが、そういうふうにしてする

ものなのか、本来であれば、もうこの施設を月幾らで貸しますから、使って商売やりませんか、そのほうがすっきりすると思っております。どういう理由で、町の財産だからといって個人のほうに、個人というか、今回、無理くり合同会社を作ったと思うんですけれども、そこに貸出しをするというのであれば、少しその辺を考えてやったほうがいいのではないかと。何でもかんでも指定管理、指定管理ということをしてしながら、指定管理のほうである程度業がうまくいっているのであれば、指定管理を外して頑張ってくださいということでもいいのではないかと考えているのですが、その辺はどう考えておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 公の施設を運営していただくというようなことで、何回も申し上げますけれども、指定管理者制度と委託するというようなやり方がありますけれども、一応そういった制度の中で公の施設を管理運営してもらおうというようなことでの、そのことに、そういうルールになっておりますので、条例で定めておりますので、そういったことでそこはご理解いただきたいなと思っております。

あと、指定管理者の委託料とその行政財産の使用料ですけれども、お支払いするものはお支払いする、もらうものはもらうというような考えで、施設の維持管理に要する経費については指定管理料で払わせていただいて、使用料については頂くというようなことで、そういった整理の仕方で行ってまいりますので、この施設についてはそういった考えでやらせていただいてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） お話は分かりました。

しかし、町民の方が、例えば使用料から指定管理料を引くと6万円、雪の深いところでありますから、実質7か月か8か月ぐらいとか、営業はできないと思いますけれども、6か月、仮に半年営業したとしても、月1万円で町の財産を借りて商売をしているわけです。そういうのであれば、指定管理料をきちんと支払う、その代わりに使用料をもう少しきちんと上げる。商売をしているのでありますから、町民が納得できるような、その財産使用料を頂けるような金額を設定して、今後その指定管理をお願いしてもらいたい。

やはりどう見ても数字的に、こんなのでできるのかということになるのであれば、やはりいろんな声が聞こえてきたときに、そのたび課長がそういう説明をするのか。我々も説明するのに大変な数字になるわけでありますから、やはり当たり前な金額で建物を使ってもらおうということに関して、課長はどう考えているか素直にお答えください。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 今回の募集に当たっては、今言ったように指定管理料を125万お支払いします。あと行政財産ということでは、使用料ということでは130万ほど頂くというような枠組みで募集をさせていただきました。

この指定管理料、行政財産の使用料のことは、行政財産はルールに基づいて試算しておりますので、その金額ということではあまり動かないかなと思っておりますが、指定管理料のところについては、コデライフさんがある程度順調に推移をして業績を伸ばしているというようなことであれば、少しご協力をいただいて、少し値引きをすとか、値引きということではありますけれども、もう少し安価にさせていただくとか、そういうようなご相談はあろうかと思えます。

今のコデライフさんの経営状況を見ますと、3か年ほど運営をしておりますけれども、まだ4年度は決算出ておりませんが、3年度の決算を見れば、なかなか利用者がコロナで少ないというようなこともあって赤字が出ていると。3か年の累積を見てもかなりの累積赤字があるというような中で、経営も大分厳しいというようなこともあって、今後の経営状況を見ながら、指定管理料については少し考えてもいいのかなと思っておりますので、今後、次期の指定管理の委託の際については、3年後になりますけれども、そこら辺も考慮しながら考えていきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 大江町朝日連峰古寺案内センターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菊地勝秀君） それではお諮りします。

議第20号から議第26号までの一般会計、各特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

---

#### ◎議第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第17、議第20号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第20号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第10号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、6ページの第2表繰越明許費補正は、道路改良事業において物件移転に想定外の時間を要することとなったこと、新型コロナの影響で資材調達が困難になったことなどの要因で年度内での完了が見込めない8つの事業を追加したほか、下段の健康温泉館改修事業は事業費を増額するものであります。

7ページの第3表地方債補正は、上段の林道防災対策事業と土木施設災害復旧事業を追加するほか、下段の子育て支援事業ほか4件は、事業費の精査等に伴い限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

経常的な事務経費や事務事業の精算処理に伴う減額などについては説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

16ページをお開きください。

1 款議会費は、197万1,000円の減額です。

議員の欠員による議員報酬の減額をはじめ、今後の支出見込額を精査したものです。

下段からの2 款総務費は、2 億8,484万9,000円の増額です。

17ページの4 目財産管理費は、将来的な公共施設の整備・改修等に備えるための町有施設整備基金への積立金と、令和5 年度当初予算での多額の取崩しに備え、財政調整基金への積立金を追加いたしました。

5 目企画費は、地域おこし協力隊3 名のうち1 名が年度途中からの配置となったため、報酬などの経費を減額しております。

18ページの7 目公共交通対策費のJR 左沢線開通101周年記念業務委託料は、昨年の100周年と同様に、4 月に記念イベントを行うため準備に取りかかる必要がありますので、冒頭にご説明した繰越明許費を設定した上で年度内に事業に着手するものです。記念品作製委託料と著作権料は、各種グッズを作製する費用になります。

8 目移住定住促進費のうち、移住定住促進住宅ローン支援補助金と、19ページの空き家バンク登録奨励金は、対象者が当初の見込みを上回ることから増額するものです。

20ページ下段からの3 款民生費は、4,966万4,000円の減額です。

1 項1 目社会福祉総務費のうち国民健康保険特別会計への繰出金については、保険基盤安定繰出分の額が確定したことなどから減額するものであります。

21ページをお開きください。

2 目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金は、保険給付費の実績見込みを精査したことにより減額するものです。また、後期高齢者医療特別会計繰出金と療養給付費負担金の減額は、保険基盤安定繰出分の額が確定したことと概算額の変更によるものです。

4 目障害者福祉費は、地域生活支援事業委託料や扶助費の各給付費について、利用者の減少などにより減額をしております。

下段からの2 項1 目児童福祉総務費のうち、22ページの病児・病後児保育施設広域利用負担金は、子育て世帯の方々が町外の施設を利用する機会が増えているため増額をいたします。

23ページをお開きください。

2 目児童措置費の民間立保育園運営委託料と施設型給付費負担金は、入所者数の減少により減額するものです。

4 目児童福祉施設費は、放課後児童健全育成事業委託料と本郷東放課後児童クラブ指定管理料について、これまで補助金として措置されていた加算が年度途中から委託料に組み込ま

れたことにより追加したものであります。

下段からの3項1目災害救助費は、令和4年8月豪雨により被災した住宅の応急修繕や支援金について、実績に応じて精算をしております。

24ページをお開きください。

4款衛生費は、2,952万7,000円の減額です。

1項2目予防費のうち健康診査委託料は、人間ドック等の受診率が当初想定よりも高かったため追加をするものです。また、25ページの予防接種委託料の減額は、子宮頸がんワクチンの接種勧奨が再開されたものの、当初見込みより接種率が低調だったことなどによるものです。ワクチン接種体制確保委託料とワクチン接種委託料は、4回目接種までの実績により減額をしております。

5目排水処理費は、当初見込みより申請者が少なかったため減額をしております。

26ページをお開きください。

6款農林水産業費は30万3,000円の減額です。

1項3目農業振興費のかがやく果樹産地づくり強化事業補助金は、令和7年度にかけて国の補助を受けてのスモモの団地造成などに対して支援する新たな事業となっています。

11目新規就農者支援費の家賃等補助金は、年度途中での退去があったことなどから減額をいたします。

27ページをお開きください。

2項2目林業振興費は、歳入における森林環境譲与税の増額に加えて、森林経営管理制度に係る事業の精査により積立金を追加いたしました。

7款商工費は、768万5,000円の増額です。

2目商工振興費のうち商品券配布事業費補助金は、マイナンバーカードの取得促進を目指して5,000円分の商品券の上乗せ交付を行いました。想定を超える申請をいただいたため追加をいたします。それ以外の各補助金については、実績により減額しています。

下段からの3目観光費の温泉施設利用促進報償は、健康温泉館のグランドオープンに向けて町民の利用を喚起するため、1人当たり5枚の温泉入浴券を配付するものです。3月中に配付し、4月から使用できるようにしたいと考えております。28ページの健康温泉館改修工事費の追加は、6月の完成に向けて鋭意進めておりますが、資材価格の高騰や現場での変更事項などが影響し、工事費の追加が必要となったものです。

中段からの8款土木費は、1,826万1,000円の減額です。

29ページをお開きください。

2項3目道路除雪費は、春山除雪まで想定した場合にオペレーターの報酬が不足することと、消雪道路等の電気料が不足する見込みであるため追加いたしました。

4目道路新設改良費は、町道藤田堂屋敷線道路改良工事における地盤改良など、工事進捗に伴う精査の結果、工事費追加が必要となったものです。県道改良工事負担金は、大江西川線の月布橋架け替えの進捗状況を踏まえ、減額しております。

6目橋梁維持費は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修について、事業精査により設計委託料と補修工事費を追加するものです。

30ページをお開きください。

4項3目公共下水道費の繰出金減額は、特別会計における事業費の精査によるものです。下段からの9款消防費は、444万9,000円の減額です。

31ページの3目消防施設整備事業補助金や、4目自主防災組織育成・活動支援事業補助金など、いずれも想定よりも申請が少なかったため減額をいたしました。

10款教育費は、508万8,000円の減額です。

1項2目事務局費の左沢高等学校支援補助金は、定期券や資格取得への補助が当初見込みを下回ったことによる減額になります。

32ページをお開きください。

2項1目小学校管理費の光熱水費の追加は、電気料金の高騰が想定以上となったため電気料を追加するもので、33ページの3項1目中学校管理費も同様です。

2目教育振興費は、大江中学校生徒の県大会や東北大会での活躍により、スポーツ芸術文化等各種大会派遣補助金を追加するものです。

34ページをお開きください。

4項2目公民館費は、先ほどの学校管理費と同様に、燃料費や電気代がかさんでいることによる追加になります。

5目文化財保護費は、左沢楯山城のサイン設置工事に関して、木材や石材などの資材価格が高騰している影響を受け、工事費を追加するものです。

35ページをお開きください。

5項1目保健体育総務費は、新型コロナや天候の影響により中止となった事業分の体育協会補助金を減額しております。

11款災害復旧費は、1,413万1,000円の減額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、町道山田原市野沢線の地滑り災害について、令和5年度での復旧工事に向けた地滑りの観測や資料作成に係る測量設計等委託料を追加したほか、応急本工事費については実績により減額をいたしました。

2項1目農地、農業用施設災害復旧費は、令和4年8月豪雨で被災した富沢揚水機場の復旧工事について、実績に応じて減額するものです。

36ページをお開きください。

13款諸支出金は、336万円の増額です。

3項1目上水道公営企業費は、水道使用料が当初の想定を下回る見込みであることから、水道事業会計への補助金を追加するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

8ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

1款町税は、226万7,000円の増額です。

各税目の滞納繰越分について、12月末の収入済額に基づき追加をしております。

2款地方譲与税の森林環境譲与税と10款地方交付税の普通交付税は、本年度の交付額確定に伴い未計上の額を追加するもので、6款法人事業税交付金は、本年度の交付状況を前年度と比較しながら収入見込額を推計し追加をしております。

9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料は、収入見込額や収納実績に基づく精査により、それぞれ減額または追加をしております。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金から15ページ中段までの20款諸収入は、歳出予算の特定財源であり、歳出決算見込み等に基づき補正をしております。

このうち、13ページ下段の不用品売払収入は、本年度、小形除雪車を更新したことに伴い不要となった旧車両を売却した収入を計上しています。

15ページをお開きください。

21款町債は、冒頭の第3表地方債補正及び歳出予算でも説明させていただいておりますが、歳出の特定財源として追加したほか、それぞれの事業費を精査し、県との協議による同意額の範囲内で事業間の調整を行ったものです。

以上が、令和4年度大江町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第20号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ちょっと確認の意味でお伺いしたいんですが、28ページ、7款商工費、1項、3目の85万5,000円なんですが、これは三角マークついて減額しているわけですが、充当できないかなという気持ちになったのでちょっとお聞きしたいんですが、柳川温泉の駐車場のアスファルトがもうぼろぼろなんですね。なので、1メートル何ぼぐらいの穴空いているんですよ。それで、当初予算にも恐らく入っているとは思いますが、確認の上で、早急に道路を補修するというふうなことでなければ、なかなか見た目が悪くてすごく残念なわけですよ。

それで、この年度の一般会計の予算書には恐らく載っているとは思いますが、私はちょっと今、ここを見たところではどれだかちょっと分かりませんが、一体アスファルトの関係でどういうふうを考えているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 柳川温泉のアスファルトの修繕の関係でございますけれども、大分利用者の方にはご迷惑をおかけしているのかなと思っておりますけれども、雪解け後、当初予算に修繕料を柳川温泉分ということで100万円修繕料を計上しておりますので、その中で対応させていただきたいなということで考えております。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 分かりました。とにかく雪消えたので、もう穴にいっぱい水が入っていて、なかなかあそこを通るにもちょっと具合悪いんですよ。人につっぱねがば一んと上がって、全然人が、ほぼ通れない。私もちょっと、あそこ駐車場空いているから、私はそのところにとめているんですけども、奥の2台分は全然車誰もとめておりません。危なくてとめられません。ということで、よろしく、新しい予算で早急にやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

28ページ、7款1項の中の14工事請負費の中の健康温泉館改修工事費702万の追加についてお伺いします。まず詳細をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 健康温泉館の改修工事の702万円でございますけれども、この中身につきましては、当初で工事を発注させていただいております設計工事分でありま

すけれども、その部分を540万ほど変更させていただきたいというような内容と、追加工事ということで約160万ほどの追加工事をさせていただきたいというような内容でございます。

最初に申し上げた当初設計の変更分でありますけれども、540万でありますけれども、前にもご説明いたしましたけれども、新しい建物、石風呂を改修しておりますけれども、そこに給排水の配管が埋設になっていたというようなことと、あとは雨水の暗渠がそこに入っていたというようなことがあって、当初設計ではそこをちょっと見ていなかったというようなことで、掘ってみたらそこにそういったものがあったというようなことで、そこを変更しなければいけないというようなことがあって経費がかかっているところであります。

そういうようなことと、あわせて追加工事というような部分では、新浴槽、石風呂の東側にかなり道路と接近して建物が建つというようなことになりますので、目隠しの塀が必要になったというようなことと、あわせて今の石風呂の屋根が少し穴が空いているというようなことがあって、そこら辺の補修工事と雪囲いの工事を一部しなければいけないというようなことがあって、そういったことで160万ほどの追加工事をさせていただきたいというような内容でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今、540万というのは、設計変更に伴う追加工事というふうに説明があったと思いますが、健康温泉館の設計に関してずっと関わってきた設計事務所の方が今回設計をしていると思います。その設計事務所が既存の配管、埋設配管とかが分からないということはないと思うんですね。また、設計前に基本調査というものを事前にしていれば、こんなことは分かったはずではないかなというふうに思います。それに伴って発生している工事追加金額540万を発注者側で全額払うというのは、その必要はないのではないかなというふうに思いますが、いかがお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 健康温泉館については平成7年度に完成して、オープンしている建物でありまして、それ以降、設計についてはその前の年度というようなことで、平成6年度に設計をしたものでございますけれども、ずっと一連の建物については同じ設計業者さんから担当していただいているというようなことになっておりますけれども、その埋設物の関係については、平成7年のときに工事をした際に、当初設計のときに埋設物関係のその設計をして、設計図があったかと思っておりますけれども、その設計図と現場との埋設物の位置が

違うというようなことで、そこでちょっとずれが生じておりました、掘ってみたらそういうものがあつたというようなことで、分からなかったというような実態でございます。

設計図と現場のずれが生じた場合は、竣工図をもう作っておいて、場所がどういうふうに変更になったかというようなことを記しておけばよかつたかと思うんですけれども、その当時、竣工図もちょっとなかつたというようなこともあつて、私どもでもちょっともらつていなかつたというようなこともあつて、ちょっと場所が分からなかつたというようなこともあつて、掘ってみなければ分からなかつたというようなことがございます。

そんなこともあつて、本当は当初設計の中にそういったことを盛り込んで発注できればよかつたわけでありましてけれども、その際はちょっと分からなかつたというようなこともあつて、今回工事内容を変更するものでございますので、当初設計に盛り込んでいない部分を追加で工事発注しているわけでありまして、そこは町のほうで費用を負担せざるを得ないというような判断で追加工事ということでさせていただきたいという内容でございます。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 竣工図がなくつても、設計に入るときって普通、現場を見て、どこに配管が走っているとか、確認した上から設計をするということが普通だと思うんですけれども、そこを工程会議等で何も言わずに、分かりましたというふうに追加金額の工事を認めたのかな、そこをもう一度お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 設計に当たって、上物であれば設計に盛り込みますけれども、やはり掘ってみなければ分からないという事態が生じていましたので、そこは実施設計のほうに盛り込むことができなかつたのかなと感じております。

あと、工事の施工に当たっては、月2回の定例会を設けて工事の現場のほうに赴きまして、町の職員の監督職員が出向いて、あとは設計業者、そして施工業者ということで工程会議をしながら進めさせていただいておりますけれども、様々な変更部分が生じてきた際には、三者協議をして、誰が費用負担をするのかというようなことも決めさせていただいて工事を進めさせていただいておりますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

26ページの農林水産ですけれども、3款ですか、先ほど説明がありましたかがやく果樹産地づくり強化事業費補助金ということで、これは新しい事業だということで、果樹の産地づ

くりに力を入れるということだと思えるんですけども、詳細をちょっとお願いしたい。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） かがやく果樹産地づくり強化事業ということで、先ほども総務課長からも説明ありましたけれども、令和4年度、今回の補正から令和7年度までかけてスモモの団地造成、約4.5ヘクタールを整備する事業でございます。

園地造成費、あとそれに関わる苗木の購入費、あと、果樹の場合、すぐ収穫を得られませんので未収益期間の支援費というのがございます。あと、それに関わる機械の購入費等について、足かけ4か年にかけて実施する計画でございます。

なお、このたびの補正予算につきましては、三郷乙地区の団地造成分1.3ヘクタール分について、未収益期間分の支援費と、苗木・資材購入に係る補助金分を計上しております。

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

[「いいです」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、議第20号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番。

ページ数は34ページをお願いします。

公民館費の中で、13節使用料及び賃借料の中で、公民館で著作権が発生しているというのは、ちょっと私も勉強不足で分からないので教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

著作権使用料につきましては、本年度、ふれあい会館のほうで、1日、ふれあい会館を映画館にしようというコンセプトで、映画上映、3本行いました。映画上映するのに著作権がかかるということで支払いするものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ちょっとマスクではっきり聞こえなかったんだけど、聞くところによると、映画館をやりましたと。その著作権ということなんですか。それで、減額になったということは、総額でどのくらいだったんですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

当初45万円を見込んでおりましたが、3本で29万7,000円で済んだということでの減額でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ページ数が34ページの工事請負費、楯山公園整備工事費の追加が186万5,000円になっております。繰越明許の表、第9表、6ページになりますけれども、これの教育費の中で、左沢楯山城の跡保存、史跡の保存の整備事業が1,169万円となっておりますけれども、この補正予算の追加の公園整備とは違うというふうに理解しながら質問させていただきますけれども、この工事費の追加は、なぜこういうふうな金額が出たのかと。

それで、今から工事費を追加して、3月ですので工事をできるのかなというふうなことと、この繰越明許費の関連ですけれども、それぞれ内容を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えさせていただきます。

繰越明許費の左沢楯山城跡保存整備事業と、今回補正で追加をお願いしております楯山公園整備工事費は同じものでございます。工事費を追加させていただいて、繰越しをさせていただきたいということでございます。

工事の内容でございますが、総務課長の詳細説明でもありましたが、まず資材の木材価格、資材の高騰という部分もございますが、大きなところでは、今回、令和4年度において、楯山公園サイン計画がメインになっております。今、石柱を1基、それから道標、工程表などを付けておりますけれども、その中で、作業するに当たって、工程、加工の形状を変更しなければ設置できないという部分が出てきました。現場を確認したところ、岩盤までの深さがちょっと設計時よりも深いというようなことが分かって、石柱のほうにコンクリート加工などを追加してさせていただくものでございます。その分で工事費が増加しているということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 楯山城の保存整備事業というのは何年かかるか分からないんですけども、いわゆるこういうふうに繰越明許でもって対応しなければならないというふうになりますと、来年度までにこの事業が繰越しというふうになると思うんですけども、今年度予算を詳細に見ていないので分からないんですけども、来年度は楯山の保存整備計画というものはやらないと、今年度の繰越しで終わりだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

楯山の整備は文化庁と綿密な相談をしながら進めておりまして、来年度は来年度で楯山のほう、またさらにサイン計画を追加する予定でございます。

今年度の繰越し分につきましては、繰り越して5年度というふうなことでさせていただきますけれども、早急に設置をして、ゴールデンウイークまでには完成させて、ゴールデンウイークの観光に役立てていきたいと思っております。5年度は5年度でまた別にやらせていただく予定でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） これ、これからどのくらいかかるか分からないんですけども、いわゆる楯山城の発掘調査も含めた工事等については、何ら遺物とかが出てこないというふうな記憶をしているわけでございますけれども、繰越しにしてまで事業をやらなければならないということであれば、発掘調査を2年に1回とか、3年に1回とか、そういうふうなペースでやってもいいのではないかというふうに思うんですけども、その辺はどうなのかなというのが第1点。

それから、歴史文化の業務内容を見ますと、楯山城も含めて文化的景観事業も対応しているというふうな中で、かなり業務が錯綜しているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺について、例えば歴史文化の係員の中に、専門に学芸員というふうな形で職員を採用しなければならない時期なのではないかというふうに思うんですけども、その点はどうなのでしょうかね。いわゆる健康福祉部門ですと、来年度から介護職員を専門に置くとか、あるいは数年前には管理栄養士職員を配置しているというふうな中で、当然、左沢楯山城あるいは文化的景観を担当する専門職員の配置というものが必要だと思うんですけども、その点はどう考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 2点あったかと思えます。業務がかなり錯綜している中での歴史文化系の配置ということ、それから発掘調査についてもっと柔軟に対応するべきではないかというようなことだったと思えます。

2問目の人事に関することにつきましては、ちょっと私の口からお答えできるものではないのですが、まず2点目のほうの業務の内容からお答えいたします。

毛利議員今ご指摘あったように、歴史文化係、楯山城それから文化的景観と、この2つをメインにしてかなりの業務を抱えているところでございます。今年度はそれに加えて水害なども発生したこともあり、そちらのほうにも取りかからなくてはならないということでかなり業務量圧迫されております。

そんな中で、1問目に戻らせていただくわけなんですけれども、楯山の発掘調査は今年度も予定しておりました。ただ、今申し上げましたように、治水関係の業務がかなり押されてきましたので、発掘調査については柔軟に次年度以降に送らせていただくということで国と協議して、今年度はやっております、楯山のほうは。ただその分、治水関係、新たな住宅団地関係の試掘など行ってきたところでございます。

そのような中で、業務は減ることなく増える一方なんです、今のところ歴史文化係、教育委員会一丸となって対応しているということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 歴史文化系の業務については、今課長が述べたとおり、かなりの量になっているというようなことは十分認識した上で、人事の配置等についても様々、これまでも対応してきましたし、これからも対応しなければならないというふうに考えております。

専門職の採用というふうなことでは、4年前までですかね、専門職の職員の募集というふうなことを行いましたが、なかなか志望者も少なく、そして合格者は全く得ることができなかつたというふうな状況があり、ここ数年は募集の業務を止めております。

というのは、場合によっては、今でいう会計年度任用職員的な部分でそういう専門的な知識を持っている方をその時期にお手伝いをしていただくようなことでできないかというふうなことで、埋蔵文化センターはじめ、様々なところにお声がけをしながらそういった人的なフォローができる人材を探してきましたが、なかなかやっぱり今、その部門全体として人員の不足が生じているという状況だという中で、大江町にそういったことを紹介できるような方もいませんしというようなことで、ちょっとそこのところはもう少し努力をしなければならないのかなという現状です。

まだ、職員の採用等についても、今後そこは検討していかなければならない課題だというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑。

櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

28ページ、7款1項3目14節工事請負費からです。

古寺遊歩道整備工事費で減額になっております。これは工事完了による減額か、工事全てが終わって遊歩道が全面開通する状況なのか、それとも一部区間の整備での精査によるものか。あと、もし工事が全て終わっていなければ、まだ残っているのは何々か、いつ完了する予定かを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） お答え申し上げます。

古寺の遊歩道の整備工事に関しましては、古寺の案内センターから、先の、元の朝陽館までのところの部分が雪害で崩落している部分があったというようなことで、補正、その部分を工事発注させていただいて、請負差額、不用額分を減額するものでございます。

〔「残っているところ」と言う人あり〕

○地域振興課長（清水正紀君） 残っているという表現はちょっと、ありますけれども、まずは崩落している部分については全て手直しさせていただきましたので、私どもの解釈としては一応全て予定している部分は、今年度予定した部分については終了というようなことで考えております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） あくまでも神通峡じゃなくて、古寺のあそこの水がぶつかって崩れた、川の下から見て左側の部分が崩れたところの補修をやったという形なんですよね。でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 清水地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 議員言われますように、古寺案内センターの先の部分の遊歩道の改修工事になります。神通峡ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

35ページ、災害復旧費の中の委託料と工事請負費についてお伺いします。

測量設計委託料684万7,000円の追加、これはまずどこなのかという詳細をお伺いしたいということと、下の災害復旧工事費1,876万8,000円の減について、この場所はどこかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 災害復旧の委託料と工事費でございますが、委託料684万7,000円の追加ですが、こちらについては今年度行ってきた測量設計の精査と、新たにちょっと追加させていただく内容がございますが、路線としては市ノ沢の地滑り災害があったところと、令和4年度の8月の災害で被災した箇所3路線の測量設計が完了したということでの精算の内容になります。

あと、工事費に関しましては、次、こちらも地滑り災害、今回、応急本工事を行いまして、当初、当初といえますか、補正で4,000万頂いたんですけれども、実際、設計を組んで工事をしたところ、2,000万ちょっとで済んだというような中での減額、それと小清十郎畑、これは令和2年度の災害になりますが、その関連工事ということで一部工事に入らせていただいた関係での精査を行ったものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

最初の測量設計等なんですけど、この設計によって来年度、令和5年度に工事になるのかということをお伺いしたいのと、下の復旧工事ですが、2つの項目があるというふうな内容ではありますけれども、減額がかなり多いなというふうに思うんですが、予算と大きく違うという要因というのがあるのであればお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 最初にちょっと工事のほうの大きな減額ということでのことについて回答したいと思います。

地滑り工事に関しましては、12月下旬に災害査定を受けまして通ったというようなことなんですけど、その際に12月補正の中ではまだ復旧方法がちょっと確定してこなかったということで、暫定的に4,000万をちょっと取らせていただいております。その中で、査定後、設計を若干見直すというところも必要だったというようなことで、その見直した中での発注をさせていただきました。今年度、横ボーリングをして融雪期間の土の中にたまる水を抜くというような工事をさせていただいての精査というような形になります。

工事については以上ですが、測量設計についてはそちらのほうの地滑り災害の測量設計等

が大きく影響しておりますが、工事については今年度の応急本工事から来年度、再来年度、3年間をかけての工事になるかと思えます。その中で、ちょっと今年度からの引き続きというような部分も含まれてきますが、まだまだ地滑りが動いてくるというような可能性もございますので、そういった観測をしながらの調査というような形を取らせていただきたい。

それと、かなりの大量の残土が出るというようなこともありますので、その残土の処理についての協議というようなことも含めて、その資料作成というような形の中の委託料を計上させていただいたところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今の工事ですが、あと2年、令和5年と6年とかかって3年間かかるということなんですか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今年度の応急本工事を加えて来年度、再来年度、令和4年、5年、6年と3年かけての工事になる見込みでございます。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

35ページの保健体育総務費の中の報償費についてお伺いしたいと思います。

全国大会に出場ということで大変すばらしいことだなと思いますが、どの行事で何名行って、結果どうだったか、ちょっとまず教えていただきたいと思います。

お答え申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

全国大会出場の手激励金ということで教育委員会のほうで支出させていただいております。

今年度につきましては3名の方で、複数回の方もおりますので、3名で4件支出させていただいております。陸上競技短距離が1名、陸上競技長距離が1名、それからボルダリングに出場したということで全国大会で活躍されているということでございます。

成績については、ちょっとそれぞれの入賞、入賞はしておりますけれども、それぞれ何位かというところまでは把握しておりませんが、町の選手として活躍しているということで報告させていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

全部で4名、5名ぐらい参加したのかな。せっかく全国大会に行ったんで、残さないでみんな予算消化していただきますようお願いして、終わります。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ21ページからお願いいたします。

扶助費の中の高齢者タクシー券交付事業費の146万1,000円の減とありますが、これに関して、実際、今年度何人の方が申請したのか、またこれだけ不用額が出るということは、しっかりと高齢者の方に、こういうシステムかな、こういうものがあるんだということが分かっていられるのか、そのところはどういうふうに告知するのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

高齢者等のタクシー券交付事業につきましては、当初では、これは75歳以上の独り暮らし高齢者及び75歳以上のみの世帯に属する高齢者ということで対象として650円のタクシー券を10枚交付したものでございます。当初では460人の方を想定しておりましたが、実績を見ますと、1月27日現在で約294名の方、申請率が64.1%となっております。ということで、その数字も勘案しながら、あとはタクシー券をもらってもどれぐらい使用するかというのがなかなか分かりませんので、その辺を加味した中で、今回146万1,000円の減額とさせていただいたところでございます。

当然、せっかく予算で取ったものですから、当然、町のホームページとか、あとは民生・児童委員さん等を通じてそういった制度があるということで周知をさせていただいたところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今も伊藤議員のほうからちょっと話がありましたけれども、せっかく予算を取ったということで、こういうものは不用額で出るということ自体が大変悲しいかなと思っております。

そこで、もし対象者の半分とか、6割ぐらいとか、そういう応募が来ないという場合には、少し、例えば10枚でなく15枚にしたりとか、増やすことによって、しっかりとこの予算を使いたい方に配ってあげるようなものがないかなと思っております。

あと、これ、ちょっと来年の予算で見たんだけど、来年、当初は載っていないような、

探されないのか分からないんですけども、そういうのがあったんですけども、その辺のところも結局使わないからなくしたのか、それとも新たな、別なものを設けて、そこで使うようにしたのかもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） まずは、10枚当たりを15枚という考え方もありますけれども、当然補助の要綱がございますので、その中で1人方10枚ということをまずは考えたところがございます。申請にこられるという方からいろいろ電話をいただくと、やはり高齢者とはいっても、まだ私たちは自動車を運転できるということで、なかなかこれは申請しないという方もかなりいらっしゃいました。

そういった中で、来年度予算のほうには計上しておりませんが、これからやっぱり高齢化率、もっと高くなりますので、じゃ一体どういう手段ですれば高齢者の方の通院手段を確保できるのか、その辺のところはちょっともう少し精査をして、新たな方法なりを検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今の課長の答弁だと、利用する方、対象者の方で、まだまだ運転ができる、利用するのはまだ早いとか、そういう意見で、新年度、これはまず一回休むという形になるんですけども、使っている方もいるわけですね。ということは、やはり続けるべきだと思うし、だから一部の方の、ちょっと75歳でも元気な方がそういう意見が多かったからといって、これをなくすというのはちょっとどういうことなんだべねと思うんですけども、やはり必要な人はいるわけですよ。その今回申請した方に対して、新年度ないのかとか、そういうことに対してどういうふうにフォローするのか。やはりしっかりとそこのところはして、補正なり何でもいいですから、再度これを出すことによって、やはり自分が運転できないとか、必要な人に対してやっぱりケアしていくべきだと思いますけれども、その辺のところはやりますよね。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回のこの交付事業につきましては、今回補正でコロナの交付金を充当させていただいて実施している事業でございます。そういうことで、来年度からするとすれば、当然コロナの交付金はなくなりますので、当然一般財源の扱いになるということで、その辺はほかの事業との兼ね合いとか、またはその辺の予算要望、そういったもの

を踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

32ページ、お願いいたします。

教育活動推進費の中の報償費、教育展望検討委員会報償、三角マークついていますけれども、私、初めて見るような名称なんですけれども、どのようなことをなさっているのかと、あと教育に関して、教育委員さんから始まりまして、様々なこういうところがあるような気がするんですけれども、そのあたりをちょっと教えていただきたいんです。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

教育展望検討委員会報償ということで今回減額させていただきました。これの名称なんですけど、当初予算にこちらの名称で上げさせていただいたものでございまして、同じ名称で減額させていただいたということです。

中身につきましては、少子化によるこれからの学校の在り方検討委員会というようなことで、当初予算で取った名称と違う名称にはなりましたが、同じ内容でやらせていただいているものでございます。

当初、検討委員会ということで進めようと思ってやってきたわけなんですけれども、周りの市町村の状況などを鑑みまして、より慎重に、より柔軟に検討していくべきだということと、検討委員会の前段といたしまして、今年度、検討準備委員会としてこれまで進めてまいりました。その中でアンケート調査を実施したり、説明会を実施したりしてここまでやってきて、実際、検討委員会よりも準備委員会のほうがメンバーが少なかったということと、このたび減額させていただいているものでございます。

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 29ページの4目道路新設改良の18節のところの県道改良工事負担金、減というようなことで、これ、先ほど月布橋というふうに話がありましたけれども、この減額になった内容と、その月布橋はいつ頃完成するのかなということと、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8款2項4目道路新設改良費の18節になります県道改良工事負担金の減ということで、634万9,000円の減になりますが、こちらについては今年度、県の

ほうで月布橋の架け替えというようなことで予定をしておいたわけなんですけれども、橋台を工事するに当たり掘削したところ、軟弱地盤がちょっと確認されたというようなことで、今年度ちょっと設計の見直しをする必要があるというような形になりました。

県からの情報によりますと、来年度からはちょっと1年遅れにはなるんですけれども、工事のほうを再開したいというようなことで話は聞いております。その関係で、県道の改良工事負担金については減額となるものでございます。

一応、月布橋の完成については令和6年頃というようなことでは確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

では、完成は令和6年頃ということですか。何か軟弱な地盤が見つかったということなんだけれども、そこは橋台を据え付ける場所が軟弱だと、こういうことですか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 橋台を設置するところを掘削している段階で軟弱な地盤、ベントナイトになるんですけれども、その地層が見つかったというようなことで、ちょっと設計の見直しが必要だったというような内容です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番。

ページ数が18ページの交通公共費の中の委託料、JR左沢開通101周年記念の業務委託料360万、それからその下に利用促進記念品作製委託料66万6,000円とあるんですが、繰越しの中では、6ページに360万の委託料は繰り越すんだけど66万6,000円は繰越ししないというふうになっております。

町長の所信の中でも、大々的に取り組むというふうなことが載っておりますけれども、この360万円をどこに委託するのか。恐らくJRだと思うんだけど、そして、その記念事業というのはいつ頃開催を予定しているのか。それから、記念品作製委託料66万6,000円の内容を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ご質問のほうにお答えしたいと思います。

2款1項7目公共交通対策費の12節委託料、JR左沢線開通101周年記念業務委託料360万

円の委託先ですけれども、そちらについてはJ Rとの連携あるいは協力をしながら、あとはJ Rのイベント等々も今回一緒に行っていきたいということから、J Rの関連会社、グループ会社のほうに委託したいということで考えているところでございます。

いつ開催するかということですが、4月23日がJ R左沢線の全線開通の記念日となっております。昨年4月23日が100周年でございましたので、それに合わせて、今年、令和5年についても、4月22日が土曜日、23日が日曜日ですので、その2日間、イベントを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

その下の記念品作製委託料66万6,000円については、そのイベントに合わせて、来場していただいた方について無償で配付できる物を作っていきたいということで、こちらのほうについては今年度3月いっぱいでは何とか作っていきたいということで、3月補正のほうに計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 4月22、23に行いたいというふうなことでございますけれども、あと1か月しかないというふうな中での記念事業というふうになると思うんだけど、101の列車をどこからどこまで走らせて、そして町民、お客さんは何人ほど乗車できるのかなど。あとは、子どもたち、小学生あたりはというふうに対応するのかなというふうに思うんだけど、その辺はどのように考えているんですか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の101については、今現在走っているフルーツライン左沢線の車両がキハ101型ということで、そちらのほうも一緒に併せて101ということにこだわって行っていきたいと思いません。

昨年、今年度、今年、昨年かな、100周年のときには記念列車、来ていただきましたけれども、今回は記念列車等々は運行はちょっと間に合わなかったというような状況でございます。

ただ、こちらのほうでJ Rのほうにお願いしているのは、臨時列車、午前、寒河江・左沢間になりますけれども、そちらのほうをぜひ走らせていただきたいということで、午前に寒河江から左沢まで来ていただいて、午後の便が12時50数分発から4時までないということがありますので、その間にぜひ臨時列車を走らせていただきたいということでお願いしている

ところでございます。こちらのほうは臨時列車ですので、今走っている型と同じようなフルーツラインが走るというようなことをお願いしている状況でございます。

あとは、子どもの参加につきましては、ぜひ町内の保育園あるいは幼稚園、あとは小学校辺りの方から参加できるようなイベントをぜひ考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） そこでですけれども、盛大なイベントになることをご期待申し上げているわけですが、町長も言っているように、大江町の顔となるJR左沢線について、昨年度からいろいろとマスコミでも報道されておりまして、いろいろと利用者が少ない赤字路線だというふうな中で、町長の日程表などを見ると、JR仙台支社に行っているいろいろと要望してきたとか、あるいは合同庁舎、県庁に行ってもそれなりの要望をしているというような活動が見受けられるんですが、その中で、これまで町長が足を運んで、JR左沢線の存続というとおかしいんですけれども、JR左沢線の在り方等々について要望してきていると思うんだけど、その話し合った感触というか、こういうことを要望しておりますというふうな内容を町長からお聞きしたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、JR左沢線というものは、大江町だけでなく、やはり寒河江、朝日、西川というふうな中で、ぜひともあってはならない路線だというふうに思っております。そんな中で、去年の9月だか、定例議会だか、臨時議会だか忘れたんですが、隣接町を巻き込んだ中で左沢線の存続というものをぜひ進めていってもらいたいというふうに、要望しているわけですが、朝日、西川、寒河江、大江というふうな形の中で、今後、JR左沢線をどういうふうに盛り上げていくか。そして、どういうふうな活動をやっていくかというような協議会あるいは促進同盟とか、そういうふうな団体を作っていく、こういうふうにやりたいというふうな今考えていることがあれば、町長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 実は、日程等でご存じかというふうに思いますが、昨日、JRの東北本部のほうにお伺いをして、本部長さんのほうと面会をさせていただいて、中身は先ほど申し上げた4月22、23日に行うイベントについてのこちら側からの内容の説明と、それからJR側としていろいろご協力いただきたいというふうなことで、その内容についてもお話しを

させてもらってきました。それが1点。

あとは、4年度、5年度と様々な、来年度の予算に計上しておりますが、左沢線の利用活性化に向けた取組について、こういうことを今、町の中で話をしているというふうなことで、来年度予算に上げている内容等も、議会中で議決になればという前提の中でいろいろと町の取組を申し上げてきたと。

そういった中で、左沢線の今後の、寒河江までで止まってしまうのではないかとという町民の不安が物すごくあるという実態をお伝えしながら、町としてはこういうふうな取組をして、そのところをJRさんのほうとともに左沢線の寒河江・左沢間を活性化していきたい、利用者を増やしていきたいという思いを昨日お話をさせてもらってきたところでもあります。

JRさんのほうからは、数字的なもので公表されている部分は部分として、その後、地域の協議会などでお話をしていくというふうなことにはJRとしては考えていると。その前提として、路線が途中で切れるとか、廃止するとか、そういうふうなことでのお話ではありませんというようなことの返事をいただきました。

その中で、今後の先ほど申し上げたような取組については、まさにその協議会などで取り組んでいかなければならない課題だというふうなことなので、町が率先してそういったことをしていただいていることには非常にありがたいという感謝の気持ちを表していただきながら、これから一緒にその部分はやっていけるものは十分協力しながらやっていくと、そんなお話を昨日させていただいてきました。

要望というのは、そういったことで活動している状況と、今後の存続についてお願いをしてきたという中身でございます。

あと、大江町ではできないというふうなことのお話がありましたが、今までは左沢線沿線の協議会というものがあまして、山形から左沢までの関係する市町村が様々な活性化の取組というふうなことでやってきました。ただ、寒河江・左沢間と寒河江・北山形・山形間の部分が分割された形で公表されているというふうな現状、そして左沢線の課題としてはやはり寒河江・左沢間をどうしていくかという、この課題が私たち大江町にとっては大きな課題でありますので、この部分については寒河江市さん、大江町、そして西川町さん、この3町で今いろいろな取組について協力してやれないかというふうなお話をしております。もうこれは首長レベルで話をしているというふうな状況です。

なので、夏過ぎ、秋ぐらいからの活動について、そういった3町の取組というふうなことができるのではないかなというふうに思いますし、また、県と寒河江市さんと大江町と一緒に

になって、この課題について様々情報交換をしながら進めていきたいと思いますというふうなことで、県のほうからもご協力いただくような段取りをつけております。

そういったことで、ぜひこの大江町の左沢線が難読駅として、この間も一般質問でも申し上げましたが、非常に鉄道ファンにとっても注目される駅でもありますので、ぜひ終着駅としての魅力、始発駅としての魅力だったり、トンネルを抜けた後の景観だったり、そういったものを売り込みながら、利用者の増というふうなものにつなげていきたいという思いで今取り組んでいるというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野です。

ページ29ページ、道路新設改良費の中の21節の補償費のところの物件補償費の減で520万ほどありますが、その詳細と、ページ13ページ、入のほうになりますけれども、不用品売払収入の422万になっていますけれども、これの詳細を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 道路新設改良費の物件補償費522万3,000円の減でございますが、こちらについては、藤田堂屋敷線、それと舟唄碑元屋敷線、諏訪堂中山線に係る補正になります。藤田堂屋敷線については物件、建物の補償を行っております。あと、舟唄碑元屋敷線、ちょっと小屋ですか、そういったものと、あと電柱関係、そういったものの補償をした金額の精査をした上での減額補正というような形になります。

次に、入のほうの16款不用品売払収入の422万でございますが、こちらについては小形除雪機、今年度新たに1メートル級、歩道用の小形除雪機を購入させていただきました。こちらについては、その不用になった1台について売払いをするものでございます。

ちょっと詳しくお話しさせていただきますと、一番高く値段をつけていただいた方に売払いをするというようなことで、422万円をつけた方への売渡しというような形になります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） まず初めに、物件の補償費に関してなんですけれども、藤田堂屋敷線に関しては建物の補償、あと元屋敷線については小屋と電柱とありますが、それぞれ新しく道路を新設する場合の、しょうがない、しょうがないというか、必ず必要になる部分だと思いますけれども、ここで減額になったということは当初の見積りが甘かったのか、それとも何か特別な事情があつて安くなったのかということもありますし、特別高かったようなもの

もあったようにも記憶していますが、その辺のところはどうなんだか、まずお聞かせください。

あと、不用品の売払収入ということで、小形除雪機1台となっていますけれども、422万も例えば入札で値段つくものが不用品なのかどうか。まだ使えるのであれば使ったほうがよかったのではないかと、新しいものがあったとしても。その理由というのが、前にも少しは聞いたと思いますけれども、このぐらい値段つくものであれば、町で使いながらでもよかったのではないかなと思っております。

あと、これは入札したところなんですけれども、どこの業者が入札したのか、その中で、また多分、以前のドーザーのように県外のほうの業者が入札したのか、それとも県内、町内の業者が入札したのか分かりませんが、こういう町内で今まで使っていたもの、町の財産であるものであれば、こういうものはなるべくだったら町のほうで再度使ってもらえるような形で入札なんかしていただければと思っておりますけれども、その辺のところはどういうふうな考えでしょうかね。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8款2項4目の道路新設のほうの補償のほうからちょっとお答えしたいと思います。

こちらについては様々ちょっと、予算の取り方もあるんですが、ちょっとなかなか金額定まらないというのが電柱関係、そちらのほうがどの電柱をどこに移動するのかということで、東北電力なり、NTTなり、そういったところで現場で調整した上でないと、補償費、算定できないというふうな問題もありまして、ちょっと多く予算としては取らせていただいていて、精算の結果、減額というふうな形になろうかと思えます。

あと、歳入のほうの不用品売払収入に関しましては、今回、1月26日から2月16日まで、金額を提示していただくということで取組を行ったところです。11の事業所なり個人のほうからの申込みといいますか、札の提出があったところです。落札といいますか、売払いは県外の業者というふうな形になります。

この中で、ちょっと町内での使い方ということも、除雪機ですので町内でさらに使っていないかというようなことも考えたんですけれども、やはりちょっとなかなか修理にも費用がかさんでいるというような状況で、除雪機の更新というような決断に至ったところです。

あと、町内の業者に、業者といいますか、町内に限定してというふうな考え方も一つの方法ではあるのかなというふうには思いますが、できるだけ町民の財産を高く買っていただく

方に譲って、その収入、入った部分を町政に生かしたらなというような思いの中で広く募集をかけたというような経過がございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、広く応募、公募をかけて、少しでも町の財産になれば、収入になればということの話でありましたけど、物を売って町の収入になるというのも大切ですけども、除雪機なわけですよ。毎年雪が降るたびに、町内の除雪が、どこどこが遅い、あそこが遅い、まだ入れない、そういうふうな町民からの多くのクレーム、またそういうような電話等来る中で、やはり新しいもの1台と交換したんじゃなくて、1台増やして2台になって、1台が要らないからというんだったら分かるんだけど、交換して1台のままで除雪体制が全然変わらない、改革しないということで、こういうものを売ってしまって、本来は除雪を担当する課としてはどうなのかなと。

その辺のところもしっかりと考えながら、こういうふうなものの処分なり、やはりあと先ほど町内のと言いましたけれども、やはり町内の事業所でこれを買っていただければ、それを使ってまた新たな除雪の路線とか、そういうものも入っていただける。これは可能だと思っているんですけども、その辺のところを売ればいいというものでもないと思うし、様々な経緯があつてこういうふうになったと思いますけれども、その辺のところをやはり、一番のありきは除雪体制、除雪をしっかりとすることが一番大切なことだと思いますので、その辺に対してどのように考えて、次年度からの除雪をどのようにするかも併せてお答えください。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

今回の小形除雪機の処分に関しまして、様々ちょっと町の中でも検討させていただきました。それについては、除雪協力会さんとも相談して、町の歩道除雪に使えないかというような検討もさせていただいた中なんですけど、なかなか、ある業者のほうに使っていただくというのはちょっと考え方としてどうなのかというようなことも含めてご意見いただいた中です。

その中で、できるだけ町の財産である備品関係を高く売ったほうがいいんじゃないか、そのほうが町民としての利益になるんじゃないかというようなこともありまして、そのような形で進めさせていただいたところでした。

除雪体制としては、関野議員がおっしゃるとおり、なかなか時間がかかるというようなこ

ともクレームとしてございますので、そのあたりについては、今年度も時間を早めたりというような対応をさせていただいていますが、抜本的な改革というのもちょっと必要性は私としても感じておりますので、そのあたりについては除雪協力会と共に協議をしながら進めていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後だと思えますが、よろしくをお願いします。

ページ35ページの教育費、一番上、郷土芸能伝承補助金ということですが、金額的にはそう大きくはないわけなんですけれども、この郷土芸能というのは、大江町にどのようないわゆる団体というか、私が考えているのは、例えば道海、檜山の田植え踊りとか、小見地区もあるのかな、柳川の大黒舞とか、そういったものなのかどうか。団体名、どういうものがあるか教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

この18節負担金補助及び交付金で見ている郷土芸能伝承補助金対象の団体といたしましては、7団体見ております。深沢の獅子踊り、それから三区獅子踊り、それから、十三区奴、あと御免町と七区の囃屋台、それから檜山の田植え、あとおっしゃったように柳川の大黒舞ということで、7団体ここで見ておまして、今回、この中から2団体申請がございませんでしたので、その分を減額させていただくというものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7団体ということで分かりました。

ご存じのとおり、少子・高齢化ということでなかなかこの郷土芸能、古来昔から受け継がれてきたいろいろな催し、これが消滅する、消滅するというか、できないというような地区もあるというふうに向っています。やる人がいないと、単純に言えばそうだと思います。

それで、こういう文化的なものにつきましては、後世に残すためによく映像として、記録として残しておくというような自治体も見られます。そういう映像を昔、テレビの新日本紀行ではありませんけれども、そういったことに対する考え方も持つておく必要があるんじゃないかと。

それからもう一つは、何年か前、テルメ健康温泉館がリニューアルオープン、何年か前、このとき、檜山の田植え踊り、玄関前で披露されました。これなんかもなかなか檜山以外の人は見られないと。深沢の獅子とか、三区の獅子踊りとか、奴というのは駅前で行いますの

で、秋祭りに来て、みんな見られますけれども、そういった柳川の大黒舞とか、そういった貴重な伝承文化財に対しては、できるだけ町民に知っていただくためにいろんな行事で披露してもらいたいかなと思う。

取りあえず、7月1日のテルメ健康温泉館グランドオープンというのが土曜日なんですが、こういったときに例えば協力を、支援して、なんとか、そういうのはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

1点目の映像で残してはいかがかというようなことがございました。やはりこれも全国的な問題だと思うんですけれども、人口減少に伴って継承者が不足しているということは、当然伝統文化芸能にも言えることでございます。

その中で、例えば、山形市のある団体なんかは、山形大学と提携をして若い方に取り組んでいただいたり、あと芸工大でもいろいろな団体と手を結んで取り組んでいただいたりというようなことがございます。町内でも、ある集落の芸能団体で企業と手をつないで一緒にやっているというような団体もございます。

映像で残すことにつきましては、我々も考えております。ただ、それでいいのかという思いは今のところ持っておりますので、様々これからも手を尽くしてやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

2点目のリニューアルに合わせて伝統文化芸能を披露してはいかがかということなんですけれども、ちょっと直接その団体にお声がけをさせていただいているのかどうか教育委員会のほうでは承知しておりませんので、ちょっとお答えできかねますが、そういう機会があれば出場していただけるようなお声がけは私どものほうからもさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野幸一です。

最後になると思いますけれども、まとめでの質問になりますけれども、総務課長から答弁をお願いしたいと思います。

今回、電気料が高騰しておりまして、補正の中にも各建物、いわゆる役場の庁舎、小中学校、公民館、体育館と電気料の補正の金額が多く出ております。その中で、町として節電するためのどのような工夫をしているか、その辺のところをまず聞きたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 電気料、燃料費、光熱水費の高騰については本当に深刻な問題となっております。

特に電気料については、これまでも補正で追加させていただきましたが、今回もそれでも足りなくて追加していただいているところがございます。職員のほうには、当然、昼休みのスイッチを切ることの徹底、あるいはパソコンの電気がかなりかさんでおりますので、帰る際には画面上の電源を消すとか、そういったことを徹底するように伝えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 小中学校ではなかなかその節電ということは難しいと思いますけれども、役場の庁舎内とかその他、体育館、中央公民館等の施設の中では、ある程度職員の方から我慢をしてもらって節電ということができると思います。

あともう一つ、できるかどうかは分かりませんが、今様々な企業でフレックスタイムということで、いわゆる少し明るい時間、朝の早い時間になりますけれども、早めに役場に来ていただく。その分、例えば5時半に終わりなんですけれども、4時半に帰ってもらうとか3時半に帰ってもらう、そういうような形のフレックスタイムを取りながら、夜、なるべく役場の電気がつかないような、そういうようなことで仕事もできるんじゃないかと思っております。

よく仕事柄この辺通るんですけれども、特にこの予算とか決算の時期になりますと、10時、11時まで役場の電気が煌々とついております。その中で、階段等の電気も消し忘れてたり分かりませんが、遅い時間までついていたりすることもあります。そういうのは、やはりその明るい時間帯で仕事をしたりとかすれば、なるべく夜はその仕事をしないで済むのではないかというのがありますので、その辺のところもこういう燃料、電気代が高くなっている時期に職員の方からも協力していただきながら、節約できるところは節約するというのをやはりしていただければと思いますので、その辺のところはどのように考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 令和3年度の決算のときにも調べたんですが、使用電力量的には増えてはなくて、逆に減ってはいるんです。それ以上に値上げ幅が大きいということがまずあるというようなことではありますが、今議員からおっしゃられたとおり、やはりフレッ

クスタイムなんかも検討の余地があると思います。

あと、加えましてできることといたしましては、毎週火曜日と木曜日、一斉定時退庁日というようなことで声をかけてはいるんですが、なかなかそれが守られていないという実態はありますが、そちらも今後徹底をしていきたいというふうに思います。

あと、階段とか廊下についても、やはり正面玄関部分の電気を消すことはできないんですが、例えば2階、3階の廊下ですとか、そういったところにはあまり町民の方もいらっしゃらないと思いますので、その点も節電を徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 令和4年度 大江町一般会計補正予算（第10号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午後2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

### ◎議第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第18、議第21号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長補佐。

○税務町民課長補佐（伊藤和幸君） 議第21号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費の1項総務管理費、2項徴税費と、7ページから8ページにかけての3項運営協議会費、4項趣旨普及費につきましては、事務費や負担金などの事業実績を見込み減額するものでございます。

2款保険給付費のうち、1項療養諸費、2項高額療養費は、今年度の支給実績及び今後の所要見込みにより減額するものでございます。

8ページから9ページにかけての5款1項保健事業費は、事業実績を見込み減額するものでございます。

6款1項1目基金積立金は、令和4年度の基金利子相当分を追加補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税は、滞納繰越分について、今年度の収入見込みにより追加補正するものでございます。

2款1項1目督促手数料は、今年度の収入見込みにより減額するものでございます。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードの保険証利用申込み支援事業を実施したことにより追加補正するものでございます。

5ページをご覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の2款保険給付費の補正額と同額を計上し、特別交付金はそれぞれ交付見込みにより追加補正するものでございます。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を見込み追加補正するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金は、交付決定額により追加補正し、未就学児均等割保険料繰入金及び出産育児一時金等繰入金は実績見込みにより減額、一般繰入金は事業の精査により追加補正するものでございます。

6款2項1目基金繰入金は、決算見込みにより減額するものでございます。

6ページをご覧ください。

8款1項1目延滞金は、決算見込みにより減額するものでございます。

これにより令和5年3月末の基金残高は、令和4年3月末から1,695万3,000円減少し、2億5,037万5,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第21号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第21号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第19、議第22号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長補佐。

○税務町民課長補佐（伊藤和幸君） 議第22号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金277万円の減額は、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が増加したことにより計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は今年度の収入見込みにより計上するものであり、1 目特別徴収保険料は169万3,000円の減額、2 目普通徴収保険料は現年分と滞納繰越分を合わせて163万4,000円を追加補正するものでございます。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより271万1,000円を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第22号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第22号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第20、議第23号 令和4年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第23号 令和4年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、事業費の精査による減額のほか、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき、介護給付費準備基金への積立金を3,127万5,000円追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を6,920万円減額するものでございます。

主な内容としましては、居宅介護サービス等給付費は、新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所の一時休止や利用控え等の影響が継続し、訪問・通所系サービスにおいて当初見込みより給付実績が減少していることなどにより3,000万円を減額するものでございます。

また、施設介護サービス等給付費は、特別養護老人ホーム入所者の死亡退所が多かったことなどにより1,800万円を減額するものです。

地域密着型介護サービス等給付費につきましては、町内事業者が認知症対応型共同生活介護事業を休止し、給付費が減少したことなどにより1,900万円を減額いたしました。

2 款 2 項 1 目審査支払手数料は、介護サービス等諸費の給付実績の減により国民健康保険団体連合会への審査手数料を減額するものです。

2 款 4 項 1 目高額医療合算介護サービス等費及び9ページの5項1目特定入所者介護（支援）サービス等費は、主に施設介護サービス等給付費の減少に伴い、それぞれ減額をするものでございます。

4 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定の方が利用する通所介護及び訪問介護サービスに関する給付費になりますが、実績に基づき68万4,000円を減額するものでございます。

4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部を中止したため、委託料を減額いたしました。

10ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目償還金は、令和元年度介護給付費財政調整交付金の再確定に伴い、超過交付分の返還金として7,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき滞納繰越分を追加するものです。

3 款国庫支出金、5ページの4款支払基金交付金、5 款県支出金、6ページの7 款繰入金

につきましては、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業等の精査により、特定財源をそれぞれ減額するものでございます。

戻っていただきまして、4ページの3款2項5目保険者機能強化推進交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組等を支援する交付金として138万2,000円を、5ページの3款2項6目保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくりに資する取組に対する交付金として106万1,000円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

6款1項1目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき、介護給付費準備基金利子を2万2,000円追加するものです。

7款1項4目低所得保険料軽減繰入金は、保険料軽減額の精査に伴い66万円を追加するものであり、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき955万2,000円を減額するものでございます。

これにより歳出予算の積立金と合わせて、本年度末の介護給付費準備基金の残高は2億118万3,000円になる見込みでございます。

7ページをご覧ください。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の精算により1,315万円を追加するものです。

最後に、9款3項2目雑入は、介護サービス費の過誤により発生した事業所からの返還金を追加いたしました。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第23号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第23号 令和4年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第21、議第24号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第24号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

下段の表になります。

1款1項1目宅地造成費は、今年度の分譲収入の実績に応じて一般会計への繰出金を56万6,000円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

上段の表になります。

1款1項1目不動産売払収入は、当初の予定どおり3区画の分譲となったものの、実際に分譲された区画の分譲収入を踏まえ56万6,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第24号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第24号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第22、議第25号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第25号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

最初に、3ページをお開き願います。

第2表地方債補正につきましては、公営企業会計適用事業の既定の借入れ限度を10万円減額し、総額を1,260万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳出の1款1項1目一般管理費の手数料及び委託料は、決算見込みによる減額でございます。

2款1項2目処理場管理費は、燃料費の高騰や不明水により汚水処理量が増加しているというようなことから光熱水費として電気料93万円を追加し、工事請負費については、浄化センター火災受信機更新工事の請差により減額をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款1項1目下水道使用料の37万9,000円の追加、2項1目手数料6,000円の追加は、決算見込みによるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴い204万円を追加するものでございます。

6款3項1目雑入277万5,000円は、昨年度の雪害によりまして浄化センター屋根の修繕工事に伴う建物災害共済金でございます。

7款1項1目公共下水道事業債は、事業の契約実績によりまして公営企業会計適用債を10

万円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第25号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第25号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第23、議第26号 令和4年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第26号 令和4年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出のほうからご説明を申し上げます。

1款1項1目原水及び浄水費、それと2目配水及び給水費、4目総係費、5目減価償却費、6目資産減耗費、それと1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、決算見込みによりそれぞれ減額及び増額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目給水収益は、一般家庭をはじめ民間・公共全ての部門で使用水量が減少しているというようなことから、精査によりまして減額をするものでございます。

2 目受託工事収益、それと 1 款 2 項 4 目長期前受金戻入は、決算見込みによりそれぞれ減額及び増額をするものでございます。

1 款 2 項 3 目他会計補助金につきましては、収益的収支に係る収入の不足額を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第26号については、収入及び支出、一括して質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第26号 令和4年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎予算特別委員会設置及び付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第24、予算特別委員会設置及び付託です。

それでは、お諮りします。

議第27号から議第34号までの令和5年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案は、議長を除く9名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思えます。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、令和5年度の予算に係る議案8件は、議長を除く9名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場におきまして、明日午前10時に招集いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

## 令和5年第1回大江町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和5年3月13日(月)午前10時開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告(新年度当初予算8件)
- 日程第 2 議第27号 令和5年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第28号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第29号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第30号 令和5年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第31号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第32号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議第33号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議第34号 令和5年度大江町水道事業会計予算
- 日程第10 議第35号 大江町副町長の選任について
- 日程第11 議第36号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 発議第1号 大江町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第13 発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員の派遣について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長 代	伊藤和幸君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎予算特別委員会報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第27号から議第34号までの令和5年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

10番、土田勵一君。

○予算特別委員会委員長（土田勵一君） 改めて、おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

1、件名につきましては、配付資料に記載のとおりであります。

2、審査の経過。

本委員会に付託されました令和5年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算8件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会は、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

令和5年3月13日、予算特別委員会委員長、土田勵一。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） ご苦労さまでした。

---

◎議第27号～議第34号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第27号から日程第9、議第34号までの令和5年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容であります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されております。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

採決の方法についてお諮りします。

議第27号から議第34号までの令和5年度予算8件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、一括して採決することに決定いたしました。

それでは、令和5年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案について、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、議第27号から議第34号までの令和5年度予算8件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第35号 大江町副町長の選任についてを議題とします。

書記朗読。

[書記朗読]

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

議第35号 大江町副町長の選任についてをご説明申し上げます。

現職の槇英毅氏は、令和3年4月に就任していただき、新型コロナウイルス感染症対策や道の駅再整備、百目木地区の堤防整備に向けての調整など、困難かつ喫緊の行政課題解決に向け、私の右腕として手腕を発揮していただきました。また、産業振興公社の社長としても、コロナ禍による経営環境が厳しさを増す中、新たな事業の導入などにより誘客拡大を図るなど、立て直しに向けての道筋を立てていただきました。

先般、令和5年3月末日をもって退職したいとの申出があり、私としては非常に残念ではありますが、県における人事の都合によるものでもあり、本人の将来を考えれば、やむを得ないものと判断し、辞職願を受理したところであります。

後任の人選に当たっては、様々な角度から検討を重ねましたが、町を取り巻く環境が年々厳しさを増し、行政課題が山積している中で、引き続き県とのつながりをさらに深めることで町政の発展が図られるとの思いから、町にとって県から来ていただくことが最良の選択肢であると判断いたしました。

したがって、ただいま書記から朗読のあったとおり、桃井亮一氏を適任と認め、提案させていただきます。

桃井氏は、山形市の飯塚町に居住しており、昭和47年4月2日生まれの50歳、まさに働き盛りの方であります。配付している略歴のとおり、山形大学人文学部を卒業後、平成7年に山形県に奉職され、主に財政畑が長いとお聞きしております。そのほかにも雪若丸のブランド戦略や観光振興など、県庁の中核の多彩な分野で活躍されており、現在は総務部財政課副主幹の要職を務められております。これらの豊富な行政経験を生かし、今後の大江町の発展と様々な行政課題解決に向け、町政全般にわたってご尽力いただける方だと確信をしております。

以上のことから、桃井亮一氏を大江町副町長として適任と認め、令和5年4月1日付で選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第35号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第35号 大江町副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は、議会運営委員会の協議に基づき、無記名投票で行います。

準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（菊地勝秀君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

大江町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、菊地邦弘君、3番、藤野広美さんを指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（菊地勝秀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

投票用紙の四角形で囲んである欄に、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、大江町議会会議規則第84条の規定によりまして、白票は反対票とみなします。  
投票箱を点検します。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長（菊地勝秀君） 異状ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

(事務局長、議席順に点呼。投票)

○議長（菊地勝秀君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。2番、菊地邦弘君、3番、藤野広美さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（菊地勝秀君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員が賛成です。

したがって、議第35号 大江町副町長の選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

---

### ◎議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第36号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

書記朗読。

[書記朗読]

○議長（菊地勝秀君） 本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第36号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定につきましては、株式会社デリッシャモ代表取締役、杉澤隆宏に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 議第36号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、詳細をご説明申し上げます。

大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者につきましては、令和5年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、新たな指定管理者の募集を実施いたしました。募集期間内に2件の申請があり、この申請内容について大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会において審査を行ったところ、山形市東原町3丁目2番38号、株式会社デリッシャモが候補者として選定されました。

なお、株式会社デリッシャモの詳細については資料19をご覧ください。

株式会社デリッシャモは、現在、町の食鳥処理施設において施設の管理運営を担っている杉澤隆宏氏が新たに設立し、代表取締役を務める法人であります。

杉澤氏は、食鳥処理施設の管理運営に必要な食鳥処理衛生管理者の資格、技能を有しており、これまでの経験や知識もあり、作業員の確保についてもめどが立っていることから、支障なく管理運営が可能であると思われまます。

指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第36号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第36号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、発議第1号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎君。

○議会運営委員会委員長（伊藤慎一郎君） ご説明申し上げます。

発議第1号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、本条例の制定の経過について申し上げます。

国において、デジタル社会の形成に関する施策の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを鑑み、これまで各地方公共団体等でそれぞれ定められていた個人情報保護の制度について全国的な共通ルールを規定し、執行するため、個人情報の保護に関する法律の改正により個人情報の保護するルールが統一されることになりました。

しかしながら、これまで各自治体の個人情報保護条例の対象とされていた議会については、独立性を確保する観点から、改正後の個人情報の保護に関する法律の対象から外れることとなり、議会独自の個人情報保護に関する条例を制定する必要性が生じたことを踏まえ、今回の条例制定に至ったところであります。

なお、今回上程します条例の概要について申し上げますと、保有個人情報の対象となる情報は、議会事務局の職員が職務上作成または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用することとして議会で保有している情報になります。

また、情報公開の対象については、自己を本人とする保有個人情報、いわゆる各議員が自分自身の情報についての開示請求を行うことが主に想定されている条例となります。

また、開示請求の手数料については、町の条例に準じて規定しており、開示請求の手数料は無料とし、複写等の費用は請求者の負担として定めているものであります。

罰則規定についても、法律の規定に準じて定めております。

以上、概要について申し上げましたが、条文の主な部分についてご説明いたします。

第1条から第3条にかけては、個人情報の定義や議会の責務等について定めたものです。

第4条から第17条については、個人情報の取扱いについて規定をしており、目的の範囲を超えての利用制限や職員等の適切な情報の取扱いなどについて規定しています。

第18条から第46条については、開示請求の手續や請求を受けた場合の開示内容等について規定しています。また、開示請求に係る費用負担等については、先ほど概要で説明しましたが、第30条に規定しています。

第47条から第52条につきましては、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な意見が必要となった場合に、町の審査会への諮問に関する事などについて規定しています。

第53条から第57条については、罰則について具体的に定めたものであります。

以上が、大江町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたしますので、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 発議第1号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第1号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎君。

○議会運営委員会委員長（伊藤慎一郎君） 発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

今回の改正内容につきましては、議場において、町が準備または貸与したタブレット端末を使用できるように改正するものです。あわせて、現在の印刷して配付している会議録を電磁的記録による提供も可能とする内容になっております。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第103条の場内に持ち込んではならない携帯品を定めた条文ですが、現行では、写真機及び録音機の類いは持ち込めないことになっておりますので、ただし書により、町が貸与したタブレットの持込みが可能になるように改正しています。

第125条をご覧ください。

会議録は印刷して配付するとしていたものに、括弧書きにより、電磁的記録をもって作成されたものを電磁的方法により提供することも可能になる改正にするものです。具体的には、タブレットの議会システムから、いつでも見られるような形を想定しています。

一番下の附則ですが、施行月日を令和5年4月1日としております。

以上、大江町議会会議規則第14条第2項の規定により提出しますので、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 発議第2号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

それでは、お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（菊地勝秀君） 日程第15、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、記載のとおり研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和5年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 5 月 15 日

議 長 菊地 勝秀

署 名 議 員 結城 岩太郎

署 名 議 員 土田 勵一